甲府市公報

第１５０７号

発行所　甲府市役所
甲府市丸の内一丁目１８番１号
発行人　甲府市
毎月５日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目　次

［　条　　例　］

甲府市手数料条例の一部を改正する条例……6
甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……7
甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……9
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……11
甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……15
県営土地改良事業分担金徴収条例……27
甲府市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例……29
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……37
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……38
甲府市市民会館条例の一部を改正する条例……39
甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例……40
甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……41
甲府市手数料条例の一部を改正する条例……45
甲府市建築基準法施行条例及び甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……50
甲府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……58
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……59
甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例……60
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例……96
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……97
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……101

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例……103
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……125
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……126
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……128
甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……130
甲府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……132
甲府市市税条例の一部を改正する条例……134

［　規　　則　］

甲府市職員の修学部分休業に関する規則……137
甲府市職員の高齢者部分休業に関する規則……143
甲府市歴史文化交流施設条例の施行期日を定める規則……150
甲府市歴史文化交流施設条例施行規則……151
甲府市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則……156
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則……189
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……200
甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則……207
甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……208
甲府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……210
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……211
甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……216
甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……218
甲府市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則……223
甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則……224
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……226
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……232
甲府市職員給与条例附則第１２条の規定による給料月額に関する規則の一部を改正する規則……267
甲府市職員給与条例附則第１４条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……268
甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……271
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……272
甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則……290
甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則……291
甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則……295
甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則……297
甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則……298
甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……299
甲府市財務規則の一部を改正する規則……300
甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……301
甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……302
甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則……304

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……305
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……313

［　規　　程　］

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程……314
甲府市庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程……324
甲府市統計書発行規程の一部を改正する規程……333
甲府市辞令式の一部を改正する規程……337

［　告　　示　］

指定居宅介護支援事業者の指定公示……339
道路の供用廃止告示……340
道路の供用開始告示……341
固定資産税・都市計画税督促状公示送達……342
差押解除通知書公示送達……343
道路の占用を制限する区域の指定公告……344
介護保険被保険者証無効告示……345
住民票を職権消除した者の公示……346
甲府市職員採用試験実施公告……347
甲府市任期付職員採用試験実施公告……348
甲府市職員採用試験実施公告（２件）……349
農用地利用集積計画を定めた旨の公告……351
都市計画変更案の縦覧公告……352
開発行為に関する工事の完了公告……353
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……354
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示……355
指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……356
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止公示……357
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示……358
開発行為に関する工事の完了公告……359
配当計算書・充当通知書公示送達（２件）……360
差押調書（謄本）公示送達……362
開発行為に関する工事の完了公告……363
都市計画図書縦覧告示……364
令和６年度補正予算の公表……365
地域農業経営基盤強化促進計画を定めた旨の公告……366
甲府市職員採用試験実施公告（３件）……367
指定居宅介護支援事業者の指定公示……370
開発行為に関する工事の完了公告……371
生活保護法等指定医療機関廃止公示（２件）……372
令和７年度固定資産課税台帳の縦覧公示……374
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止公示……375
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示……376
指定居宅介護支援事業者の廃止公示（２件）……377
指定居宅介護支援事業者の指定公示……379
開発行為に関する工事の完了公告……380
差押調書（謄本）公示送達……381
農業振興地域整備計画の変更公告……382
甲府市職員採用試験実施公告……383
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……384
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定

事業者の指定公示……385
令和７年度予算の公表……386
開発行為に関する工事の完了公告……387
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示……388
開発行為に関する工事の完了公告……389
地域農業経営基盤強化促進計画を定めた旨の公告……390
公職選挙法施行令第１１９条第２項の規定による個人演説会の施設における設備の程度を定める告示……391
後期高齢者医療保険料額決定通知書及び変更決定通知書公示送達……392
開発行為に関する工事の完了公告……393
指定一般相談支援事業者の廃止公示……394
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示……395
指定障害児通所支援事業者の指定公示……396
指定一般相談支援事業者の指定公示……397
介護保険被保険者証無効告示……398
都市計画図書縦覧告示……399
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定告示……400
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……401
後期高齢者医療保険料督促状公示送達……402
後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書公示送達……403
国民健康保険料督促状公示送達……404
地方自治法第２３１条の２の３第１項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示……405
指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託告示……406
開発行為に関する工事の完了公告……407
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示……408
農用地利用集積計画を定めた旨の公告……409
道路の供用開始告示……410
道路区域の変更告示……411
道路の供用開始告示……412
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達……413
令和６年度補正予算の公表……414

［　議会局　］

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程……415

［　教育委員会　］

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則……416
甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則……417
甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……443
甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の一部を改正する規則……448
甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則……449
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程……452
公印改刻告示……453

［　選挙管理委員会　］

選挙人名簿登録者総数の５０分の１、３分の１及び６分の１の数の告示……454
選挙管理委員会委員長の退職の承認及び選挙管理委員に補欠した者の告示……455

［　公平委員会　］

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……456

［　農業委員会　］
甲府市農業委員会３月定例総会招集公告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥457
［　上下水道局　］
甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥458
甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程（２件）‥‥‥462
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

条例

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月１９日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成１２年３月条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１０号の次に次のように加える。

⑽の２　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	１件につき　４００円（当該戸籍電子証明書提供用識別符号と同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は無料）

別表第１１号の次に次のように加える。

⑾の２　除籍電子証明書提供用識別符号の発行	１件につき　７００円（当該除籍電子証明書提供用識別符号と同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は無料）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月１９日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２号

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年１２月条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第８条の次に次の２条を加える。

（就業環境の整備）

第８条の２　救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第８条の３　救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１９条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

⑵　当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第２０条に次の１項を加える。

６　救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者各人に個別支援計画を作成しなければならない。

第２５条第１項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第２項中「第２項」の次に「及び第６項」を加える。

第２６条第１項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月１９日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第３号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年３月条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１６条を第１７条とし、同条の前に次の章名を付する。

第６章　雑則

第１５条の次に次の１章を加える。

第５章　甲府市災害弔慰金等支給審査委員会

第１６条　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、甲府市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は、医師その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

３　委員会の委員は、その者の委嘱又は任命に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

４　前２項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１０月条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表中２０の１２の項の次に次の１項を加える。

２０の１３	甲府市災害弔慰金等支給審査委員会	委員長	日額　８，９００円
		委員	日額　８，２００円

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第４号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（甲府市職員特別給与条例の一部改正）

第１条　甲府市職員特別給与条例（大正３年１月告示第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第２号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第２５条第２号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第３号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第２６条第１項第２号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第２６条の２第１項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市職員給与条例の一部改正）

第２条　甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４８条の２第３号及び第４号並びに第４８条の３第１項第１号及び同条第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市職員退職手当支給条例の一部改正）

第３条　甲府市職員退職手当支給条例（昭和２５年１０月条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第１号及び同条第５項第２号並びに第１２条の見出し及び同条第１項第１号並びに第１３条第１項第１号並びに第１５条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市学校職員給与条例の一部改正）

第４条　甲府市学校職員給与条例（昭和２８年１月条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２６条の２第３号及び第４号並びに第２６条の３第１項第１号及び同条第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第５条　甲府市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和３５年１０月条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第２号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第３号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第１５条第３号及び第２１条第２号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第２５条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第４２条第１項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第２項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部改正）

第６条　甲府市消防団員退職報償金支給条例（昭和３９年７月条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市表彰条例の一部改正）

第７条　甲府市表彰条例（昭和４１年３月条例第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項及び第９条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第８条　甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４１年７月条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市環境保全条例の一部改正）

第９条　甲府市環境保全条例（平成２２年６月条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３６条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市地方卸売市場業務条例の一部改正）

第１０条　甲府市地方卸売市場業務条例（平成２２年１２月条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第４項第４号イ及び第１２条第１項第２号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第１４条第４項第２号及び第２８条第２号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市屋外広告物条例の一部改正）

第１１条　甲府市屋外広告物条例（平成３０年１２月条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第４８条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第１２条　甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（平成３０年１２月条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第２３条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第１３条　甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成３０年１２月条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第１４条　甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１２月条例第３５号）の一部を次のように改正する。

附則第８項及び第９項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第１５条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第１６条　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

２　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

３　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した罪についてされた懲役又は禁錮に係る刑の執行猶予は、拘禁刑に係る刑の執行猶予とみなす。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第５号

甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条～第１９条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２０条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２１条～第２４条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２５条・第２６条）
第３章　雑則（第２７条・第２８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　乳児　法第４条第１項第１号に規定する乳児（法第６条の３第２３項の内閣府令（次号において「内閣府令」という。）で定めるものを除く。）をいう。

⑵　幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

⑶　保護者　法第６条に規定する保護者をいう。

⑷　乳児等通園支援事業　法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

⑸　乳児等通園支援　乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

（最低基準の目的等）

第３条　この条例で定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

３　市長は、甲府市社会福祉審議会（甲府市社会福祉審議会条例（平成３０年１２月条例第３２号）第１条に規定する審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故及び犯罪を防止する体制を整備するよう努めなければならない。

６　乳児等通園支援事業者及びその職員は、甲府市暴力団排除条例（平成２４年３月条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等であってはならない。

７　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

８　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第６条　乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、非常災害に対する防災マニュアルを作成し、利用乳幼児の保護者等に公開するものとする。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１１条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通

園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１２条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１４条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

⑵　その提供する乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数及び職務の内容

⑷　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

⑸　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

⑹　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

⑺　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１７条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１８条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１９条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２０条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２１条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

⑵　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。

⑶　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

⑷　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑸　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

⑹　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

⑺　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑻　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建

物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同

		条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ３　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所１か所につき２人を下ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

⑴　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

⑵　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２５条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

⑵　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　認定こども園法第３条第２項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

⑶　幼保連携型認定こども園　幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）

⑷　家庭的保育事業等を行う事業所　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２３条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第２７条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

県営土地改良事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第６号

県営土地改良事業分担金徴収条例

（趣旨）

第１条　この条例は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第９１条第３項の規定により、山梨県の行う県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第２条　市は、法第９１条第２項の規定に基づき、県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収する。

⑴　当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者

⑵　当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地以外の土地で、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し及び収益する者

⑶　前２号に掲げる者のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

（分担金の額）

第３条　前条の規定により市が徴収する分担金の総額は、当該県営土地改良事業に要する費用につき法第９１条第２項の規定に基づき市が負担する負担金の額の範囲内で市長が定める。

（分担金の徴収方法）

第４条　第２条の規定により徴収する分担金は、当該県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前において当該県営土地改良事業の施

行に係る地域内にある土地の一部につき当該県営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において一時に徴収する。ただし、市長が必要と認める場合には、分割して徴収することができる。

（分担金の減免等）

第５条　市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第７号

甲府市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

（趣旨）

第１条　この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）の規定に基づく事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（手数料）

第３条　次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

⑴　法第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

⑵　法第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査　低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

２　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（法第５４条第２項の規定による申出を行う場合は、甲府市建築基準法施行条例（昭和５４年１２月条例第３７号）第２８条の２第１項（昇降機に係る部分を除く。）及び第２項並びに第２８条の３第１項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額）とする。

⑴　一戸建ての住宅の場合　当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第１に

定める額

⑵　一戸建ての住宅以外の住宅の場合　当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第２に定める額

⑶　住宅の用途に供しない建築物で用途が主として工場、倉庫その他これらに類するものとして別に市長が指定するもの（以下「工場等」という。）である場合　当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第３に定める額

⑷　住宅の用途に供しない建築物で用途が前号に掲げるもの以外の場合　当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第４に定める額

⑸　複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の場合　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

ア　住宅の用途に供する部分　当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第２に定める額

イ　住宅の用途に供しない部分で工場等の用途に供する部分　当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第３に定める額

ウ　住宅の用途に供しない部分でイ以外の用途に供する部分　当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第４に定める額

３　低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額（法第５５条第２項において準用する法第５４条第２項の規定による申出を行う場合は、甲府市建築基準法施行条例第２８条の２第１項（昇降機に係る部分を除く。）及び第２項並びに第２８条の３第１項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額）の合計額とする。

⑴　床面積が増加する部分　当該部分に応じて前項の規定の例により算出した額

⑵　既に法第５４条第１項の規定による認定を受けた部分　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　一戸建ての住宅の場合　当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第１に定める額の２分の１に相当する額

イ　一戸建ての住宅以外の住宅の場合　当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第２に定める額の２分の１に相当する額

ウ　住宅の用途に供しない建築物で用途が工場等である場合　当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第３に定める額の２分の１に相当する額

エ　住宅の用途に供しない建築物で用途がウに掲げるもの以外の場合　当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第４に定める額の２分の１に相当する額

オ　複合建築物の場合　次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(ｱ)　住宅の用途に供する部分　当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第２に定める額の２分の１に相当する額

(ｲ)　住宅の用途に供しない部分で工場等の用途に供する部分　当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第３に定める額の２分の１に相当する額

(ｳ)　住宅の用途に供しない部分で(ｲ)以外の用途に供する部分　当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第４に定める額の２分の１に相当する額

（手数料の納付時期）

第４条　手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

（手数料の不還付）

第５条　既に納付した手数料は、還付しない。

（手数料の減免）

第６条　市長は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（過料）

第８条　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（甲府市手数料条例の一部改正）

２　甲府市手数料条例（平成１２年３月条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第４１号及び第４２号を削る。

（甲府市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の甲府市手数料条例第２条第１項並びに別表第４１号及び第４２号の規定により納付された手数料については、なお従前の例による。

４　この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

	申請に併せて適合証等（別に市長が指定する者が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類その他の書類であって別に市長が指定するものをいう。以下同じ。）を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に掲げる基準である場合	それ以外の場合

２００平方メートル未満	4,000 円	33,000 円	17,000 円	24,000 円
２００平方メートル以上	4,000 円	37,000 円	18,000 円	27,000 円

別表第２（第３条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
３００平方メートル未満	9,000 円	67,000 円	32,000 円	49,000 円
３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	19,000 円	112,000円	55,000 円	84,000 円
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	43,000 円	192,000円	101,000円	146,000円
５，０００平方メートル以上	78,000 円	275,000円	153,000円	214,000円

別表第３（第３条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第１０条第１号ロ⑵に掲げる基準である場合	それ以外の場合
３００平方メートル未満	9,000 円	85,000 円	107,000 円
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	16,000 円	108,000 円	135,000 円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	26,000 円	143,000 円	176,000 円
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	78,000 円	231,000 円	275,000 円
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	124,000 円	302,000 円	353,000 円
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満	157,000 円	363,000 円	422,000 円
２５，０００平方	197,000 円	426,000 円	491,000 円

メートル以上			

別表第４（第３条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に掲げる基準である場合	それ以外の場合
３００平方メートル未満	9,000 円	85,000 円	223,000 円
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	16,000 円	108,000 円	279,000 円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	26,000 円	143,000 円	361,000 円
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	78,000 円	231,000 円	515,000 円
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	124,000 円	302,000 円	635,000 円
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方	157,000 円	363,000 円	750,000 円

メートル未満			
２５，０００平方メートル以上	197,000 円	426,000 円	856,000 円

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第８号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年１２月条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

別表第１の７の項及び別表第２の７の項中「１９の項」を「２７の項」に改める。

附　則

この条例中別表第１の７の項及び別表第２の７の項の改正規定は公布の日から、第２条第２号から第４号までの改正規定は令和７年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第９号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１４条の３の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条中「を看護する」を「の看護等の」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１０号

甲府市市民会館条例の一部を改正する条例

甲府市市民会館条例（昭和３７年７月条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の表千塚市民会館の項を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１１号

甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員退職報償金支給条例（昭和３９年７月条例第６１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表　退職報償金支給額表（第２条関係）

階　級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１２号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１５２条第１３項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

（甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年１２月条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第６号及び第２４条第１項第６号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年１２月条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第３１条第５項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年１２月条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第３６条第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３１年３月条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項及び第１０項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第６条第１項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第５号及び同条第９項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３１年３月条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第１２項各号列記以外の部分及び第１号から第３号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第８条　甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３１年３月条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第４７条第１項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第９項各号列記以外の部分及び第１号から第３号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第１２項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正）

第９条　甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３１年３月条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１３６条第１項、第１７３条第１項及び第１８０条第１項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第１０条　甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成３１年３月条例第５号）の一部を次のように改正する。

第９５条第１項、第１３５条第１項及び第１４２条第１項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１１条　甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３１年３月条例第６号）の一部を次のように改正する。

第９３条第４項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１２条　甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３１年３月条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３７条第５項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１３条　甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３１年３月条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４７条第４項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１４条　甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年６月条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項及び第７項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１３号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成１２年３月条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第３４号を次のように改める。

㉞　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項に基づく宅地造成等又は同法第３０条第１項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	１件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　宅地造成又は特定盛土等を行う場合　次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ㋐　５００平方メートル以内のもの　１５，０００円 ㋑　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの　２６，０００円 ㋒　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの　３７，０００円 ㋓　２，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの　５４，０００円 ㋔　３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの　６２，０００円 ㋕　５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの　８５，０００円 ㋖　１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のも

	の　１３０，０００円 (ｶ)　２０，０００平方メートルを超え４０，０００平方メートル以内のもの　２１０，０００円 (ｷ)　４０，０００平方メートルを超え７０，０００平方メートル以内のもの　３３０，０００円 (ｸ)　７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内のもの　４６０，０００円 (ｹ)　１００，０００平方メートルを超えるもの　６００，０００円 イ　土石の堆積を行う場合　次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ)　５００平方メートル以内のもの　１０，０００円 (ｲ)　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの　１３，０００円 (ｳ)　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの　１５，０００円 (ｴ)　２，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの　１８，０００円 (ｵ)　３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの　２６，０００円 (ｶ)　５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの　３０，０００円 (ｷ)　１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの　３６，０００円

	㈥　２０，０００平方メートルを超え４０，０００平方メートル以内のもの　５０，０００円 ㈦　４０，０００平方メートルを超え７０，０００平方メートル以内のもの　６８，０００円 ㈧　７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内のもの　１００，０００円 ㈨　１００，０００平方メートルを超えるもの　１２０，０００円

別表第３４号の次に次のように加える。

㉞の２　宅地造成及び特定盛土等規制法第１６条第１項の規定に基づく宅地造成等又は同法第３５条第１項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	１件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更を行う場合　次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が６０万円を超えるときは、その手数料の額は６０万円とする。 ㈠　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（㈣のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（㈣に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前号アに規定する額に１０分の１を乗じて得た額 ㈣　新たな土地を盛土又は切土をする土地へ編入する場合に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前

	号アに規定する額 (ｳ)　その他の変更については、１０，０００円 イ　土石の堆積に関する工事の計画の変更を行う場合　次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が１２万円を超えるときは、その手数料の額は１２万円とする。 (ｱ)　土石の堆積に関する工事の計画の変更（(ｲ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(ｲ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、前号イに規定する額に１０分の１を乗じて得た額 (ｲ)　新たな土地を土石の堆積をする土地へ編入する場合に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、前号イに規定する額 (ｳ)　その他の変更については、１０，０００円
(34)の３　宅地造成及び特定盛土等規制法第１８条第１項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第３７条第１項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	１件につき、次に掲げる土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　１，０００平方メートル以内のもの　２，８００円 イ　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの　３，４００円 ウ　２，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの　３，９００円 エ　３，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの　５，７００円 オ　２０，０００平方メートルを超え４０，０００

	平方メートル以内のもの　１１，０００円 カ　４０，０００平方メートルを超え７０，０００平方メートル以内のもの　２２，０００円 キ　７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内のもの　３９，０００円 ク　１００，０００平方メートルを超えるもの　５７，０００円

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市建築基準法施行条例及び甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１４号

甲府市建築基準法施行条例及び甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

（甲府市建築基準法施行条例の一部改正）

第１条　甲府市建築基準法施行条例（昭和５４年１２月条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２８条の２に次の２項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに掲げる基準（次項において「仕様基準」という。）に適合することの確認を受ける場合において、法第６条第１項の規定による建築物に関する確認の申請又は法第１８条第２項の規定による建築物に関する計画の通知をしようとする者は、第１項の手数料の額に、当該申請又は通知に係る建築物の建築（移転する場合を除く。）に係る部分の用途及び床面積の合計に応じ、次の表に掲げる額を加えた額の手数料を納めなければならない。

用途	床面積の合計	金額（１件につき）
一戸建ての住宅	２００平方メートル未満のもの	12,000円
	２００平方メートル以上のもの	13,000円
一戸建ての住宅以外の	３００平方メートル未	22,000円

住宅	満のもの	
	３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	36,000円
	２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	57,000円
	５，０００平方メートル以上のもの	74,000円

４　前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

⑴　建築物について、仕様基準に適合することの確認を受ける場合　当該建築物の建築（移転する場合を除く。）に係る部分の床面積

⑵　前項の確認を受けた建築物の計画の変更をして、建築物を建築する場合（変更後の床面積が増加する場合に限る。）　増加する部分の床面積

（甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第２条　甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（令和５年３月条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「第１２条第１項」を「第１１条第１項」に改め、同項第２号中「第１２条第２項」を「第１１条第２項」に改め、同項第３号中「第１３条第２項」を「第１２条第２項」に改め、同項第４号中「第１３条第３項」を「第１２条第３項」に改め、同項第５号中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同項第６号中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同項第７号を削り、同項第８号中「第１１条」を「第１３条」に改め、同号を同項第７号とし、同条第２項中「当該各号に定める」を「それぞれ当該各号に定める額を合算した」に改め、同項第２号中「前号に掲げる場合」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の用途が前号に掲げるもの」に、「別表第１」を「別表第３」に改め、同号を同項第４号とし、同項第１号中「別表第１」を「別表第３」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号を同項第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

⑴　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途が一戸建ての住宅の場合　別表第１の第１欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に掲げる基準である場合にあっては同表の第２欄に、基準省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵に掲げる基準である場合にあっては同表の第３欄に、それ以外の場合にあっては同表の第４欄にそれぞれ掲げる額

⑵　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の住宅部分の用途が一戸建ての住宅以外の住宅の場合　別表第２の第１欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が基準省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に掲げる基準である場合にあっては同表の第２欄に、基準省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵に掲げる基準である場合にあっては同表の第３欄に、それ以外の場合にあっては同表の第４欄にそれぞれ掲げる額

第３条第３項中「別表第１」の次に「から別表第３まで」を加え、同条第４項中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同項第１号中「別表第２」を「別表第４」に改め、同項第２号中「別表第３」を「別表第５」に改め、同項第３号中「別表第４」を「別表第６」に改め、同項第４号ア中「別表第３」を「別表第５」に改め、同号イ中「別表第４」を「別表第６」に改め、同条第５項第２号中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同号ア中「別表第２」を「別表第４」に改め、同号イ中「別表第３」を「別表第５」に改め、同号ウ中「別表第４」を「別表第６」に改め、同号エ(ｱ)中「別表第３」を「別表第５」に改め、同号エ(ｲ)中「別表第４」を「別表第６」に改め、同条第６項を削る。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄
２００平方メートル未満	33,000円	17,000円	24,000円
２００平方メートル以上	37,000円	18,000円	27,000円

別表第２（第３条関係）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄
３００平方メートル未満	67,000円	32,000円	49,000円
３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	112,000円	55,000円	84,000円
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	192,000円	101,000円	146,000円
５，０００平方メートル以上	275,000円	153,000円	214,000円

別表第３（第３条関係）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
３００平方メートル未満	18,000円	22,000円	85,000円	223,000円
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	25,000円	30,000円	108,000円	279,000円
１，０００平方メートル以上	36,000円	42,000円	143,000円	361,000円

２，０００平方メートル未満				
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	93,000円	99,000円	231,000円	515,000円
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	140,000円	147,000円	302,000円	635,000円
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満	174,000円	182,000円	363,000円	750,000円
２５，０００平方メートル以上	216,000円	225,000円	426,000円	856,000円

別表第４（第３条関係）

	申請に併せて適合証等（別に市長が指定する者が作成した当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第３０条第１項第１	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合

	号に掲げる基準に適合していることを証する書類その他の書類であって別に市長が指定するものをいう。以下同じ。）を提出する場合			
２００平方メートル未満	4,000円	33,000円	17,000円	24,000円
２００平方メートル以上	4,000円	37,000円	18,000円	27,000円

別表に次の２表を加える。

別表第５（第３条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
３００平方メートル未満	9,000円	67,000円	32,000円	49,000円

３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満	19,000円	112,000円	55,000円	84,000円
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	43,000円	192,000円	101,000円	146,000円
５，０００平方メートル以上	78,000円	275,000円	153,000円	214,000円

備考　申請に係る住宅が基準省令第１４条第２項第２号に掲げる住宅に該当する場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない。

別表第６（第３条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に掲げる基準である場合	それ以外の場合
３００平方メートル未満	9,000円	85,000円	223,000円
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満	16,000円	108,000円	279,000円
１，０００平方メートル以上	26,000円	143,000円	361,000円

２，０００平方メートル未満			
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	78,000円	231,000円	515,000円
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満	124,000円	302,000円	635,000円
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満	157,000円	363,000円	750,000円
２５，０００平方メートル以上	197,000円	426,000円	856,000円

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１５号

甲府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年１２月条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１６号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年１０月条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１７号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

（甲府市職員給与条例の一部改正）

第１条　甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第６項中「５５歳（規則で定める職員にあっては、５６歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後の最初の３月３１日後に在職する職員（次項において「特定年齢職員」という。）」を「次項各号に掲げる職員」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を「医療職給料表（２）の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの及び医療職給料表（３）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの」に改め、同条第７項中「特定年齢職員」を「次の各号に掲げる職員」に改め、「昇給は」の次に「、当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の２号を加える。

⑴　５５歳（規則で定める職員にあっては、５６歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後の最初の３月３１日後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

⑵　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第１９条から第２４条までを次のように改める。

（扶養手当）

第１９条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていることを任命権者が承認した者とする。

⑴　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

⑵　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

⑶　６０歳以上の父母及び祖父母

⑷　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

⑸　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、３，５００円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第２０条から第２４条まで　削除

第２５条第１項第１号中「有料の道路（以下この項及び次項」を「有料の道路（以下この条」に改め、同条第２項第１号中「以下この号において「運賃等相当額」という。）。」を「次項において「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第４号中「（１箇月当たりの運賃等相当額及び第２号又は前号に定める額の合計額が５万５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第６項を同条第７項とし、同条第３項から同条第５項までを１項ずつ繰り下げ、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号及び第３号に定める額の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第３１条第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「各号に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第４８条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に改める。

第４８条の４第２項第１号中「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に改める。

第５２条第２項第２号中「から第２４条まで、第２４条の２第３項、第２４条の３」を削る。

別表第３及び別表第４を次のように改める。

別表第３（第９条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	

32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		

	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
	86	256, 000	297, 100	346, 000						
	87	256, 300	297, 400	346, 400						
	88	256, 600	297, 700	346, 800						
	89	256, 900	298, 000	347, 000						
	90	257, 200	298, 300	347, 400						
	91	257, 500	298, 600	347, 800						
	92	257, 800	299, 000	348, 200						
	93	258, 100	299, 200	348, 400						
	94		299, 400	348, 800						
	95		299, 700	349, 200						
	96		300, 100	349, 500						
	97		300, 300	349, 800						
	98		300, 600	350, 200						
	99		301, 000	350, 600						
	100		301, 400	351, 000						
	101		301, 600	351, 500						
	102		301, 900	351, 900						
	103		302, 200	352, 300						

	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700	基準給料月額 円 396,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第４（第９条関係）

医療職給料表

ア　医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	

	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	

	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 301,700	基準給料月額 円 344,400	基準給料月額 円 399,500	基準給料月額 円 473,300

備考　この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900

	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	

	69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100	
	70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600	
	71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	
	72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	
	73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	
	74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	
	75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800	
	76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	
	77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600	
	78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900		
	79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100		
	80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400		
	81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900		
	82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200		
	83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500		
	84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800		
	85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200		
	86		294, 100	331, 700	352, 500		
	87		294, 300	332, 000	352, 800		
	88		294, 500	332, 300	353, 100		
	89		294, 900	332, 600	353, 500		
	90		295, 100	332, 800	353, 800		
	91		295, 300	333, 200	354, 100		
	92		295, 500	333, 500	354, 400		
	93		295, 900	333, 700	354, 700		
	94		296, 100	334, 000	355, 100		
	95		296, 300	334, 300	355, 500		
	96		296, 600	334, 600	355, 900		
	97		296, 900	334, 800	356, 400		
	98		297, 100	335, 100	356, 800		
	99		297, 300	335, 400	357, 200		
	100		297, 600	335, 600	357, 600		
	101		297, 900	335, 800	358, 100		
	102		298, 100	336, 000			
	103		298, 300	336, 400			
	104		298, 600	336, 600			

	105 106 107 108 109		298,900	336,800 337,200 337,600 338,000 338,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 193,000	基準給料月額 円 219,600	基準給料月額 円 248,100	基準給料月額 円 261,700	基準給料月額 円 287,300	基準給料月額 円 328,400

備考　この表は、薬剤師、管理栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100

	33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
	34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
	35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
	36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
	37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
	38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
	39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
	40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
	41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
	42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
	43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
	44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
	45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
	46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		

	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300			
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900			
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400			
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700			
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000			
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500			
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900			
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200			
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500			
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000			
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500			
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900			
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200			
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600			
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100			
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500			
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900			
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600				
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200				
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700				
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000				
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500				
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900				
	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200				
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800				
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300				
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800				
	96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300				
	97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900				
	98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400				
	99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900				
	100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300				
	101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900				
	102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400				
	103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900				
	104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400				

	105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000				
	106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400				
	107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900				
	108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400				
	109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000				
	110	297, 600	328, 500	362, 600					
	111	297, 800	328, 800	363, 100					
	112	298, 100	329, 100	363, 500					
	113	298, 400	329, 400	363, 900					
	114	298, 600	329, 800	364, 300					
	115	298, 900	330, 100	364, 800					
	116	299, 100	330, 400	365, 300					
	117	299, 400	330, 600	365, 700					
	118	299, 700	330, 900	366, 200					
	119	300, 000	331, 200	366, 700					
	120	300, 300	331, 400	367, 200					
	121	300, 600	331, 600	367, 500					
	122	301, 000	331, 900						
	123	301, 300	332, 200						
	124	301, 600	332, 500						
	125	301, 800	332, 700						
	126	302, 000	333, 000						
	127	302, 300	333, 400						
	128	302, 700	333, 600						
	129	302, 900	333, 800						
	130	303, 200	334, 000						
	131	303, 600	334, 400						
	132	304, 000	334, 600						
	133	304, 200	334, 900						
	134	304, 500	335, 300						
	135	304, 800	335, 700						
	136	305, 100	336, 100						
	137	305, 300	336, 400						
	138	305, 600	336, 800						
	139	305, 900	337, 200						
	140	306, 200	337, 600						

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考　この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

（甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第２条　甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１９年１２月条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項を削り、同条第５項中「、第３項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第４項とする。

第８条第１項第２号中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

第９条第１項第１号中「から第２４条まで」及び「、第４８条の４」を削り、同項第２号中「、第１８条」及び「、第２７条」を削り、同項第３号中「、第８条から第１０条の２まで及び第１２条」を「及び第８条から第１０条の２まで」に改め、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　特定任期付職員に対する給与条例第４８条第２項及び第４８条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第４８条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第４８条の４第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。

３　特定任期付職員に対する学校職員給与条例第２６条第２項及び第２７条第２項第１号の規定の適用については、学校職員給与条例第２６条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、学校職員給与条例第２７条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。

第１０条第２項第１号中「から第２４条まで」を削る。

（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第３条　甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年９月条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２９項中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において甲府市職員給与

条例別表第３及び別表第４の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び任命権者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の甲府市職員給与条例第１９条の規定の適用については、同条第２項中

「⑸　重度心身障害者」とあるのは

「⑸　重度心身障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては支給しない。」とする。

（規則への委任）

５　前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表　職員の号給の切替表（附則第２項関係）

ア　行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3

33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		

69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					

105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ　医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1

34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	

70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ　医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21

34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	

70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		

106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

エ　医療職給料表（３）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17

34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	

70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１８号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（昭和５１年７月条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「１００分の２３２．５」を「１００分の２２７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第１９号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３８条第１項中「第４３条第３項第１号」を「第４３条第３項」に改める。

第４３条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、同条第３項各号列記以外の部分及び同項第１号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

⑴　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

第４３条中第３項を第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認めるとき

は、前項第２号」を「いずれかを満たすときは、第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第４３条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第４条中「１０年」を「１５年」に改める。

（甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第３号」を「以下この条」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「この号」の次に「及び第６項第１号」を加え、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分及び同項第１号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

⑴　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

第６条中第３項を第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認めるときは、前項第２号」を「いずれかを満たすときは、第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割

の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第３条中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２０号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和３４年３月条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１３条の２第１項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改め、同条第４項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第５項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１３条の５第１項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同項第１号中「国民健康保険法施行規則」の次に「（昭和３３年厚生省令第５３号）」を加え、同条第３項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第４項及び第５項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第７項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第８項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１４条第１項第１号中「（昭和３３年厚生省令第５３号）」を削る。

第１４条の５中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１４条の５の１０中「２４万円」を「２６万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１３条の５第１項第１号の改正規定及び第１４条第１項第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の第１３条の２、第１３条の５（同条第１項第１号の改

正規定に係る部分を除く。）、第１４条の５及び第１４条の５の１０の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２１号

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（甲府市学校職員給与条例の一部改正）

第１条　甲府市学校職員給与条例（昭和２８年１月条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項中「５５歳（教育委員会が定める職員にあっては、５６歳以上の年齢で教育委員会が定めるもの）に達した日以後の最初の３月３１日後に在職する職員（次項において「特定年齢職員」という。）」を「次項各号に掲げる職員」に、「甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）別表第３の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が行政職給料表の７級以上であるものに相当する職員として教育委員会が定める職員」を「高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの」に改め、同条第３項中「特定年齢職員」を「次の各号に掲げる職員」に改め、「昇給は」の次に「、当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の２号を加える。

⑴　５５歳に達した日以後の最初の３月３１日後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

⑵　甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）別表第３の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が８級であるものに相当するものとして教育委員会が定める職員

第１７条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号

ずつ繰り上げ、同条第３項を次のように改める。

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、同項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円（甲府市職員給与条例別表第３の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が８級であるものに相当するものとして教育委員会が定める職員にあっては、３，５００円）とする。

第１７条第４項中「（以下この項及び第１８条第３項第３号において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第１８条を次のように改める。

第１８条　削除

第１９条第１項第１号中「有料道路（以下この項及び次項」を「有料道路（以下この条」に改め、同条第２項第１号中「以下この号において「運賃等相当額」という。）。」を「次項において「運賃等相当額」という。）」に改め、同項ただし書を削り、同条第６項を同条第７項とし、同条第３項から同条第５項までを１項ずつ繰り下げ、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号及び第３号に定める額の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第２４条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「各号に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会が定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中

「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会で定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２６条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に改める。

第２７条第２項第１号中「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

第２７条の３第２項中「、第１７条、第１８条及び第１８条の３」を「及び第１７条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第９条関係）

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	

	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
	55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	57	280,000	340,800	405,500	454,800	
	58	280,600	342,400	406,800	455,400	
	59	281,400	343,900	408,200	455,900	
	60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	61	283,100	347,000	410,600	456,900	
	62	283,700	348,600	412,000		
	63	284,500	350,200	413,400		
	64	285,200	351,700	414,700		
	65	286,200	353,200	415,900		
	66	287,000	354,800	417,100		
	67	287,800	356,400	418,400		

	68	288, 500	357, 900	419, 800			
	69	289, 200	359, 400	421, 100			
	70	290, 000	361, 000	422, 300			
	71	290, 800	362, 600	423, 300			
	72	291, 500	364, 100	424, 500			
	73	292, 200	365, 600	425, 700			
	74	292, 900	367, 200	426, 800			
	75	293, 600	368, 800	428, 000			
	76	294, 200	370, 300	429, 000			
	77	294, 800	371, 800	430, 100			
	78	295, 500	373, 200	431, 100			
	79	296, 200	374, 600	432, 100			
	80	296, 800	375, 900	433, 100			
	81	297, 400	377, 200	434, 000			
	82	298, 100	378, 600	434, 800			
	83	298, 800	380, 000	435, 600			
	84	299, 500	381, 300	436, 400			
	85	300, 200	382, 400	437, 100			
	86	301, 000	383, 800	437, 500			
	87	301, 700	385, 100	437, 900			
	88	302, 400	386, 400	438, 300			
	89	303, 100	387, 600	438, 700			
	90	304, 000	388, 900	439, 000			
	91	304, 800	390, 000	439, 300			
	92	305, 600	391, 200	439, 500			
	93	306, 100	392, 400	439, 800			
	94	306, 900	393, 500	440, 100			
	95	307, 700	394, 700	440, 400			
	96	308, 500	395, 900	440, 600			
	97	309, 200	397, 300	440, 800			
	98	310, 000	398, 300				
	99	310, 800	399, 300				
	100	311, 500	400, 300				
	101	312, 300	401, 200				
	102	313, 200	402, 200				
	103	314, 100	403, 300				

	104	314, 900	404, 400				
	105	315, 500	405, 100				
	106	316, 300	406, 000				
	107	317, 100	406, 900				
	108	317, 900	407, 800				
	109	318, 600	408, 600				
	110	319, 000	409, 400				
	111	319, 400	410, 200				
	112	319, 900	411, 000				
	113	320, 400	411, 600				
	114	320, 800	412, 300				
	115	321, 300	413, 000				
	116	321, 700	413, 700				
	117	322, 200	414, 300				
	118	322, 700	414, 800				
	119	323, 100	415, 200				
	120	323, 600	415, 500				
	121	324, 100	415, 800				
	122	324, 500	416, 100				
	123	325, 000	416, 400				
	124	325, 500	416, 600				
	125	326, 100	416, 800				
	126	326, 400	417, 100				
	127	326, 700	417, 400				
	128	327, 000	417, 600				
	129	327, 200	417, 800				
	130	327, 500	418, 100				
	131	327, 800	418, 400				
	132	328, 000	418, 600				
	133	328, 200	418, 800				
	134	328, 400	419, 100				
	135	328, 600	419, 400				
	136	328, 900	419, 600				
	137	329, 200	419, 800				
	138	329, 400	420, 100				
	139	329, 700	420, 400				

	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 238,500	基準給料月額 円 279,100	基準給料月額 円 308,200	基準給料月額 円 336,600	基準給料月額 円 421,900

備考

1　この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第９条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	230,200	263,100	346,100	450,800	521,900
	2	233,000	264,900	348,300	459,500	528,100
	3	236,100	266,700	350,500	467,900	534,300
	4	239,100	268,400	352,700	475,500	539,700
	5	242,300	270,000	354,600	481,300	543,800
	6	245,500	271,500	356,900	485,700	547,400
	7	248,600	273,000	359,200	489,900	550,200
	8	251,700	274,500	361,700	493,800	552,500
	9	254,700	276,000	363,900	497,700	554,500
	10	256,500	278,000	366,000	501,300	
	11	258,200	280,000	368,100	504,700	
	12	259,800	282,000	370,200	508,200	
	13	261,400	284,000	372,200	511,100	
	14	262,800	286,000	373,800	513,600	
	15	264,200	288,000	375,400	516,100	
	16	265,500	290,000	377,000	518,200	
	17	266,800	292,000	378,600	520,200	
	18	267,900	294,700	379,900		
	19	268,900	297,300	381,200		
	20	269,900	299,900	382,500		
	21	271,300	302,500	383,800		
	22	272,800	305,000	385,400		
	23	274,300	307,400	387,000		
	24	275,800	309,700	388,500		
	25	277,300	311,800	390,000		
	26	278,900	313,900	391,600		
	27	280,400	316,000	393,100		
	28	281,900	318,100	394,600		
	29	283,300	320,100	396,000		
	30	284,900	321,700	397,400		
	31	286,400	323,200	398,800		

	32	287, 900	324, 700	400, 100		
	33	289, 300	326, 200	401, 000		
	34	290, 600	327, 800	402, 200		
	35	291, 900	329, 300	403, 300		
	36	292, 700	330, 800	404, 400		
	37	293, 500	332, 200	405, 400		
	38	294, 300	333, 600	406, 600		
	39	295, 100	334, 900	407, 800		
	40	295, 900	336, 200	408, 900		
	41	296, 700	337, 400	410, 000		
	42	297, 500	339, 100	411, 200		
	43	298, 200	340, 700	412, 400		
	44	298, 800	342, 600	413, 600		
	45	299, 300	344, 200	414, 700		
	46	299, 800	345, 800	416, 200		
	47	300, 300	347, 300	417, 700		
	48	300, 800	348, 800	419, 200		
	49	301, 300	350, 400	420, 600		
	50	301, 700	352, 000	421, 500		
	51	302, 100	353, 500	422, 400		
	52	302, 500	354, 900	423, 200		
	53	302, 900	356, 300	424, 100		
	54	303, 300	357, 300	425, 100		
	55	303, 700	358, 300	426, 100		
	56	304, 100	359, 300	426, 900		
	57	304, 500	360, 400	427, 600		
	58	304, 900	361, 700	428, 400		
	59	305, 300	363, 000	429, 200		
	60	305, 700	364, 300	430, 100		
	61	306, 100	365, 600	431, 100		
	62	306, 500	366, 900	432, 100		
	63	306, 900	368, 200	433, 000		
	64	307, 300	369, 500	433, 900		
	65	307, 700	370, 700	434, 600		
	66	308, 100	372, 000	435, 500		
	67	308, 500	373, 300	436, 400		

	68	308, 900	374, 500	437, 200			
	69	309, 300	375, 700	438, 100			
	70	309, 700	377, 000	438, 900			
	71	310, 100	378, 300	439, 700			
	72	310, 500	379, 500	440, 600			
	73	310, 900	380, 700	441, 300			
	74	311, 400	382, 000	441, 700			
	75	311, 900	383, 300	442, 100			
	76	312, 400	384, 500	442, 500			
	77	312, 800	385, 700	442, 900			
	78	313, 300	386, 900	443, 400			
	79	313, 800	388, 000	443, 800			
	80	314, 200	389, 200	444, 200			
	81	314, 600	390, 600	444, 400			
	82	315, 100	392, 000	444, 800			
	83	315, 600	393, 500	445, 100			
	84	316, 000	394, 900	445, 400			
	85	316, 400	395, 900	445, 700			
	86	316, 900	397, 200	446, 000			
	87	317, 400	398, 500	446, 300			
	88	317, 900	399, 800	446, 600			
	89	318, 300	401, 000	446, 800			
	90	318, 800	402, 000	447, 100			
	91	319, 200	403, 000	447, 400			
	92	319, 600	404, 100	447, 600			
	93	320, 200	404, 900	447, 800			
	94	320, 700	406, 000	448, 100			
	95	321, 300	407, 100	448, 400			
	96	321, 900	408, 000	448, 600			
	97	322, 300	408, 900	448, 800			
	98	322, 700	409, 800				
	99	323, 000	410, 700				
	100	323, 300	411, 600				
	101	323, 600	412, 400				
	102	323, 900	413, 400				
	103	324, 200	414, 400				

	104	324, 500	415, 400				
	105	325, 000	416, 000				
	106	325, 400	416, 700				
	107	325, 900	417, 400				
	108	326, 300	418, 000				
	109	326, 700	418, 400				
	110	327, 200	418, 800				
	111	327, 600	419, 100				
	112	328, 100	419, 400				
	113	328, 400	419, 600				
	114	328, 900	419, 900				
	115	329, 300	420, 200				
	116	329, 700	420, 500				
	117	330, 000	420, 700				
	118	330, 400	421, 000				
	119	330, 900	421, 300				
	120	331, 400	421, 500				
	121	331, 600	421, 700				
	122	332, 000	422, 000				
	123	332, 300	422, 300				
	124	332, 600	422, 500				
	125	332, 800	422, 700				
	126	333, 100					
	127	333, 600					
	128	334, 000					
	129	334, 200					
	130	334, 600					
	131	335, 100					
	132	335, 500					
	133	335, 700					
	134	336, 100					
	135	336, 600					
	136	336, 800					
	137	337, 100					
	138	337, 500					
	139	337, 900					

	140 141	338,300 338,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 252,400	基準給料月額 円 298,400	基準給料月額 円 316,000	基準給料月額 円 381,600	基準給料月額 円 476,300

備考　この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

（甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和４年９月条例第３１号）の一部を次のように改正する。

附則第８項及び第９項中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において甲府市学校職員給与条例別表第１及び別表第３の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の甲府市学校職員給与条例第１７条の規定の適用については、同条第２項中

「⑸　重度心身障害者」とあるのは

「⑸　重度心身障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）　」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、甲府市職員給与条例別表第３の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものに相当するものとして教育委員会が定める職員に対しては支給しない。」とする。

（教育委員会への委任）

５　前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

附則別表　職員の号給の切替表（附則第２項関係）

ア　高等学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16

33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	

69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		

105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

イ　商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	2	1	1
19	3	1	1
20	4	1	1
21	5	1	1
22	6	1	2
23	7	1	2
24	8	1	2
25	9	1	2
26	10	1	3
27	11	1	3
28	12	1	3
29	13	1	3
30	14	1	3
31	15	1	4
32	16	1	4
33	17	1	4

34	18	1	4
35	19	1	4
36	20	1	4
37	21	1	5
38	22	1	5
39	23	1	5
40	24	1	5
41	25	1	5
42	26	1	5
43	27	2	6
44	28	2	6
45	29	2	6
46	30	2	6
47	31	3	6
48	32	3	6
49	33	3	7
50	34	3	
51	35	4	
52	36	4	
53	37	4	
54	38	4	
55	39	5	
56	40	5	
57	41	5	
58	42	5	
59	43	6	
60	44	6	
61	45	6	
62	46	6	
63	47	7	
64	48	7	
65	49	7	
66	50	7	
67	51	8	
68	52	8	
69	53	8	

70	54	8	
71	55	9	
72	56	9	
73	57	9	
74	58	9	
75	59	10	
76	60	10	
77	61	10	
78	62	10	
79	63	11	
80	64	11	
81	65	11	
82	66	11	
83	67	12	
84	68	12	
85	69	12	
86	70	12	
87	71	12	
88	72	13	
89	73	13	
90	74	13	
91	75	13	
92	76	14	
93	77	14	
94	78	14	
95	79	14	
96	80	14	
97	81	15	
98	82		
99	83		
100	84		
101	85		
102	86		
103	87		
104	88		
105	89		

106	90		
107	91		
108	92		
109	93		
110	94		
111	95		
112	96		
113	97		

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２２号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年３月条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第３項中「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１８条中「、第４条の３」を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２３号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第７条の３第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

第１６条第１項中「定める者」の次に「（第１６条の３第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１６条の２の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第１６条の３　任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１６条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を開始する日とする改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第７条の３第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２４号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年７月条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１万４，２００円」を「１万４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００円」を「１２，９００円」に、「１３，３５０円」を「１３，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に、「１０，８００円」を「１１，３００円」に、「１１，６５０円」を「１２，１００円」に、「９，１００円」を「９，７００円」に、「9，９５０円」を「１０，５００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」とい

う。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２５号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和４５年１２月条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

第１６条第１項中「定める者」の次に「（第１６条の３第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１６条の２の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員等に対する意向確認等）

第１６条の３　教育委員会は、学校職員が、配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１６条の４　教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう

にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第１の１５の項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「を看護」を「を看護等」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を開始する日とする改正後の甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例第９条の２第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする学校職員は、施行日前においても、教育委員会の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２６号

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年１２月条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「帳簿（以下」を「帳簿（第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中、「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第４項の改正規定、同条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分に限る。）、第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分に限る。）、第１７条第１項及び第２項の改正規定、第１８条第１項及び第２項の改正規定、第２７条第２項の改正規定、第３１条第２項の改正規定、第３２条第３項の改正規定、第３８条第１項及び第２項の改正規定、第３９条第３項の改正規定並びに第４７条及び第４８条の改正規定　公布の日

⑵　第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第１２条第５項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）　令和７年４月１日

⑶　第５３条から第５５条までの改正規定及び次項の規定　令和７年６月１日

（経過措置）

２　前項第３号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市条例第２７号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和２５年８月条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「甲府市公告式条例（昭和３５年４月条例第９号）に規定する掲示場に掲示して行う」を「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を甲府市公告式条例（昭和３５年４月条例第９号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１０条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第２９条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第４５条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第６４条第１号ア中「エに掲げる」を「ウ及びオに掲げる」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第６７条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第６４条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっ

ては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第６７条の３第１項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１６０条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１６８条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第５条の２第１４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第５条の３中第１４項を第１５項とし、第１３項を第１４項とし、第１２項の次に次の１項を加える。

１３　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に法施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１２条の３中「附則第５条の３第１２項」を「附則第５条の３第１５項」に改める。

附則第１５条中「、第３４項、第３８項若しくは第４５項」を「、第３７項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１０条及び第１０条の３の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。)第１０条の規定は、前条ただし書の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例第６４条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規則

甲府市職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１０号

甲府市職員の修学部分休業に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、甲府市職員の修学部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育施設）

第２条　条例第３条第３号の規則で定める教育施設は、職員の公務に関する能力の向上に資する教育施設として、任命権者があらかじめ市長の承認を得たものとする。

（承認の申請等）

第３条　修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書（第１号様式）により、当該部分休業を始めようとする日の１月前までに行うものとする。

２　修学部分休業をしている職員は、条例第６条第１号又は第２号に規定する休業の承認の取消事由に該当する場合には、修学状況変更届（第２号様式）により届け出なければならない。

３　条例第６条第３号に規定する職員の同意は、修学部分休業の承認の取消同意書（第３号様式）により得るものとする。

４　任命権者は、第１項の申請又は第２項の届出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請又は当該届出をした職員に対して、証明書類

の提出を求めることができる。

（雑則）

第４条　この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

修学部分休業承認申請書

（表）

（あて先）任命権者　　申請年月日　　年　　月　　日

申請者　所　　属

補 職 名

職員番号

次のとおり修学部分休業の承認を申請します。　　氏　　名　　㊞

1　教育施設名		2　通学時間 （職場～教育施設）	
3　修学内容等			
4　申請期間	年　月　日　から　年　月　日　まで		
5　休業時間	年　月　日　から　年　月　日　まで		
	毎日　時　分～　時　分		時　分～　時　分
	時　分～　時　分		時　分～　時　分
	時　分～　時　分		時　分～　時　分
	年　月　日　から　年　月　日　まで		
	毎日　時　分～　時　分		時　分～　時　分
	時　分～　時　分		時　分～　時　分
	時　分～　時　分		時　分～　時　分
	年　月　日　から　年　月　日　まで		
	毎日　時　分～　時　分		時　分～　時　分
	時　分～　時　分		時　分～　時　分
	時　分～　時　分		時　分～　時　分
6　所属長意見			
7　備考			

（注）①　この申請書には、申請に係る教育施設への入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。

②　「3　修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているのか記入すること。

③　「5　休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。

④　年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「7　備考」欄に記入すること。

⑤　修学部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

主　管　部 決　定　欄	職　員　課 決　定　欄

（裏）

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	申請者	係長	課長	備考
	午前	午後		㊞	㊞	㊞	
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				

第２号様式(第３条関係)

修学状況変更届

年　　月　　日届出

(あて先)任命権者

所　　属
補 職 名
職員番号
氏　　名　　㊞

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1　届出の事由

□　修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した

□　修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した
（休学の期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで)

□　その他　(　　)

2　届出の事由が発生した日

年　　月　　日

(注)　該当する□にはレ印を記入すること。

主　管　部 決　定　欄	職　員　課 決　定　欄

第３号様式（第３条関係）

修学部分休業の承認の取消同意書

年　　月　　日

（あて先）任命権者

所　　属

補 職 名

職員番号

氏　　名　　㊞

次のとおり修学部分休業の承認の取消しに同意します。

承認取消し期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
備　　考	

主　管　部	職　員　課
決　定　欄	決　定　欄

甲府市職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１１号

甲府市職員の高齢者部分休業に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第２条第２項の規則で定める範囲内）

第２条　条例第２条第２項の規則で定める範囲内は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日につき２時間を超えない範囲内（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）第１２条、第１６条の２の規定又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条の規定その他これに相当する条例等の規定による育児休暇、介護時間又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、１日につき２時間から当該育児休暇、当該介護時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）とする。

（承認の申請等）

第３条　高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（第１号様式）により、当該部分休業を始めようとする日の１月前までに行うものとする。

２　条例第２条第３項に規定する休業時間の延長の申請は、高齢者部分休業時間延長承認申請書（第２号様式）により、休業時間の延長を始めようとする日の１月前までに行うものとする。

３　条例第５条第１号に規定する職員の同意は、高齢者部分休業の承認の取消等同意書（第３号様式）により得るものとする。

４　条例第５条第２号に規定する職員の申出は、高齢者部分休業状況変更届（第４号様式）により行うものとする。

５　任命権者は、第１項及び第２項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（雑則）

第４条　この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

高齢者部分休業承認申請書

（表）

申請年月日　　年　　月　　日

（あて先）任命権者

申請者　所　　属
補 職 名
職員番号
氏　　名　　㊞

次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

申請期間	年　月　日から　年　月　日まで			
休業時間	毎日	時　分～　時　分		時　分～　時　分
		時　分～　時　分		時　分～　時　分
		時　分～　時　分		時　分～　時　分
申請理由				
所属長意見				
備考				

（注）　高齢者部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

主管部決定欄	職員課決定欄

（裏）

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	申請者	係長	課長	備考
	午前	午後		㊞	㊞	㊞	
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				

第２号様式（第３条関係）

高齢者部分休業時間延長承認申請書

（あて先）任命権者

申請年月日　　年　月　日

所　属

補 職 名

職員番号

氏　名　　㊞

次のとおり高齢者部分休業の休業時間の延長を申請します。

延長後の休業時間	年　月　日から		年　月　日まで	
	毎日	時　分～ 時　分		時　分～ 時　分
		時　分～ 時　分		時　分～ 時　分
		時　分～ 時　分		時　分～ 時　分
延長理由				
所属長意見				
備　考				

主管部決定欄	職員課決定欄

第３号様式（第３条関係）

高齢者部分休業の承認の取消等同意書

年　　月　　日

（あて先）任命権者

所　　属

補 職 名

職員番号

氏　　名　　㊞

次のとおり　□承認の取消し　□休業時間の短縮　に同意します。

承認取消し期間	年　月　日から　年　月　日まで			
短縮後の休業時間	年　月　日から　年　月　日まで			
	毎日	時　分～　時　分		時　分～　時　分
		時　分～　時　分		時　分～　時　分
		時　分～　時　分		時　分～　時　分
備　　考				

（注）　該当する□にはレ印を記入すること。

主　管　部	職　員　課
決　定　欄	決　定　欄

第４号様式（第３条関係）

高齢者部分休業状況変更届

年　　月　　日

（あて先）任命権者

所　　属

補 職 名

職員番号

氏　　名　　㊞

次のとおり高齢者部分休業に係る申請理由等に変更が生じたので届け出ます。

1　届出の事由

□　高齢者部分休業の申請理由が消滅した

□　高齢者部分休業の申請理由等に変更が生じ、高齢者部分休業に係る休業時間が短縮した

短縮後の休業時間	年　月　日から　　年　月　日まで			
	毎日	時　分～　時　分		時　分～　時　分
		時　分～　時　分		時　分～　時　分
		時　分～　時　分		時　分～　時　分

2　届出の事由が発生した日

年　　月　　日

備　　考	

（注）　該当する□にはレ印を記入すること。

主　管　部 決　定　欄	職　員　課 決　定　欄

甲府市歴史文化交流施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１２号

甲府市歴史文化交流施設条例の施行期日を定める規則

甲府市歴史文化交流施設条例（令和６年６月条例第２０号）の施行期日は、令和７年４月１９日とする。

甲府市歴史文化交流施設条例施行規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１３号

甲府市歴史文化交流施設条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、甲府市歴史文化交流施設条例（令和６年６月条例第２０号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（利用の申請）

第３条　条例第９条第１項及び第２項の規定により、交流施設、交流広場及び設備器具等の利用の許可を受けようとする者は、指定管理者が別に定める利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用の許可）

第４条　指定管理者は、前条の規定により申請のあった施設の利用を許可したときは、指定管理者が別に定める利用許可書を交付するものとする。

２　指定管理者は、条例第９条第１項の規定により駐車場の利用の許可をしたときは、指定管理者が別に定める駐車券を交付するものとする。

（利用の変更等の手続）

第５条　利用者は、利用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに指定管理者に申し出なければならない。

２　利用者は、利用の取消しをしようとするときは、前条の利用許可書を速やかに指定管理者に返還しなければならない。

（利用料金の納入）

第６条　交流施設、交流広場及び設備器具の利用者は、交流施設、交流広場及び設

備器具の利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　駐車場の利用者は、駐車場の利用料金を出場のときに納付しなければならない。

（利用料金の額に係る承認）

第７条　指定管理者は、条例第１０条第２項及び第３項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に甲府市歴史文化交流施設の利用料金に関する承認申請書（第１号様式。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、甲府市歴史文化交流施設の利用料金に関する承認決定書（第２号様式）により指定管理者に通知するものとする。

（利用料金の減免）

第８条　条例第１１条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合は、指定管理者が特に必要があると認め、あらかじめ市長の同意を得た場合とする。

２　条例第１１条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が別に定める減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第９条　条例第１２条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

⑴　利用者の責めによらない理由により利用することができなくなった場合　利用料金の全額

⑵　利用者が、利用しようとする日の３０日前までに、利用の取消しを申し出た場合　利用料金の全額

⑶　利用者が、利用しようとする日の７日前までに、利用の取消しを申し出た場合　利用料金の２分の１に相当する額

２　前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（特別の設備等の許可）

第１０条　条例第１５条の規定により、利用者が特別の設備をし、又は備付け以外

の器具を使用しようとするときは、第３条第１項の利用申請書に当該設備又は器具の内容を記載した仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（利用者の守るべき事項）

第１１条　歴史文化交流施設及び駐車場の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

⑵　許可を受けないで壁、柱、扉等にはり紙をし、くぎ類を打たないこと。

⑶　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。

⑷　その他指定管理者の指示に従うこと。

（委任）

第１２条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１９日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

甲府市長　あて

所在地

指定管理者　　名　称

代表者　　印

甲府市歴史文化交流施設の利用料金に関する承認申請書

甲府市歴史文化交流施設条例施行規則第７条第１項の規定により、甲府市歴史文化交流施設の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　利用料金の種別及び額

２　適用年月日

年　　月　　日から

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

様

甲府市長　　印

甲府市歴史文化交流施設の利用料金に関する承認決定書

年　　月　　日付けで申請のあった甲府市歴史文化交流施設の利用料金について、次のとおり承認します。

１　利用料金の種別及び額

２　適用年月日

年　　月　　日から

甲府市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１４号

甲府市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和３７年建設省令第３号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

（証明書等の様式）

第３条　法第７条第１項（法第２４条第２項又は法第４３条第２項において準用する場合を含む。）及び第２項の身分を示す証明書は、身分証明書（第１号様式）とする。

２　法第７条第２項に規定する許可証は、許可証（第２号様式）とする。

（宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類）

第４条　省令第７条第１項第１２号及び省令第６３条第１項第２号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

⑴　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

⑵　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

⑶　排水施設の構造図

⑷　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

⑸　工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

⑹　工事主が個人である場合にあっては、最近３年間の所得税の納税証明書

⑺　工事主が法人である場合にあっては、最近３年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

⑻　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

⑼　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

⑽　工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受けていることを証する書類

⑾　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の土石の数量を計算した書類

⑿　排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

⒀　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表

⒁　工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状（第３号様式）

⒂　その他市長が必要と認める書類

２　省令第７条第２項第１０号及び省令第６３条第２項第２号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

⑴　土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

⑵　土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

⑶　土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

⑷　工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係

る資金を調達することができることを証する書類

⑸　工事主が個人である場合にあっては、最近３年間の所得税の納税証明書

⑹　工事主が法人である場合にあっては、最近３年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

⑺　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

⑻　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

⑼　工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法第３条第１項の許可を受けていることを証する書類

⑽　土石の堆積に関する工事の土石の数量を計算した書類

⑾　土石の堆積に関する工事の工程表

⑿　その他市長が必要と認める書類

（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第５条　法第１２条第１項の許可（法第１５条第１項の規定により法第１２条第１項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者又は法第２７条第１項の規定により届出をした者若しくは法第３０条第１項の許可（法第３４条第１項の規定により法第３０条第１項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第４号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

⑴　宅地造成等に関する工事の工程表

⑵　法第４９条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第６条　省令第８条第１項第９号及び第１０号ロの規定により規則で定める値は、１メートルとする。

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第７条　宅地造成等工事規制区域内の盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は農地、採草放牧地、森林等に接する場合であって、災害の防止上支障がないと認められる土地において、市長が政令第２０条第１項の規定により、政令第８条の規定による擁壁又は政令第１４条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えてとることのできる措置（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）は、次に掲げるいずれかの工法とする。

⑴　石積み工

⑵　編柵工、筋工又は積苗工

⑶　前２号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

２　前項の規定は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事について準用する。

３　政令第２０条第２項（政令第３０条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　地盤について講ずる措置に関する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）　盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

ア　盛土をする土地の地盤が軟弱である場合には、盛土をした土地及びその付近の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

イ　盛土の高さ及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する部分を除く。以下同じ。）の勾配は、別表の土石の区分の欄に掲げる土石の区分に応じ、それぞれ同表の盛土の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

ウ　高さが５メートルを超える盛土又は切土をする場合においては、盛土又は切土の高さが５メートル以内ごとに幅１．５メートル以上の小段を設けること。

エ　盛土又は切土に小段を設けるときは、当該小段及び地表面には、雨水等に

よる地表面の崩壊を防止するため、必要に応じて排水溝を設けること。

オ　次のいずれかに該当する盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめること。

(ｱ)　盛土をする土地の面積が３千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

(ｲ)　盛土をする前の地盤面が水平面に対し２０度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが５メートル以上となるもの

(ｳ)　盛土の高さが１５メートルを超えるもの

⑵　排水施設の設置に関する技術的基準　宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域外に雨水その他地表水等を放流する場合においては、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域の排水を有効かつ適切に流下させることができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域の排水施設が下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続するものとすること。

⑶　工事中の災害防止措置　宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域外の土地に土砂等が流出しないように、必要に応じ、沈砂池その他の土砂の流出を防止するために必要な施設を設置すること。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第８条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第１５条第１項の規定により市長との協議をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第３４条第１項の規定により市長との協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第５号様式）の正本及び副本に、省令第７条第１項各号（第７号、第８号及び第１２号を除く。）に掲げる書類及び第４条第１項各号（第５号から第９号までを除く。）に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について法第１５条第１項又は法第３４条第１項の規

定により市長との協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第６号様式）の正本及び副本に、省令第７条第２項各号（第５号、第６号及び第１０号を除く。）に掲げる書類及び第４条第２項各号（第４号から第８号までを除く。）に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

３　市長は、法第１５条第１項又は法第３４条第１項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者にその旨を通知するものとする。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第９条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第１６条第２項の規定による届出をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第３５条第２項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第７号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　省令第３８条第１項第１号に掲げるものの変更にあっては、その事実を証する書類

⑵　省令第３８条第１項第２号に掲げるものの変更にあっては、変更後の工程表

２　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第１２条第１項の許可を受けた者又は特定盛土等に関する工事について法第３０条第１項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に使用する土石の採取場所、搬入計画又は土石の性状を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書の正本及び副本に、変更後の工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状を添付し、市長に提出しなければならない。

３　土石の堆積に関する工事について法第１６条第２項又は法第３５条第２項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　省令第３８条第２項第１号に掲げるものの変更にあっては、その事実を証する書類

⑵　省令第３８条第２項第２号に掲げるものの変更にあっては、変更後の工程表

（宅地造成等に関する工事の変更の協議）

第１０条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第１５条第１項の規定による協議が成立した者で、法第１６条第３項において準用する法第１５条

第１項の規定による変更の協議をしようとするもの又は特定盛土等に関する工事について法第３４条第１項の規定による協議が成立した者で、法第３５条第３項において準用する法第３４条第１項の規定による変更の協議をしようとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第８号様式）の正本及び副本に、省令第７条第１項各号（第７号、第８号及び第１２号を除く。）に掲げる書類及び第４条第１項各号（第５号から第９号までを除く。）に掲げる書類のうち、これらの書類から宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、市長に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について法第１５条第１項の規定による協議が成立した者で、法第１６条第３項において準用する法第１５条第１項の規定による変更の協議をしようとするもの又は法第３４条第１項の規定による協議が成立した者で、法第３５条第３項において準用する法第３４条第１項の規定による変更の協議をしようとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第９号様式）の正本及び副本に、省令第７条第２項各号（第５号、第６号及び第１０号を除く。）に掲げる書類及び第４条第２項各号（第４号から第８号までを除く。）に掲げる書類のうち、これらの書類から土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、市長に提出しなければならない。

３　第８条第３項の規定は、前２項の変更の協議について準用する。

（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第１１条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第２１条第１項の規定による届出をしようとする者は省令第５２条第１項の届出書の正本及び副本に、特定盛土等に関する工事について法第４０条第１項の規定による届出をしようとする者は省令第８２条第１項の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　省令第５２条第２項（省令第８２条１項において準用する場合を含む。）の表に掲げる図面

⑵　土地の標準断面図

⑶　盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

２　土石の堆積に関する工事について法第２１条第１項の規定による届出をしようとする者は省令第５２条第３項の届出書の正本及び副本に、法第４０条第１項の

規定による届出をしようとする者は省令第８２条第２項の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　省令第５２条第４項（省令第８２条２項において準用する場合を含む。）の表に掲げる図面

⑵　土地の標準断面図

⑶　土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

３　法第２１条第３項の規定による届出をしようとする者は省令第５５条の届出書の正本及び副本に、法第４０条第３項の規定による届出をしようとする者は省令第８５条の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　擁壁等の除却を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

⑶　擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類

４　法第２１条第４項の規定による届出をしようとする者は省令第５６条の届出書の正本及び副本に、法第４０条第４項の規定による届出をしようとする者は省令第８６条の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　公共施設用地を宅地又は農地に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真

⑶　土地の平面図

（宅地造成等に関する届出工事の変更の届出）

第１２条　法第２１条第１項若しくは第３項又は法第４０条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する届出工事の変更届出書（第１０号様式）の正本及び副本に、当該変更に係る事項を記載した図書を添付し、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第１３条　宅地造成等に関する工事について法第１２条第１項の許可を受けた者若しくは法第２１条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について法第３０条第１項の許可を受けた者

若しくは法第２７条第１項若しくは法第４０条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書（第１１号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による中止の届出をした者で、当該届出に係る工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書の正本及び副本に、当該届出に係る工事の工程表を添付し、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の完了検査等の申請に添付する書類）

第１４条　法第１７条第１項の検査を申請しようとする者は省令第４０条の完了検査申請書の正本及び副本に、法第３６条第１項の検査を申請しようとする者は省令第７０条の完了検査申請書の正本及び副本に、それぞれ盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

２　法第１７条第４項の確認を申請しようとする者は省令第４３条の確認申請書の正本及び副本に、法第３６条第４項の確認を申請しようとする者は省令第７３条の確認申請書の正本及び副本に、それぞれ土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第１５条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第１９条第１項の規定による報告をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第３８条第１項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第１２号様式）の正本及び副本に、法第１９条第１項の規定による報告をしようとする場合には省令第４８条第１項に規定する書類、法第３８条第１項の規定による報告をしようとする場合には省令第７８条第１項に規定する書類のほか、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　報告の時点における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表

⑵　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真

⑶　報告の時点における盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真

⑷　報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

２　土石の堆積に関する工事について法第１９条第１項又は法第３８条第１項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第１３号様式）の正本及び副本に、法第１９条第１項の規定による報告をしようとする場合には省令第４８条第２項に規定する書類、法第３８条第１項の規定による報告をしようとする場合には省令第７８条第２項に規定する書類のほか、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　報告の時点における土石の堆積に関する工事の工程表

⑵　報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

（宅地造成等に関する届出工事の完了の届出）

第１６条　法第２１条第１項若しくは第３項、法第２７条第１項又は法第４０条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、宅地造成等に関する届出工事の完了届出書（第１４号様式）の正本及び副本に、当該届出に係る工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

（法第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第１７条　省令第８８条に規定する書面の交付を受けようとする者は、証明願（第１５号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　地形図

⑶　土地の平面図

⑷　土地の断面図

⑸　土地及びその付近の状況を明らかにする写真

⑹　その他市長が必要と認める書類

（委任）

第１８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

土石の区分	盛土の高さ		のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	１０メートル以下	垂直１メートルに対する水平距離が２メートル（埋立て等の高さが５メートル以下の場合にあっては、１．８メートル）以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

第１号様式（第３条関係）

（表）

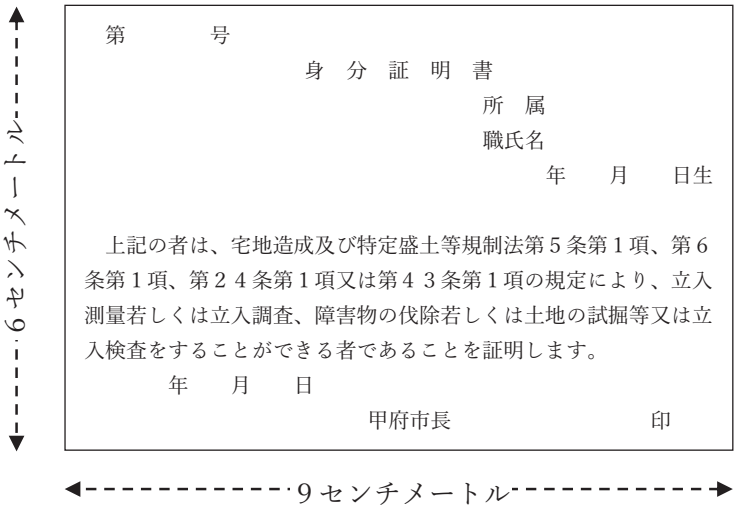

（裏）

注　意　事　項

1　宅地造成及び特定盛土等規制法第５条第１項、第６条第１項、第２４条第１項又は第４３条第１項の規定により、立入測量若しくは立入調査、障害物の伐除若しくは土地の試掘等又は立入検査をするときは、この証明書を携帯しなければならない。

2　関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3　この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

第２号様式（第３条関係）

（表）

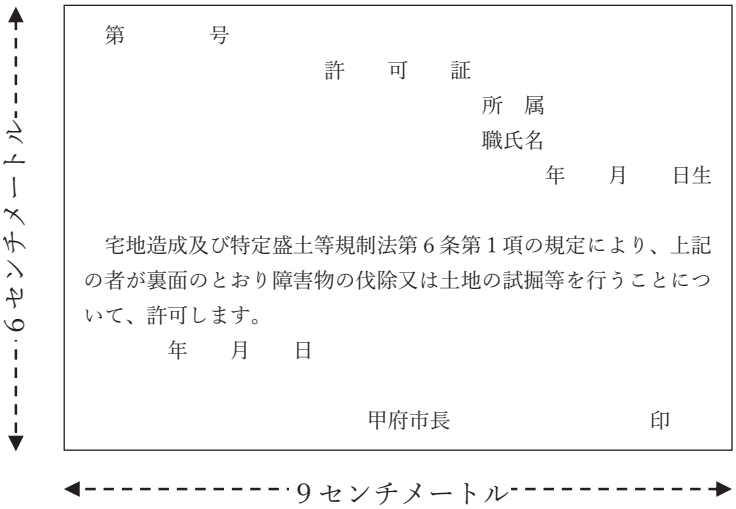

（裏）

1　行為の目的
2　行為の内容
3　行為の場所
4　行為の期日　　年　月　日　時から　時まで

注　意　事　項

1　宅地造成及び特定盛土等規制法第６条第１項の規定により、障害物の伐除又は土地の試掘等を行うときは、この許可証を携帯しなければならない。
2　関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第３号様式（第４条関係）

工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状

採取場所	搬入計画			土石の性状
	予定量（㎥）	最大日量（㎥）	搬入時間	

注１　盛土又は切土をする土地の面積が３，０００㎡以上の場合には、土石の性状の欄に建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）別表第一の上欄に掲げる区分を記入すること。なお、法第１５条第１項又は第３４条第１項により協議を行おうとする者については、土石の性状の欄への記入は不要。

２　１の場合において、工事に使用する土石が化学的に性質を改良した土石であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記入すること。

第４号様式（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号（最初に届け出た年月日）	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	
工事施行者住所及び氏名	
現場管理者氏名及び連絡先	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第５号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１５条第１項 / 第３４条第１項 の規定により協議します。

１	工事主住所氏名				
２	設計者住所氏名				
３	工事施行者住所氏名				
４	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　　度　　分　　秒、経度：　　度　　分　　秒）			
５	土地の面積	㎡			
６	工事着手前の土地利用状況				
７	工事完了後の土地利用				
８	盛土のタイプ	平地盛土　・　腹付け盛土　・　谷埋め盛土			
９	土地の地形	渓流等への該当　有　・　無			
10 工事の概要	イ　盛土又は切土の高さ	m			
	ロ　盛土又は切土をする土地の面積	㎡			
	ハ　盛土又は切土の土量	盛土	㎥		
		切土	㎥		
	ニ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m

	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危険防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年　月　日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年　月　日			
	ワ 工程の概要				
11	その他必要な事項				
12	協議代理人住所氏名	電話番号			

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。

４　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

５　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

６　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。

７　９欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

８　11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

９　12 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第６号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１５条第１項 第３４条第１項 の規定により協議します。

１	工事主住所氏名	
２	設計者住所氏名	
３	工事施行者住所氏名	
４	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）
５	土地の面積	㎡
６	工事の目的	
７ 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	㎥
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危険防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日	
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日	
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	協議代理人住所氏名	電話番号	

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

４　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

５　７欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

６　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

７　９欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第７号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法　第１６条第２項
第３５条第２項　の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
変更事項	
変更内容	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　許可証の写しを添付すること。また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続きを行っている場合は、その許可証、変更届出書等の写しも添付すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第８号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法　第１６条第３項において準用する同法第１５条第１項
第３５条第３項において準用する同法第３４条第１項
の規定により、変更協議します。

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）		（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）
5	土地の面積		㎡
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
9	土地の地形		渓流等への該当　有 ・ 無
10 工事	イ 盛土又は切土の高さ		m
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		㎡
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	㎥
		切土	㎥

	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危険防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年　月　日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年　月　日			
	ワ 工程の概要				
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
13	協議同意番号				
14	協議代理人住所氏名	電話番号			

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときには氏名の横に○印を付すこと。

４　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

５　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

６　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）

７　９欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

８　11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

９　14 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第９号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法　第１６条第３項において準用する同法第１５条第１項
第３５条第３項において準用する同法第３４条第１項
の規定により、変更協議します。

1 工事主住所氏名		
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）		（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）
5 土地の面積		㎡
6 工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	㎥
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危険防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日	
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日	
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議同意番号		
11	協議代理人住所氏名	電話番号	

注1　1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2　1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

3　3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

4　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

5　7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

6　8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

7　11欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第１０号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第２１条第１項・第２１条第３項 第４０条第１項・第４０条第３項 の規定により、

届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	年　　月　　日
土地の所在地及び地番	
【法第２１条第１項又は第４０条第１項】※ 工事をしている土地の面積	
【法第２１条第３項又は第４０条第３項】※ 行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　※印の項目については、該当する条項について記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１１号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名　］

宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書

宅地造成等に関する工事を（中止・廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号（最初に届け出た年月日）	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
理　　由	
工事進捗状況及び防災措置	

届出代理人住所氏名	電話番号

注　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１２号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

報告者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１９条第１項 / 第３８条第１項 の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について、次のとおり報告します。

1	工事主住所氏名				
2	土地の所在地及び地番				
3	許可年月日及び番号	年　月　日　指令第　号			
4	協議同意年月日及び番号	年　月　日　第　号			
5	報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
6	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
7	報告の時点における盛土又は切土の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
8	報告の時点における盛土又は切土の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
9	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
10	擁壁の床掘りを完了したときの状況				
11	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				

12 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

３　報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに８欄から 11 欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

４　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１３号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

報告者　住　所
氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１９条第１項 第３８条第１項 の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について、次のとおり届け出ます。

1	工事主住所氏名				
2	土地の所在地及び地番				
3	許可年月日及び番号	年　月　日　指令第　号			
4	協議同意年月日及び番号	年　月　日　第　号			
5	報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
6	報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
7	報告の時点における土石の堆積の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
8	報告の時点における堆積されている土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
9	前回の報告から新たに堆積された土石の土量又は除却された土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3

10 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

３　報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況並びに９欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

４　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１４号様式（第１６条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する届出工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法　第２１条第１項・第２１条第３項　第２７条第１項　第４０条第１項・第４０条第３項　の規定により、届け出た宅地造成等に関する工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

１　最初に届け出た年月日	年　　月　　日
２　土地の所在地及び地番	
３　工事施行者住所氏名	
４　工事完了年月日	年　　月　　日
５　備　　考	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１５号様式（第１７条関係）

証　明　願

1	申請人 住所・氏名							
	証明を求める事項	下記の建築（建設）計画は、宅地造成及び特定盛土等規制法 第１２条第１項 第１６条第１項 第３０条第１項 第３５条第１項 の規定に適合している。						
		申請地						
		地目						
		地籍（実測）		㎡	地籍（公簿）		㎡	
		建築物等の用途						
		建築物等の構造規模			延べ床面積		㎡	
2	願出人（代理人）	住所						
		氏名	㊞					

上記の通り相違ないことを証明願います。

年　月　日

甲府市長

※ 処理欄

申請年月日	年　月　日	整理番号		決定欄

注 意

1　代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。

2　※処理欄には、記入しないでください。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１５号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

（甲府市事務分掌規則の一部改正）

第１条　甲府市事務分掌規則（平成８年３月規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表総務部、総務総室、総務課の項中「文書係」の次に「、統計係」を加え、同表総務部、総務総室、デジタル推進課の項中「デジタル推進課」を「ＤＸ推進課」に、「デジタル推進係、情報管理係、統計係」を「ＤＸ推進係」に改め、同表総務部、人事管理室、職員課の項中「給与係」の次に「、人事給与制度改革係」を加え、同表総務部、人事管理室、人材マネジメント課の項中「、事務効率係」を削り、同表企画部の項を次のように改める。

企画部	企画総室	総務課	庶務係
		総合計画課	総合計画係
		政策課	政策係
		地域デザイン課	地域デザイン係
	財政経営室	財政課	財政係、主計係
		連携共創課	自治体連携係、ＳＤＧｓ推進係
		財産活用課	財産活用係
	リニア交通室	リニアプロジェクト推進課	政策係、整備係

		交通政策課	交通政策係

第３条第１項の表市民部、市民総室の項に次のように加える。

協働推進課	地域コミュニティ係、地域連携係

第３条第１項の表市民部、市民協働室の項を削り、同表福祉部、福祉総室の項に次のように加える。

健康保険課	経営係、保険料係、給付係、滞納整理係、後期医療係

第３条第１項の表福祉部、福祉支援室（福祉事務所）、健康保険課の項を次のように改める。

地域包括支援課	地域包括支援係

第３条第１項の表保健衛生部、保健衛生総室、健康政策課の項中「、医療介護支援係」を削り、同表子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、総務課の項中「、子ども政策係」を削り、同表産業部、産業総室の項を次のように改める。

産業総室	総務課	庶務係
	ふるさと納税課	ふるさと納税係
	企業立地雇用推進課	企業立地係、雇用推進係

第３条第２項中「、認定係及び健康保険課」を「及び認定係」に改める。

第８条第６項の表リニア交通室の項及び保健衛生総室の項を削る。

第１４条の３第２項中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

⑽　個人番号カード（マイナンバーカード）の更新手続きに関すること。

第１４条の５第２項中「市民部市民協働室協働推進課」を「市民部市民総室協働推進課」に改める。

第２３条の５中「福祉部福祉支援室健康保険課」を「福祉部福祉総室健康保険課」に改める。

第２６条の３中「産業部産業総室雇用創生課」を「産業部産業総室企業立地雇用推進課」に改める。

第３５条第１項及び第２項中「医療総合研修センター」の次に「、健診センタ

ー」を加える。

第３６条第２項第６号中「保健衛生部生活衛生室衛生薬務課衛生薬務係長」を「保健衛生部生活衛生室衛生薬務課長」に改める。

第３７条中第１２号を第１３号とし、第１１号を第１２号とし、第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

⑽　健診センターに健診センター長、課長、看護師長、副看護師長、係長等

第３９条中「総合相談センター、医療総合研修センター」の次に「、健診センター」を加え、同条第６号中「及び放射線部長」を「、放射線部長及び健診センター長」に改める。

第４０条第２項中「又は医療総合研修センター長」を「、医療総合研修センター長又は健診センター長」に改め、同条第４項中「医療総合研修センター長」の次に「、健診センター長」を加える。

別表第１総務部、総務総室、総務課の項中第１２号を第１６号とし、第１１号を第１５号とし、第１０号の次に次の４号を加える。

⑾　市勢の統計に関すること。

⑿　基幹統計調査に関すること。

⒀　統計書の編集発行に関すること。

⒁　登録調査員に関すること。

別表第１総務部、総務総室、デジタル推進課の項を次のように改める。

ＤＸ推進課	⑴　情報施策に係る企画及び調整に関すること。 ⑵　情報システムの開発及び管理運営に関すること。 ⑶　行政手続の電子化に係る共同処理に関すること。 ⑷　事務改善に関すること。 ⑸　帳票の管理に関すること。 ⑹　内部統制に関すること。

別表第１総務部、人事管理室、人材マネジメント課の項中第１１号から第１３号までを削り、第１４号を第１１号とし、第１５号を第１２号とし、第１６号を第１３号とする。

別表第１企画部の項を次のように改める。

企画部	企画総室	総務課	⑴　庁議、企画経営会議、部長会議及び総室長会議に関すること。 ⑵　こうふ市民意見提出制度に関すること。 ⑶　地方分権に関すること。 ⑷　部内の文書の総括指導に関すること。 ⑸　部内の庶務に関すること。
		総合計画課	⑴　総合計画の策定に関すること。
		政策課	⑴　市政の基本方針に関すること。 ⑵　総合計画に関すること。 ⑶　人口減少対策に関すること。 ⑷　中核市に関すること。 ⑸　政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関すること。 ⑹　自治基本条例に関すること。
		地域デザイン課	⑴　地域デザイン推進事業に関すること。 ⑵　南部及び北部中山間地域の振興に関すること。 ⑶　過疎地域持続的発展計画に関すること。
	財政経営室	財政課	⑴　財政の運営、執行及び調整に関すること。 ⑵　予算編成に関すること。 ⑶　財政計画に関すること。 ⑷　資金計画に関すること。 ⑸　地方交付税に関すること。 ⑹　一時借入金に関すること。 ⑺　資金運用に関すること。 ⑻　起債に関すること。 ⑼　財務統計調査等に関すること。 ⑽　上下水道局に係る市長の権限に属する事務に

			関すること（財政に関するものに限る。）。 ⑾　行政評価に関すること。
		連携共創課	⑴　広域行政に関すること。 ⑵　市町村合併に関すること。 ⑶　自治体連携に関すること。 ⑷　移住定住に関すること。 ⑸　ＳＤＧｓの推進に関すること。 ⑹　公民連携に関すること。 ⑺　行政改革の推進に関すること。 ⑻　外部監査契約に基づく監査に関すること。
		財産活用課	⑴　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく市町村計画に関すること。 ⑵　公共施設等マネジメントの推進に関すること。 ⑶　公共用地の取得の調整に関すること。
	リニア交通室	リニアプロジェクト推進課	⑴　リニア中央新幹線事業に関すること。 ⑵　リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関すること。 ⑶　リニア駅前の整備に関すること。
		交通政策課	⑴　公共交通体系基本構想に関すること。 ⑵　赤字路線バス対策等に関すること。 ⑶　総合交通体系に関すること。 ⑷　鉄道対策に関すること。

別表第１市民部、市民総室、市民課の項第５号中「個人番号カード」の次に「（マイナンバーカード）」を加え、同表市民部、市民総室の項に次のように加える。

協働推進課	⑴　市長対話に関すること。 ⑵　よっちゃばれ放談会に関すること。 ⑶　地域及び地区の対話に関すること。

	⑷　陳情及び要望の処理に関すること。 ⑸　市民相談に関すること。 ⑹　市政モニターに関すること。 ⑺　悠遊館及び市民会館の維持管理に関すること。 ⑻　南部市民センター附属施設の運営管理に関すること。 ⑼　地域計画の策定及び推進並びに市民組織の育成に関すること。 ⑽　市民センター、悠遊館及び市民会館の建設に関すること。 ⑾　自治会等地域各種団体との連絡協調及び市民情報の把握に関すること。 ⑿　地縁団体の認可並びに認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関すること。 ⒀　地域集会施設に関すること。 ⒁　市民活動補償制度に関すること。 ⒂　防犯街路灯に関すること。 ⒃　ボランティア及びＮＰＯに関すること（各所管に係る事項を除く。）。 ⒄　協働の推進に関すること。 ⒅　市民団体等の交流・連携に関すること。 ⒆　地域支援拠点の運営に関すること。 ⒇　協働を推進するための支援に関すること。

別表第１市民部、市民協働室の項を削り、同表福祉部、福祉総室の項に次のように加える。

健康保険課	⑴　国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 ⑵　国民健康保険運営協議会に関すること。 ⑶　直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関す

	ること。 ⑷　被保険者の資格に関すること。 ⑸　保険料の賦課に関すること。 ⑹　保険給付に関すること。 ⑺　保健事業に関すること。 ⑻　一部負担金に関すること。 ⑼　国民健康保険料の未収金の徴収、徴収猶予及び滞納処分に関すること。 ⑽　特定健診・特定保健事業に関すること。 ⑾　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）による保健事業に関すること。 ⑿　後期高齢者医療制度に関すること。 ⒀　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第３２条の規定によりなお従前の例によるとされた同法第７条の規定による改正前の老人保健法（昭和５７年法律第８０号。以下「改正前老人保健法」という。）による保健事業（医療に限る。）に関すること。

別表第１福祉部、福祉支援室（福祉事務所）、健康保険課の項を次のように改める。

地域包括支援課	⑴　地域包括支援体制に関すること。 ⑵　介護予防・生活支援体制の推進に関すること（健康政策課が所管するものを除く。）。 ⑶　包括的支援事業に関すること（地域保健課が所管するものを除く。）。 ⑷　地域包括支援センターの運営に関すること。 ⑸　地域包括支援センター運営協議会に関すること。

	⑹　在宅医療及び介護連携に関すること。 ⑺　認知症の高齢者に関すること。

別表第１保健衛生部、保健衛生総室、健康政策課の項中第５号から第１１号までを削り、同表保健衛生部、保健衛生総室、地域保健課の項第７号中「こと」の次に「(母子保健課が所管するものを除く。)」を加え、同項第１５号及び第１６号中「健康政策課」を「地域包括支援課」に改め、同表子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、母子保健課の項第４号中「地域保健課」を「保健衛生総室総務課、地域保健課及び衛生薬務課」に改め、同項第６号中「地域保健課」を「保健衛生総室総務課及び地域保健課」に改め、同項に次の１号を加える。

⑼　保健センターに関すること（地域保健課が所管するものを除く。）。

別表第１環境部、環境総室、環境保全課の項中第４号を削り、第５号を第４号とし、同表産業部、産業総室、総務課の項に次の１号を加える。

⑷　地域おこし協力隊に関すること。

別表第１産業部、産業総室、雇用創生課の項を次のように改める。

企業立地雇用推進課	⑴　企業誘致に関すること。 ⑵　大規模集客施設等に関すること。 ⑶　工業立地法（昭和３４年法律第２４号）に関すること。 ⑷　労働問題の調査、研究に関すること。 ⑸　労働問題懇話会に関すること。 ⑹　雇用促進に関すること。 ⑺　ゆとり創造社会に関すること。 ⑻　シルバー人材センターに関すること。 ⑼　市民いこいの里の管理に関すること。 ⑽　勤労者融資制度の融資に関すること。 ⑾　勤労者福祉に関すること。 ⑿　甲府市勤労者福祉サービスセンターに関すること。

	⒀　労働関係団体等に関すること。 ⒁　勤労者福祉センターに関すること。

別表第１産業部、産業総室、産業立地課の項を削り、同表産業部、農林振興室、林政課の項第１７号を削り、同項第１８号中「帯名山高原牧場」を「帯那山高原牧場」に改め、同号を同項第１７号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒅　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に関すること。

別表第６医療総合研修センターの項の次に次のように加える。

健診センター	健診室	⑴　人間ドックに関すること。 ⑵　各種健康診査等に関すること。 ⑶　病院職員の健康診査等に関すること。

（甲府市職員職名規則の一部改正）

第２条　甲府市職員職名規則（昭和２８年１２月規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１技術職員の項中「、放射線部長」の次に「、健診センター長」を加える。

（甲府市役所庁中管理規則の一部改正）

第３条　甲府市役所庁中管理規則（昭和３７年１１月規則第５０号）の一部を次のように改正する。

別表本庁舎、サーバー室の項中「総務部総務総室デジタル推進課長」を「総務部総務総室ＤＸ推進課長」に改め、同表本庁舎、市民対話室の項中「市民部市民協働室協働推進課長」を「市民部市民総室協働推進課長」に改める。

（甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正）

第４条　甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和３８年１０月規則第４９号）の一部を次のように改正する。

別表２１の項中「・放射線部長」を「・医療支援センター長・放射線部長・健診センター長」に改める。

（甲府市公印規則の一部改正）

第５条　甲府市公印規則（昭和４４年８月規則第４９号）の一部を次のように改正

する。

別表第１専用公印の表市印の項中「福祉部福祉支援室健康保険課長」を「福祉部福祉総室健康保険課長」に改める。

（甲府市財務規則の一部改正）

第６条　甲府市財務規則（昭和６２年１月規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９３条の表中「各公民館」の次に「、生涯学習課芸術係」を加え、「及び企画整備係、図書館管理係、サービス係及び資料係」を「、企画整備係及び地域移行係、図書館管理資料係及びサービス係」に改める。

（甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正）

第７条　甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成３１年３月規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「企画部財政経営室ＳＤＧｓ推進課」を「企画部財政経営室連携共創課」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部	総務総室	デジタル推進課	総務部	総務総室	ＤＸ推進課
企画部	企画総室	自治体連携課	企画部	財政経営室	連携共創課
	財政経営室	ＳＤＧｓ推進課			
	リニア交通室	リニア政策課		リニア交通室	リニアプロジェクト推進課

市民部	市民協働室	協働推進課	市民部	市民総室	協働推進課
		協働支援課			
福祉部	福祉支援室	健康保険課	福祉部	福祉総室	健康保険課
産業部	産業総室	雇用創生課	産業部	産業総室	企業立地雇用推進課
		産業立地課			

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１６号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和２年３月規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号中「第１２条第２号」を「第１２条第４号」に改め、同項第１３号中「平成６年法律第３０号」の次に「。以下「中国残留邦人等支援法」という。」を加え、「同条第３項」を「第３項」に改め、「平成１９年法律第１２７号」の次に「。以下この号及び第１２条第１３号において「平成１９年改正法」という。」を加える。

第４条第２項第３号中「若しくは同法第２６条」を「、同法第２６条」に改め、「廃止」の次に「又は同法第５５条の４第１項に準じて行う就労自立給付金の支給」を加える。

第５条第２項第１号中「住民票関係情報に関する情報」を「住民票に記載された住民票関係情報」に改め、同項第３号中「（昭和５０年１２月条例第４０号）」を削る。

第９条第２項第１号中「及び第１２条第４号」を削る。

第１０条第２項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１１条第２項第２号中「住民票関係情報」を「住民票に記載された住民票関係

情報」に改める。

第１２条を次のように改める。

第１２条　条例別表第２第１０項の規則で定める事務及び情報は、次のとおりとする。

⑴　児童福祉法第１９条の３第３項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査、同法第１９条の５第２項の医療費支給認定の変更の認定、同法第２１条の５の３第１項の障害児通所給付費若しくは同法第２１条の５の４第１項の特例障害児通所給付費若しくは同法第２１条の５の１２第１項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査、同法第２１条の６の障害福祉サービスの提供、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１８条の６第７項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査又は児童福祉法第５６条第２項の費用の徴収に関する事務　当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

⑵　予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２８条の実費の徴収の決定に関する事務　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑶　身体障害者福祉法第３８条第１項の費用の徴収に関する事務　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑷　生活保護法第１９条第１項の保護の実施、同法第２４条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第２５条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更、同法第２６条の保護の停止若しくは廃止、同法第６３条の保護に要する費用の返還又は同法第７７条第１項若しくは第７８条第１項から第３項までの徴収金の徴収（同法第７８条の２第１項又は第２項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

⑸　地方税法第３２３条の市町村民税の減免若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第１１条第２号の森林環境税の免除、地方税法第３６７条の固定資産税の減免、同法第４６３条の２３の種別割の減免及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）

附則第２０条第３項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第２条の規定による改正前の地方税法第４５４条の軽自動車税の減免、地方税法第６８４条の市町村法定外普通税の減免、同法第７１７条の水利地益税等の減免又は同法第７３３条の１３の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑹　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第１６条第５項（同法第２８条第３項及び第５項並びに第２９条第９項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第１８条第２項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査、同法第１９条（同法第２８条第３項及び第５項並びに第２９条第９項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査、同法第２５条第１項の入居の申込みに係る事実についての審査、同法第２７条第５項若しくは第６項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査、同法第２９条第８項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査、同法第３２条第１項の明渡しの請求又は同法第４８条の条例で定める事項に関する事務　当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

⑺　国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号）第２条第１項、第３条、第４条第１項、第１１条、第１２条又は第１３条第１項（第４条第１項及び第１１条を除き、これらの規定を同令第２０条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑻　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２７条の費用の徴収に関する事務　当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑼　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１０条の４若しくは第１１条の福祉の措置の実施又は同法第２８条第１項の費用の徴収に関する事務　当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑽　母子及び父子並びに寡婦福祉法第１７条第１項、第３１条の７第１項又は第３３条第１項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑾　母子保健法第２１条の４第１項の費用の徴収に関する事務　当該徴収に係る母子保健法第２０条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑿　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）第１０条第１項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

⒀　中国残留邦人等支援法第１４条第１項及び第３項の支援給付の支給の実施、平成１９年改正法附則第４条第１項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号。以下この号において「平成２５年改正法」という。）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成２５年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第１４条第１項の支援給付、平成２５年改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第３項の支援給付及び平成２５年改正法附則第２条第３項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等支援法第１４条第４項並びに平成２５年改正法附則第２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第４項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第２４条第１項の開始又は同条第９項の変更の申請に係る事実についての審査、中国残留邦人等支援法第１４条第４項並びに平成２５年改正法附則第２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第４項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第２５条第１項の職権による開始又は同条第２項の職権による変更、中国残留邦人等支援法第１４条第４項並びに平成２５年改正法附則第２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第４項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第２６条の停止又は廃止、中国残留邦人等支援法第１４条第４項並びに平成２５年改正法附則第２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第４項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第６３条の費用の返還又は中国残留邦人等支援法第１４条第４項並びに平成２５年改正法附則第

２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第４項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第７７条第１項若しくは第７８条第１項及び第２項の徴収金の徴収（同法第７８条の２第１項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

⑭　介護保険法第４９条の２若しくは第５９条の２の負担割合の判定、同法第５０条の居宅介護サービス費等若しくは同法第６０条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査、同法第５１条第１項の高額介護サービス費若しくは同法第５１条の３第１項の特定入所者介護サービス費若しくは同法第６１条第１項の高額介護予防サービス費若しくは同法第６１条の３第１項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査、同法第６６条第１項若しくは第２項の保険料滞納者に係る支払方法の変更若しくは同条第３項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情の確認、同法第６７条第１項若しくは第２項の保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認、同法第６８条第１項の第２号被保険者（同法第９条第２号の第２号被保険者をいう。以下この号において同じ。）の保険給付の一時差止め若しくは第６８条第２項の第２号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情の確認、同法第６９条第１項の給付額減額等の記載若しくは同条第２項の給付額減額等の記載の消除を行う場合の特別な事情の確認、同法第１１５条の４５の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認、同条第１項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定、同項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査、同条第１０項及び第１１５条の４７第９項の利用料の請求、同法第１２９条第２項の保険料の賦課、同法第１４２条の保険料の減免若しくは徴収の猶予の申請に係る事実についての審査、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２７条第１項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査、同令第３２条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査又は介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号）第１３条第３項の施設介護サービス費若しくは同条第５項の特定入所者介護サ

ービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

⑮　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号において「障害者支援法」という。）第６条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号。以下この号において「障害者支援法施行令」という。）第４３条の５第６項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査、障害者支援法第５３条第１項の支給認定の申請に係る事実についての審査、障害者支援法第５６条第２項の支給認定の変更、障害者支援法第７６条の２第１項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者支援法施行令第４３条の５第６項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査又は障害者支援法施行令第１５条若しくは障害者支援法施行令第３２条第１項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

⑯　子ども・子育て支援法第２０条第１項の教育・保育給付認定、同法第２２条の届出に係る事実についての審査、同法第２３条第１項の教育・保育給付認定の変更の認定、同条第４項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定、同法第２４条第１項の教育・保育給付認定の取消し、同法第３０条の５第１項の施設等利用給付認定、同法第３０条の５第７項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定、同法第３０条の７の届出に係る事実についての審査、同法第３０条の８第１項の施設等利用給付認定の変更の認定、同条第４項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定又は同法第３０条の９第１項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　当該給付認定に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

⑰　難病の患者に対する医療等に関する法律第６条第１項の支給認定の申請に係る事実についての審査又は同法第１０条第２項の支給認定の変更の認定に関する事務　当該事務に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第１３条第２項第２号、第１４条第２項第２号及び第１５条第２項第２号中「住民票関係情報」を「住民票に記載された住民票関係情報」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１７号

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市臨時的任用職員に関する規則（昭和３６年６月規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第８条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１８号

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則（平成２０年３月規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第４条を次のように改める。

（勤務１時間当たりの給与額の算出に関する読替え）

第３条　条例第４条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する甲府市職員給与条例施行規則（昭和２７年３月規則第７号）第１３条の５の適用については、同条第２項中「第２条第２項又は第３項」とあるのは、「第２条第４項」とする。

（勤勉手当の成績率）

第４条　条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）第４８条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

⑴　勤務成績が優秀な職員　１００分の８７．５以上

⑵　勤務成績が良好な職員　１００分の７７．５

⑶　勤務成績が良好でない職員　１００分の７１以下

２　甲府市職員給与条例施行規則第２４条の３第２項の規定は、前項第３号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　当分の間、この規則による改正後の第４条の規定による勤勉手当の成績率については、同条の規定にかかわらず、１００分の１５５の割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

甲府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第１９号

甲府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の定年等に関する規則（令和５年３月規則第６号）の一部を次のように改正する。

附則第８項第３号中「第１９条」を「第２０条」に、「第１５項」を「第１６項」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２０号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成７年３月規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項第１号中「までの子」の次に「（条例第７条の３第１項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」を加え、同項第２号中「第６条の２第２項」を「第６条の３第２項」に改める。

第４条の次に次の１条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第４条の２　第２条の規定は、育児短時間勤務職員等（条例第２条第２項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）には適用しない。

第５条に次の１項を加える。

３　条例第７条の２第１項ただし書の規則で定める場合は、第１項第３号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第２３条の許可に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

第７条第２項中「第２条第２項」を「第２条第３項」に、「第２条第３項」を「第２条第４項」に改め、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

３　条例第７条の２第２項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命じなけれ

ば公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第７条の３第１項中「深夜勤務制限請求書」を「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」に改める。

第７条の４第１項第４号中「条例第７条の３第１項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改め、同条第３項中「育児の状況変更届」を「育児・介護の状況変更届」に改める。

第７条の５第１項中「時間外勤務制限請求書（第１号様式の２）」を「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」に改める。

第７条の６第１項第５号中「第７条の３第１項又は第２項」を「第７条の３第２項又は第３項」に改め、同条第２項第２号中「、条例第７条の３第２項の規定による請求にあっては３歳に、同条第３項の規定による請求にあっては」を削り、同条第３項中「前項第２号」の次に「に掲げる場合」を加え、「育児の状況変更届（第１号様式の３）」を「育児・介護の状況変更届」に改める。

第７条の７中「及び前条第１項第３号から第５号まで」を「、前条第１項第３号から第５号まで及び同条第２項第２号」に、「同条第２項中「次の各号」を「同条第２項第１号中「前項各号」に改め、「、「育児」とあるのは「介護」と」を削る。

第７条の８第２項中「第５項において」を「第４項において」に、「第７項」を「第６項」に改め、同条第６項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第９条第１項中「２０日に定年前再任用短時間勤務職員等」を「２０日に育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）」に改め、「第２条第２項」の次に「から第４項まで」を加え、「定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間又は条例第２条第３項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間（以下「定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間」という。）」を「短時間勤務職員等の勤務時間（以下「短時間勤務職員等の勤務時間」という。）」に改め、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第９条の２第１項第１号及び第２号並びに同条第４項中「定年前再任用短時間勤

務職員等」を「短時間勤務職員等」に改める。

第１１条第１項中「（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、１日）」を削り、「１時間」の次に「（短時間勤務職員等にあっては１時間）」を加え、同条第３項第１号中「及び第３号」を「から第４号まで」に改め、同項第３号中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等　次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア　育児休業法第１０条第１項第１号　３時間５５分

イ　育児休業法第１０条第１項第２号　４時間５５分

ウ　育児休業法第１０条第１項第３号又は第４号　７時間４５分

第１２条中「の付与を受けようとする」を「を使用しようとする」に改める。

第１６条第２項中「勤務日ごとの勤務時間の時間数に２を乗じて得た時間（１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない者にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が別に定める時間）」を「１５時間３０分に短時間勤務職員等の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た時間数」に改め、同条第３項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に改める。

第１８条第１項第１号中「天災地変」を「災害」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第２号中「職員が」を削り、「非常災害により交通を遮断された場合で、その」を「災害又は交通機関の事故等により職員が」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第３号を次のように改める。

⑶　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

第２３条の２第２項及び第３項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間

勤務職員等」に改める。

第２３条の３の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第１項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることその他の疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと」を「、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出席停止若しくは同法第２０条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」に改め、同条第２項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に、「３８時間４５分に」を「３８時間４５分（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、７７時間３０分）に」に改め、同条第３項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に改め、同条第４項及び第５項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第２３条の４第２項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に、「３８時間４５分に」を「３８時間４５分（要介護者が２人以上の場合にあっては、７７時間３０分）に」に改め、同条第３項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員等」に改める。

第２６条第１項中「夏季における」の次に「盆等の諸行事、」を加える。

第２７条第６項中「及び介護休暇申請書（第７号様式）」を「及び介護休暇申請書」に改め、同条第１１項及び第１２項中「（第７号様式）」を削る。

第２７条の２第３項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）」を「育児休業法」に、「部分休業又は条例」を「部分休業、条例」に改め、「規定による育児休暇」の次に「又は甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３２号）第２条の規定による高齢者部分休業」を加え、「部分休業又は育児休暇」を「部分休業、当該育児休暇又は当該高齢者部分休業」に改め、同条第７項中「（第８号様式）」を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２１号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年３月規則第５号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「５時間４５分」の次に「（別表第４の第１号の休暇又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、５時間４５分に当該休暇又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を加えた時間）」を加える。

第１８条中「常勤の職員」を「常勤職員」に改める。

別表第３の第５号中「相当でる」を「相当である」に改め、同表の第９号の２、第１２号及び第１３号中「であって、６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているもの」を削り、同表に次のように加える。

⑭　会計年度任用職員（６月以上の任期が定められている者又は６月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が４７日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において別表第６の定める期間

別表第４の第１号中「（昭和２２年法律第４９号）」を削り、第２号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子」に改め、「であって、６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせる世話を行うこと」を「、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出席停止若しくは同法第２０条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」に改め、同表の第３号中「であって、６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているもの」を削り、同表の第７号を削り、同表の第８号中「末梢血幹細胞移植のための」を「末梢（しょう）血幹細胞移植のための」に改め、同号を同表の第７号とする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２２号

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成４年３月規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第８条を削り、第９条を第８条とする。

第９条の２中「定める」の次に「これに相当する」を加え、同条第２号中「及び第９号」を「、第９号及び第１０号」に改め、同条を第９条とする。

第１０条を第１６条とし、同条の前に次の６条を加える。

（育児短時間勤務計画の申出）

第１０条　条例第９条第６号の申出は、育児短時間勤務計画書（第３号様式）により行うものとする。

（条例第１０条の規則で定める日数及び時間）

第１１条　条例第１０条の規則で定める日数は１２日とし、同条の規則で定める時間は１６時間とする。

（育児短時間勤務の承認の請求手続等）

第１２条　条例第１１条の規定による育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（第４号様式）により行うものとする。

２　第３条第２項本文（第４条第２項の規定により準用する場合を含む。）並びに第５条第１項及び第２項の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与の取扱い）

第１３条　地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員の給与については、甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１９年１２月条例第５３号）第４条の規定により採用さ

れた職員とみなして、甲府市職員給与条例施行規則その他これに相当する規則の規定を適用するものとする。

（条例第１７条第２号の規則で定める非常勤職員）

第１４条　条例第１７条第２号の規則で定める非常勤職員は、１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上である非常勤職員であって、１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日があるものとする。

（部分休業の承認の請求手続等）

第１５条　部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（第５号様式）により行うものとする。

２　第３条第２項並びに第５条第１項及び第２項の規定は、部分休業について準用する。

第２号様式中「育児休業部分休業」を「育児休業育児短時間勤務部分休業」に、「□　休業」を「□　休業等」に、「（注）　該当する□にはレ印を記入すること。」を

「（注）　該当する□にはレ印を記入すること。

主管部 決定欄	職員課 決定欄

」に改める。

第３号様式（表）中「（第８条関係）」を「（第１５条関係）」に改め、同様式（裏）中「所属長」を「係長」に、「任命権者」を「課長」に改め、同様式を第５号様式とし、第２号様式の次に次の２様式を加える。

第３号様式（第１０条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

（あて先）任命権者　　年　　月　　日提出

所　　属……

補 職 名……

職員番号……

氏　　名……㊞

再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、次のとおり育児短時間勤務の計画について提出します。

請求に係る子	氏　　名	
	続　柄　等	
	生 年 月 日	年　　月　　日生
請求者の計画	請 求 期 間	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
	再度の請求 予 定 期 間	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
備　　考		

（注）①　育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出すること。

②　「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

③　子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

④　変更の届出の場合は、「請求に係る子」及び「請求者の計画」のうち変更する箇所のみ記入すること。

主　管　部 決　定　欄	職　員　課 決　定　欄

第４号様式（第１２条関係）

育児短時間勤務承認請求書

（あて先）任命権者　　請求年月日　　年　月　日

請求者　所　属

補職名

職員番号

氏　名　　㊞

次のとおり　育児短時間勤務の承認 / 育児短時間勤務の期間の延長　を請求します。

請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年　月　日生
請求の内容	□育児短時間勤務の承認　□育児短時間勤務の期間の延長	
	□再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
請求期間	年　月　日から　年　月　日まで	
勤務の形態	週　時間　分勤務	
	地方公務員の育児休業等に関する法律第１０条第１項　□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号 □ 第４号 □ 第５号　の勤務の形態	
勤務の日及び時間帯	月（　：　～　：　）　火（　：　～　：　） 水（　：　～　：　）　木（　：　～　：　） 金（　：　～　：　）	
既に育児短時間勤務をした期間	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
備考		

（注）①　この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。

②　子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

③　「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「備考」欄に必要な事項を記入すること。

④　「備考」欄には、(ｱ)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(ｲ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ｳ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑤　該当する□にはレ印を記入すること。

主管部決定欄	職員課決定欄

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２３号

甲府市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市職員安全衛生管理規則（平成３年３月規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第７条中「。以下「省令」という。」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２４号

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

甲府市職員被服貸与規則（昭和４９年７月規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表」を「別表第１及び別表第２」に改める。

別表の２技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表６の項中「予防衣又は」を削り、

「

冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	３冬	１
予防衣	３年	１

」を

「

冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	３冬	１

」に改め、同表７の項中「予防衣又は」を削り、

「

事務服又は冬作業服（上下）	３冬	１
予防衣	３年	１

」を

「

事務服又は冬作業服（上下）	３冬	１

」に改める。

別表の３技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表３の項中

「ゴム長靴」の次に「又は安全靴」を加える。

別表の４市立甲府病院に勤務する職員の表１の項及び７の項中

「

事務服又は夏及び冬作業服（上下）	３年 ３夏 ３冬	１	

」を

「

夏作業服（上下）	３夏	１	
冬作業服（上下）	３冬	１	

」に改

め、同表９の項中「あん摩マッサージ指圧士」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第２条関係）

種別	被貸与者	貸与品	貸与期間	貸与数	摘要
１	別に定める屋外業務に従事する職員	空調作業服（扇風機その他の空調用の器具を付けた衣服をいう。）	３夏	１	

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２５号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和２７年３月規則第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の」を「第１項の」に、「扶養親族異動届」を「扶養親族届」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「条例第２２条の規定により」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

⑴　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

⑵　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（条例第１９条第２項第１号、第２号又は第４号に該当する扶養親族が、２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

第７条第１項中「前条第１項及び第２項」を「前条第２項及び第３項」に改め、同条第２項中「第２０条」を「第１９条第２項」に、「みちがなく」を「途がなく、」に改め、同項第１号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第７条の２中「第２１条第１項」を「第１９条第３項」に改め、同条を第７条の４とする。

第７条の次に次の２条を加える。

（扶養手当の始期及び終期）

第７条の２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で第６条第１項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第１項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第６条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第６条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

⑶　扶養親族たる父母等（条例第１９条第２項第２号から第５号までに掲げる扶養親族をいう。以下同じ。）で第６条の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び第７条の４に規定する職員（以下「行８級職員等」という。）が行８級職員等以外の職員となった場合

⑷　扶養親族たる父母等で第６条の規定による届出に係るものがある職員で行８級職員等以外のものが行８級職員等となった場合

⑸　条例第１９条第２項第１号に掲げる扶養親族で第６条の規定による届出に係るもののうち条例第１９条第４項の規定による子でなかった者が同項の規定に

よる子となった場合

３　第１項ただし書の規定は、前項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（扶養手当の支給）

第７条の３　条例第１２条の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第１０条の２第１項第１号中「１００分の６」を「１００分の５」に改める。

第１３条の４第１項中「第３１条第３項第１号」を「第３１条第３項」に、「勤務に」を「同条第１項の勤務に」に改め、同条第５項を次のように改める。

５　次に掲げる場合には、条例第３１条第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。

⑴　条例第３１条第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合

⑵　条例第３１条第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合

第１３条の５第２項中「定める数」を「定めるもの」に改め、「勤務の」の次に「日の」を、「第２条第２項」の次に「又は第３項」を加える。

第１４条第１号中「第２条」を「第５条」に改め、同条第６号中「第５条の２第１項」を「第５条の３第１項」に改める。

第１５条第１号中「、若しくは失職し」を削り、同条第２号中「又は失職」を削る。

第１８条第２項第１号中「までに掲げる職員及び同条第７号」を「まで及び第７号」に改め、同項に次の３号を加える。

⑹　育児休業法第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。第２４条第２項第１１号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の２分の１の期間

⑺　法第２６条の２の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その２分の１の期間

⑻　法第２６条の３の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その２分の１の期間

第２０条第３号中「第５条の２第２項」を「第５条の３第２項」に改める。

第２１条第１項第１号中「、若しくは失職し」を削る。

第２４条第２項第１１号を第１４号とし、第１０号の次に次の３号を加える。

⑾　育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

⑿　法第２６条の２の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

⒀　法第２６条の３の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第２４条の３第１項第１号中「１００分の１２１．５以上１００分の２０５」を「１００分の１２４以上１００分の３１５」に、「１００分の１４５.５以上１００分の２４５」を「１００分の１４８以上１００分の３７５」に改め、同項第２号中「１００分の１１０以上１００分の１２１．５」を「１００分の１１２．５以上１００分の１２４」に、「１００分の１３１以上１００分の１４５．５」を「１００分の１３３．５以上１００分の１４８」に改め、同項第３号中「１００分の９８．５」を「１００分の１０１」に、「１００分の１１８．５」を「１００分の１２１」に改め、同項第４号中「１００分の９０」を「１００分の９２．５」に、「１００分の１０９」を「１００分の１１１．５」に改める。

第２４条の４第１項第１号中「１００分の５０．２５」を「１００分の５１．５」に、「１００分の６０．２５」を「１００分の６１．５」に改め、同項第２号中「１００分の４６．７５」を「１００分の４８」に、「１００分の５６．７５」を「１００分の５８」に改め、同項第３号中「１００分の４４．７５」を「１００分の４６」に、「１００分の５４．７５」を「１００分の５６」に改める。

別表第１備考第２項中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第２号様式中

「

M・T・S・H ・　・
M・T・S・H ・　・
M・T・S・H ・　・
M・T・S・H ・　・
M・T・S・H ・　・

」

を

「

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年改正条例附則第４項の規定が適用される間の読替え）

２　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下「新規則」という。）第７条の２第２項第３号中「第５号」とあるのは「第６号」と読み替えるものとする。

（行政職給料表の８級の職員に相当する職員）

３　甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和７年３月条例第１７号）附則第４項の規定により読み替えられた甲府市職員給与条例第１９条第３項に規定する規則で定める職員は、新規則第７条の４に規定する職員とする。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

４　当分の間、新規則第２４条の３及び第２４条の４の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

⑴　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員　１００分の２１０（新規則第１７条の２

に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の２５０）

⑵　定年前再任用短時間勤務職員　１００分の１００（特定幹部職員にあっては、１００分の１２０）

（雑則）

５　前各項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２６号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成１８年３月規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第１５条を次のように改める。

第１５条　削除

第１７条中「第１１条第６項」を「第１１条第７項第１号」に改める。

第１７条の次に次の１条を加える。

（行政職給料表の８級の職員に相当する職員）

第１７条の２　条例第１１条第７項第２号の規則で定める職員は、医療職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が４級である職員とする。

別表第４から別表第５までを次のように改める。

別表第４（第１０条関係）

昇格時号給対応表

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5

30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	

65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				
87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				

100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

イ　医療職給料表（１）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4

33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5

68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ウ　医療職給料表（２）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	1
19	1	1	7	1	1
20	1	1	8	1	1
21	1	1	9	1	1
22	2	2	10	2	2
23	3	3	11	3	3
24	4	4	12	4	4
25	5	5	13	5	5
26	6	6	14	6	6
27	7	7	15	7	7
28	8	8	16	8	8
29	9	9	17	9	9
30	10	10	18	10	10
31	11	11	19	11	11
32	12	12	20	12	12

33	13	13	21	13	13
34	14	14	22	14	14
35	15	15	23	15	15
36	16	16	24	16	16
37	17	17	25	17	17
38	18	18	26	18	18
39	19	19	27	19	19
40	20	20	28	20	20
41	21	21	29	21	21
42	22	22	30	22	21
43	23	23	31	23	21
44	24	24	32	24	22
45	25	25	33	25	22
46	25	26	34	25	22
47	26	27	35	26	23
48	26	28	36	26	23
49	27	29	37	27	23
50	27	30	38	27	24
51	28	31	39	28	24
52	28	32	40	28	24
53	29	33	41	29	25
54	29	34	42	29	25
55	30	35	43	30	26
56	30	36	44	30	26
57	31	37	45	31	27
58	31	38	46	31	27
59	32	39	47	32	28
60	32	40	48	32	28
61	33	41	49	33	28
62	33	42	50	33	28
63	34	43	51	33	28
64	34	44	52	34	29
65	35	45	53	34	29
66	35	46	54	34	29
67	36	47	55	35	29

68	36	48	56	35	29
69	37	49	57	35	30
70	37	49	57	36	30
71	38	50	58	36	30
72	38	50	58	36	30
73	39	51	59	37	30
74	39	51	59	37	31
75	40	52	60	37	31
76	40	52	60	37	31
77	41	53	61	38	31
78	41	53	61	38	
79	41	53	62	38	
80	42	54	62	38	
81	42	54	63	39	
82	42	54	63	39	
83	43	55	64	39	
84	43	55	64	39	
85	43	55	65	39	
86		56	66	40	
87		56	67	40	
88		56	68	40	
89		56	69	40	
90		56	69	40	
91		57	70	41	
92		57	70	41	
93		57	70	41	
94		57	70	41	
95		57	70	41	
96		58	70	42	
97		58	70	42	
98		58	70	42	
99		58	70	42	
100		58	70	42	
101		59	70	43	
102		59	70		

103		59	70		
104		59	70		
105		59	70		
106			70		
107			70		
108			70		
109			70		

エ　医療職給料表（３）昇給時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12

33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	

68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		

103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				

138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第４の２（第１１条関係）

降格時号給対応表

ア　行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	33	22	22	10	14	18	17
3	33	23	23	11	15	19	21
4	34	24	24	12	16	20	28
5	35	25	25	13	17	22	45
6	36	26	26	14	18	24	45
7	38	27	27	15	19	26	45
8	39	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45
10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	37	37	25	29	73	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	

30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		

65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			
77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			
83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			
86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					

100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ　医療職給料表（１）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	

33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	

68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

ウ　医療職給料表（２）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	１級	２級	３級	４級	５級
1	21	21	13	21	21
2	22	22	14	22	22
3	23	23	15	23	23
4	24	24	16	24	24
5	25	25	17	25	25
6	26	26	18	26	26
7	27	27	19	27	27
8	28	28	20	28	28
9	29	29	21	29	29
10	30	30	22	30	30
11	31	31	23	31	31
12	32	32	24	32	32
13	33	33	25	33	33
14	34	34	26	34	34
15	35	35	27	35	35
16	36	36	28	36	36
17	37	37	29	37	37
18	38	38	30	38	38
19	39	39	31	39	39
20	40	40	32	40	40
21	41	41	33	41	43
22	42	42	34	42	46
23	43	43	35	43	49
24	44	44	36	44	52
25	46	45	37	46	54
26	48	46	38	48	56
27	50	47	39	50	58
28	52	48	40	52	63
29	54	49	41	54	68
30	56	50	42	56	73
31	58	51	43	58	77
32	60	52	44	60	77

33	62	53	45	63	77
34	64	54	46	66	77
35	66	55	47	69	77
36	68	56	48	72	77
37	70	57	49	76	77
38	72	58	50	80	77
39	74	59	51	85	77
40	76	60	52	90	77
41	79	61	53	95	77
42	82	62	54	100	77
43	85	63	55	101	77
44	85	64	56	101	77
45	85	65	57	101	77
46	85	66	58	101	77
47	85	67	59	101	77
48	85	68	60	101	77
49	85	70	61	101	77
50	85	72	62	101	77
51	85	74	63	101	77
52	85	76	64	101	77
53	85	79	65	101	77
54	85	82	66	101	
55	85	85	67	101	
56	85	90	68	101	
57	85	95	70	101	
58	85	100	72	101	
59	85	105	74	101	
60	85	105	76	101	
61	85	105	78	101	
62	85	105	80	101	
63	85	105	82	101	
64	85	105	84	101	
65	85	105	85	101	
66	85	105	86	101	
67	85	105	87	101	

68	85	105	88	101	
69	85	105	90	101	
70	85	105	109	101	
71	85	105	109	101	
72	85	105	109	101	
73	85	105	109	101	
74	85	105	109	101	
75	85	105	109	101	
76	85	105	109	101	
77	85	105	109	101	
78	85	105	109		
79	85	105	109		
80	85	105	109		
81	85	105	109		
82	85	105	109		
83	85	105	109		
84	85	105	109		
85	85	105	109		
86	85	105	109		
87	85	105	109		
88	85	105	109		
89	85	105	109		
90	85	105	109		
91	85	105	109		
92	85	105	109		
93	85	105	109		
94	85	105	109		
95	85	105	109		
96	85	105	109		
97	85	105	109		
98	85	105	109		
99	85	105	109		
100	85	105	109		
101	85	105	109		
102	85	105			

103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			

エ　医療職給料表（３）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57

33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		

68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			

103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					

138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

別表第５（第１６条関係）

昇給号給数表

昇給区分／職員の区分	S	A	B	C	D
条例第１１条第７項に規定する職員以外の職員の昇給の号給数	８以上	6	４（医療職給料表（２）の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの及び医療職給料表（３）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるものにあっては、３）	2	0
条例第１１条第７項第１号に規定する職員の昇給の号給数	２以上	1	0	0	0
条例第１１条第７項第２号に規定する職員の昇給の号給数	2	1	0	0	0

別表第６中「甲府市職員の分限に関する条例第２条の」を「甲府市職員の分限に関する条例第５条の」に、「甲府市職員の分限に関する条例第２条第３号」を「甲

府市職員の分限に関する条例第５条第３号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

２　令和７年４月１日（以下、「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の第１０条又は第１１条の規定を適用する。

（雑則）

３　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員給与条例附則第１２条の規定による給料月額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２７号

甲府市職員給与条例附則第１２条の規定による給料月額に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例附則第１２条の規定による給料月額に関する規則（令和５年３月規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「附則第１９条」を「附則第２０条」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員給与条例附則第１４条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２８号

甲府市職員給与条例附則第１４条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例附則第１４条等の規定による給料に関する規則（令和５年３月規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「附則第１９条」を「附則第２０条」に改める。

第２条第９号中「給料月額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項又は第１７条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加える。

第３条第１号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

第４条第１項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に１００分の７０を乗じて得た額

第４条第３項中「又は第２号」を「から第３号まで」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改める。

第６条第１項中「又は第３号」を「、第３号又は第４号」に改め、「定める額（」の次に「第３号アに掲げる職員以外の職員にあっては、」を加え、同項第１号及び第２号中「第３号」を「第４号」に改め、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

第６条第３項中「又は第２号」を「から第３号まで」に、「第４号」を「第５号」に改める。

第７条第４項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

第８条第４項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

第９条第４項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第２９号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年３月規則第４号）の一部を次のように改正する。

第８条中「６月」の次に「条例」を加える。

第１４条の表中「読み替える条例」を「読み替える給与条例」に改め、「本文」を削る。

第１６条の表中「読み替える条例」を「読み替える給与条例」に改める。

第２３条第１項中「第５項」を「第５条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３０号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和４３年３月規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第２項中「（平成３年法律第１１０号）」を削り、同条を第５条の４とする。

第５条の２を第５条の３とし、第５条の次に次の１条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第５条の２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて育児短時間勤務をしている技能労務職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、育児短時間勤務（同条の規定による短時間勤務を含む。）をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、当該育児短時間勤務職員等の１週間当たりの勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	173,700	230,000	265,300	298,800
	2	174,900	231,500	266,300	300,300
	3	176,100	233,000	267,300	301,800
	4	177,300	234,500	268,300	303,200
	5	178,700	236,000	269,300	304,600
	6	179,900	237,500	270,300	305,700
	7	181,100	239,000	271,300	306,700
	8	182,300	240,500	272,300	307,900
	9	183,500	242,000	273,300	309,100
	10	184,600	243,400	274,300	310,700
	11	185,800	244,800	275,300	312,300
	12	186,900	246,200	276,400	313,900
	13	188,000	247,400	277,400	315,400
	14	189,700	248,600	278,700	317,000
	15	191,300	249,800	280,000	318,600
	16	192,900	251,000	281,200	320,200
	17	194,500	252,100	282,500	321,700
	18	196,200	253,200	283,800	323,400
	19	197,800	254,300	285,000	325,000
	20	199,400	255,400	286,200	326,600
	21	201,000	256,400	287,300	328,000
	22	202,700	257,400	288,500	329,700
	23	204,400	258,400	289,800	331,400
	24	206,100	259,400	291,100	333,000
	25	207,400	260,400	292,400	334,200
	26	209,000	261,300	293,400	336,100
	27	210,600	262,200	294,400	337,800
	28	212,100	263,100	295,500	339,400
	29	213,600	263,900	296,600	340,900
	30	215,200	264,700	297,800	342,500
	31	216,800	265,500	298,900	344,100

	32	218, 400	266, 300	300, 100	345, 700
	33	220, 000	267, 000	301, 300	347, 400
	34	221, 700	267, 800	302, 600	349, 200
	35	223, 000	268, 600	303, 900	351, 000
	36	224, 300	269, 300	305, 200	352, 800
	37	225, 600	270, 000	306, 500	354, 300
	38	226, 700	270, 800	307, 800	355, 700
	39	227, 800	271, 600	309, 100	357, 100
	40	228, 900	272, 300	310, 400	358, 500
	41	230, 000	273, 000	311, 700	360, 000
	42	231, 100	273, 800	313, 000	360, 800
	43	232, 200	274, 600	314, 300	361, 800
	44	233, 300	275, 300	315, 400	362, 800
	45	234, 400	276, 000	316, 300	363, 700
	46	235, 400	276, 700	317, 600	364, 800
	47	236, 400	277, 400	318, 900	365, 700
	48	237, 300	278, 100	320, 200	366, 700
	49	238, 200	278, 800	321, 400	367, 600
	50	239, 100	279, 500	322, 700	368, 300
	51	239, 900	280, 200	323, 900	369, 000
	52	240, 700	280, 900	325, 100	369, 600
	53	241, 400	281, 500	326, 400	370, 000
	54	242, 000	282, 200	327, 500	370, 600
	55	242, 600	282, 800	328, 600	371, 300
	56	243, 200	283, 500	329, 700	372, 000
	57	243, 800	284, 100	330, 400	372, 300
	58	244, 400	284, 800	331, 300	373, 000
	59	245, 000	285, 400	332, 000	373, 700
	60	245, 500	286, 100	332, 800	374, 300
	61	246, 000	286, 700	333, 600	374, 600
	62	246, 400	287, 400	334, 000	375, 100
	63	246, 700	288, 000	334, 600	375, 700
	64	247, 000	288, 500	335, 300	376, 300
	65	247, 300	289, 000	336, 100	376, 600
	66	247, 600	289, 600	336, 800	377, 200
	67	247, 900	290, 100	337, 500	377, 900

	68	248, 200	290, 700	338, 100	378, 500
	69	248, 500	291, 200	338, 600	378, 900
	70	248, 800	291, 700	339, 200	379, 400
	71	249, 100	292, 300	339, 700	380, 000
	72	249, 400	292, 900	340, 300	380, 500
	73	249, 700	293, 400	340, 600	381, 000
	74	250, 000	293, 900	341, 100	381, 600
	75	250, 300	294, 300	341, 500	382, 100
	76	250, 600	294, 600	341, 900	382, 400
	77	250, 900	294, 800	342, 300	382, 800
	78	251, 200	295, 100	342, 800	383, 300
	79	251, 500	295, 300	343, 300	383, 700
	80	251, 800	295, 600	343, 800	384, 100
	81	252, 100	295, 800	344, 100	384, 500
	82	252, 400	296, 000	344, 500	385, 000
	83	252, 700	296, 300	344, 900	385, 400
	84	253, 000	296, 500	345, 300	385, 800
	85	253, 300	296, 800	345, 600	386, 100
	86	253, 600	297, 100	346, 000	
	87	253, 900	297, 400	346, 400	
	88	254, 200	297, 700	346, 800	
	89	254, 500	298, 000	347, 000	
	90	254, 800	298, 300	347, 400	
	91	255, 100	298, 600	347, 800	
	92	255, 400	299, 000	348, 200	
	93	255, 700	299, 200	348, 400	
	94	256, 000	299, 400	348, 800	
	95	256, 300	299, 700	349, 200	
	96	256, 600	300, 100	349, 500	
	97	256, 900	300, 300	349, 800	
	98	257, 200	300, 600	350, 200	
	99	257, 500	301, 000	350, 600	
	100	257, 800	301, 400	351, 000	
	101	258, 100	301, 600	351, 500	
	102		301, 900	351, 900	
	103		302, 200	352, 300	

	104		302,500	352,700	
	105		302,700	353,200	
	106		303,000	353,600	
	107		303,300	353,900	
	108		303,600	354,200	
	109		303,800	354,700	
	110		304,200		
	111		304,600		
	112		304,900		
	113		305,100		
	114		305,300		
	115		305,600		
	116		306,000		
	117		306,200		
	118		306,400		
	119		306,700		
	120		307,000		
	121		307,400		
	122		307,600		
	123		307,900		
	124		308,200		
	125		308,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700

別表第４及び別表第５を次のように改める。

別表第４（第７条関係）

技能労務職昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	2
23	1	3	3
24	1	4	4
25	1	5	5
26	1	6	6
27	1	7	7
28	1	8	8
29	1	9	9
30	1	10	10
31	1	11	11
32	1	12	12

33	1	13	13
34	1	14	14
35	1	15	15
36	1	16	16
37	1	17	17
38	1	18	18
39	1	19	19
40	1	20	20
41	1	21	21
42	2	22	22
43	3	23	23
44	4	24	24
45	5	25	25
46	6	26	26
47	7	27	27
48	8	28	28
49	9	29	29
50	10	30	30
51	11	31	31
52	12	32	32
53	13	33	33
54	14	33	34
55	15	34	35
56	16	34	36
57	17	35	37
58	18	35	37
59	19	36	37
60	20	36	38
61	21	37	38
62	21	38	38
63	22	39	39
64	22	40	39
65	23	41	39
66	23	41	40
67	24	42	40
68	24	42	40

69	25	43	41
70	25	43	41
71	26	44	41
72	26	44	42
73	27	45	42
74	27	45	42
75	28	45	43
76	28	45	43
77	29	45	43
78	29	46	44
79	29	46	44
80	30	46	44
81	30	46	45
82	30	46	45
83	31	47	45
84	31	47	45
85	31	47	46
86	32	47	46
87	32	47	46
88	32	48	46
89	33	48	47
90	33	48	47
91	33	48	47
92	34	48	47
93	34	49	47
94	34	49	47
95	35	49	47
96	35	49	48
97	35	49	48
98	36	50	48
99	36	50	48
100	36	50	48
101	37	50	48
102		50	48
103		51	49

104		51	49
105		51	49
106		51	49
107		51	49
108		52	49
109		52	49
110		52	
111		52	
112		52	
113		52	
114		52	
115		52	
116		52	
117		53	
118		53	
119		53	
120		53	
121		53	
122		53	
123		53	
124		53	
125		53	

別表第５（第７条関係）

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	41	21	21
2	41	22	22
3	41	23	23
4	42	24	24
5	43	25	25
6	44	26	26
7	46	27	27
8	47	28	28
9	49	29	29
10	50	30	30
11	51	31	31
12	52	32	32
13	53	33	33
14	54	34	34
15	55	35	35
16	56	36	36
17	57	37	37
18	58	38	38
19	59	39	39
20	60	40	40
21	62	41	41
22	64	42	42
23	66	43	43
24	68	44	44
25	70	45	45
26	72	46	46
27	74	47	47
28	76	48	48
29	79	49	49
30	82	50	50
31	85	51	51
32	88	52	52

33	91	54	53
34	94	56	54
35	97	58	55
36	100	60	56
37	101	61	59
38	101	62	62
39	101	63	65
40	101	64	68
41	101	66	71
42	101	68	74
43	101	70	77
44	101	72	80
45	101	77	84
46	101	82	88
47	101	87	95
48	101	92	102
49	101	97	109
50	101	102	109
51	101	107	109
52	101	116	109
53	101	125	109
54	101	125	109
55	101	125	109
56	101	125	109
57	101	125	109
58	101	125	109
59	101	125	109
60	101	125	109
61	101	125	109
62	101	125	109
63	101	125	109
64	101	125	109
65	101	125	109
66	101	125	109
67	101	125	109
68	101	125	109

69	101	125	109
70	101	125	109
71	101	125	109
72	101	125	109
73	101	125	109
74	101	125	109
75	101	125	109
76	101	125	109
77	101	125	109
78	101	125	109
79	101	125	109
80	101	125	109
81	101	125	109
82	101	125	109
83	101	125	109
84	101	125	109
85	101	125	109
86	101	125	
87	101	125	
88	101	125	
89	101	125	
90	101	125	
91	101	125	
92	101	125	
93	101	125	
94	101	125	
95	101	125	
96	101	125	
97	101	125	
98	101	125	
99	101	125	
100	101	125	
101	101	125	
102	101	125	
103	101	125	

104	101	125	
105	101	125	
106	101	125	
107	101	125	
108	101	125	
109	101	125	
110	101		
111	101		
112	101		
113	101		
114	101		
115	101		
116	101		
117	101		
118	101		
119	101		
120	101		
121	101		
122	101		
123	101		
124	101		
125	101		

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び任命権者の定めるこれに準

ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4　改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和２４年６月条例第２１号）の適用を受ける職員の例による。

附則別表　（附則第２項関係）

職員の号給の切替表

旧号給	職務の級	
	３級	４級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	1
7	3	1
8	4	1
9	5	1
10	6	2
11	7	3
12	8	4
13	9	5
14	10	6
15	11	7
16	12	8
17	13	9
18	14	10
19	15	11
20	16	12
21	17	13
22	18	14
23	19	15
24	20	16
25	21	17
26	22	18
27	23	19
28	24	20
29	25	21
30	26	22
31	27	23
32	28	24

33	29	25
34	30	26
35	31	27
36	32	28
37	33	29
38	34	30
39	35	31
40	36	32
41	37	33
42	38	34
43	39	35
44	40	36
45	41	37
46	42	38
47	43	39
48	44	40
49	45	41
50	46	42
51	47	43
52	48	44
53	49	45
54	50	46
55	51	47
56	52	48
57	53	49
58	54	50
59	55	51
60	56	52
61	57	53
62	58	54
63	59	55
64	60	56
65	61	57
66	62	58
67	63	59
68	64	60

69	65	61
70	66	62
71	67	63
72	68	64
73	69	65
74	70	66
75	71	67
76	72	68
77	73	69
78	74	70
79	75	71
80	76	72
81	77	73
82	78	74
83	79	75
84	80	76
85	81	77
86	82	78
87	83	79
88	84	80
89	85	81
90	86	82
91	87	83
92	88	84
93	89	85
94	90	
95	91	
96	92	
97	93	
98	94	
99	95	
100	96	
101	97	
102	98	
103	99	
104	100	

105	101	
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３１号

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員住居手当支給規則（昭和４９年１２月規則第７５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「（条例第２０条に規定する扶養親族で条例第２２条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を「（職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第１９条第２項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３２号

甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員通勤手当支給規則（昭和３３年１０月規則第３４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「次項」の次に「及び第７条の３第２号」を加え、同項第１号中「第２５条第５項」を「第２５条第６項」に改める。

第７条の２の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第７条の３第１号中「（同項第１号に規定する１箇月当たりの運賃等相当額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第２号又は第３号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第２号中「、１箇月当たりの運賃等相当額（２以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては」を「、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては」に改める。

第８条中「の規定する」を「に規定する」に改める。

第８条の２第１項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条」の次に「、第９条の２第２項第２号」を加え、同条第２項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が甲府市の休日を定める条例（平成元年３月条例第３号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において最も当該翌日に近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改

め、同条第４項を次のように改める。

４　条例第２５条第４項の規則で定める通勤手当は、１箇月当たりの運賃等相当額等（第７条の３第３号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第２５条第２項第２号又は第３号に定める額（第７条の３第２号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第９条の２第２項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第２５条第４項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第９条の２第１項中「第２５条第４項」を「第２５条第５項」に改め、同項第３号中「第２条の規定により休職」を「第５条の規定により休職」に改め、「派遣され」の次に「、甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成１９年１２月条例第３８号）第１条に規定する自己啓発等休業をし、甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２８年３月条例第１０号）第１条に規定する配偶者同行休業をし」を加え、同条第２項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第２５条第４項」を「条例第２５条第５項」に改め、同項第１号中「運賃等相当額等（第７条の３第１号に掲げる職員にあっては、１箇月当たりの運賃等相当額及び条例第２５条第２項第２号又は第３号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が５５，０００円」を「通勤手当算出基礎額が１５万円」に、「運賃等相当額等が５５，０００円」を「通勤手当算出基礎額が１５万円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円を超えていた場合　１５万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

第９条の２第３項中「第２５条第４項」を「第２５条第５項」に改める。

第９条の３第１項中「第２５条第５項」を「第２５条第６項」に改め、同条第２項中「同号」を「前項第１号」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第９条の４第２項を次のように改める。

２　第９条の２第１項第３号の事由に該当することとなった場合であって、これら

の期間が２以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）の支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員に支給されている通勤手当のうち、交通機関等及び甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和７年３月条例第１７号）第１条の規定による改正前の甲府市職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第２５条第１項第２号又は第３号に規定する自動車等に係る通勤手当（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（この規則による改正前の甲府市通勤手当支給規則（以下「改正前の通勤手当規則」という。）第８条の２第１項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものであって、改正前の給与条例第２５条第２項第１号の規定による１箇月当たりの運賃等相当額（以下「改正前の１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び改正前の給与条例第２５条第２項第２号又は第３号に規定する額（以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が５５，０００円を超える場合のものに限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（１円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を１箇月とする通勤手当として支給する。

⑴　改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が１５万円以下の場合　改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から５５，０００円を減じて得た額

⑵　改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が１５万円を超える場合　１５万円から５５，０００円を減じて得た

額

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３３号

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和３８年１０月規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「手当の」を「月を単位として定められている手当（以下「月額手当」という。）の」に改め、同条第２項中「手当の」を「月額手当の」に、「配置替」を「配置換」に改める。

第４条第１項第１号中「月を単位として定められている手当（以下「月額手当」という。）」を「月額手当」に改め、同項第２号中「配置替」を「配置換」に改め、同条第４項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項中「（平成３年法律第１１０号）」を削り、「第２条第３項」を「第２条第４項」に改め、同項を同条第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　第１項から第４項までに規定する手当の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第４条第２項中「（昭和２６年８月条例第２９号）」を削り、「第２条第２項」を「第２条第３項」に改め、同項を同条第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に支給する月額手当の額は、別表支給額欄に掲げる額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例（昭和２６年８月条例第２９号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表５の項を次のように改める。

<table>
<tr><td rowspan="3">５</td><td rowspan="3">災害応急作業等手当</td><td rowspan="2">風水火震等非常時における緊急対策として、災害の発生した箇所若しくは災害のおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事したとき。</td><td>巡回監視</td><td>日　４８０（日没時から日出時までにおいて行われた場合は、１００分の５０を加算する。）</td></tr>
<tr><td>応急作業</td><td>日　７３０（日没時から日出時までにおいて行われた場合は、１００分の５０を加算する。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">本市の区域外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務に従事したとき。</td><td>日　７３０（日没時から日出時までにおいて行われた場合は、１００分の５０を加算する。）</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３４号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和３６年８月規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「掲げる額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第７条中「、第２条第１項に規定する職員となった者にあっては」を削り、「、同条第２項に規定する職員となった者にあっては１５年」を「（第３条第２号に規定する職員となった者にあっては１５年）」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３５号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和３８年４月規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「定める額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年８月条例第２９号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第４項中「（昭和２６年８月条例第２９号）第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

第５条中「役職が欠員の場合、又はその役職」を「職が欠員の場合又はその職」に、「場合にその役職」を「場合に、その職」に、「代理又は心得」を「事務取扱」に、「役職を行う」を「職の職務を行う」に、「役職についての手当」を「職について定める手当」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３６号

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員退職手当支給条例施行規則（昭和６３年７月規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第２号中「限る。）」の次に「又は同法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務（同法第１７条の規定による短時間勤務を含む。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

第９条の２第２号中「就業手当又は同号イに規定する」を削る。

第１２条第３号アを削り、同号イ中「第５６条の３第１項第１号ロ」を「第５６条の３第１項第１号」に、「第１７号様式の２」を「第１７号様式」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「第１７号様式の３」を「第１７号様式の２」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同条第５号中「求職活動支援費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書」に改める。

第１７号様式を削り、第１７号様式の２を第１７号様式とし、第１７号様式の３を第１７号様式の２とする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３７号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和６２年１月規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５６条第２項中「発行の日から７日」を「原則として、発行の日から２０日」に改める。

第９２条第２項の表中「会計室出納係長」の次に「、管財課長」を加え、「市民税課法人諸税係」を「管財課庁舎車両係（技能職員を除く。）、市民税課個人市民税係、市民税課法人諸税係」に改め、「上九一色出張所地域振興住民係」の次に「、協働推進課地域コミュニティ係」を、「長寿介護課滞納整理係」の次に「、長寿介護課高齢者支援係」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３８号

甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成３１年３月規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第８条第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第３９号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和４９年３月規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１８条を第２４条とし、同条の前に次の章名を付する。

第６章　雑則

第４章の次に次の１章を加える。

第５章　甲府市災害弔慰金等支給審査委員会

（組織）

第１８条　条例第１６条第１項の甲府市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　医師

⑵　弁護士

⑶　前２号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員長及び副委員長）

第１９条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第２０条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　特定の事案につき直接の利害関係を有する委員は、その議事に参加することができない。

５　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

６　会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第２１条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第２２条　委員会の庶務は、福祉部において処理する。

（委員会の運営に関する委任）

第２３条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第４０号

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則（令和２年３月規則第８号）の一部を次のように改正する。

第５４条中「及び第２２条の４」を削る。

第６１条中「第２２条の５」を「第２２条の４」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第４１号

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

甲府市食品衛生法施行細則（平成３１年３月規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」を「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」に改める。

第５条中「営業許可申請書」を「営業許可申請書（新規、継続）」に改める。

第８条中「営業届（新規、継続）」を「営業届（新規）」に改める。

第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第３条関係）

健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票			送付枚数
会社名 （報告者氏名）		都道府県名 （保健所名）	甲府市
所在地			
電話番号 FAX番号		情報受付日	＿＿＿＿年＿＿月＿＿日
情報提供者	□ 摂取者本人　□ 摂取者の家族等　□ 医療機関 □ その他　（　　）		

＊該当する健康食品にチェックしてください。

□特定保健用食品　□機能性表示食品　□栄養機能食品　□その他のいわゆる健康食品

該当箇所にチェックまたは空欄に記入してください（複数回答可）。
「指定成分等含有食品、機能性表示食品及び特定保健用食品」の場合、＊のついている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。
「その他のいわゆる健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

＊以下のいずれかの健康食品である ・指定成分等含有食品 ・機能性表示食品 ・特定保健用食品	○ はい	＊ 指定成分又は関与成分等名：	
		＊（指定成分等含有食品の場合）指定成分及び管理成分等の1日摂取目安量（μg/mg/g）：	
		＊（機能性表示食品又は特定保健用食品の場合）1日摂取目安量：	
	○ いいえ（その他のいわゆる健康食品）		
	○ 不明		

1. 症状

＊ 症状・主訴	□ 発熱　□ かゆみ・発疹　□ 腹痛　□ 呼吸困難 □ 頭痛　□ 食欲不振　□ 下痢　□ 不正性器出血 □ 倦怠感　□ 吐気・嘔吐　□ 黄疸　□ 月経不順 □ 臨床検査値の異常 具体的な項目： □ その他 具体的な訴え： （手足の浮腫、動悸・息切れ、体の痛み、めまい・ふらつきなどの症状がある場合はこちらに記載ください。その他気になる症状がある場合も記載ください）
＊ 症状発現日	＿＿＿年＿＿月＿＿日（頃）　または　摂取＿＿＿日（頃） その他（　　）　□ 不明

2. 該当する製品情報

＊ 製品名			□ 不明
＊ 製品形状	□ 錠剤　□ カプセル　□ ドリンク　□ 粉末 □ その他（　　）		
購入日	＿＿＿年＿＿月＿＿日 その他（　　） □ 不明	消費/賞味期限	＿＿＿年＿＿月＿＿日 その他（　　） □ 不明
＊ ロット番号	不明　（理由：　　）		
＊ 原材料名・含有量・配合量（全て記入）			□ 不明
1日当たり摂取目安量（mg）			□ 不明
＊（機能性表示食品又は特定保健用食品の場合）届出番号又は許可番号	（機能性表示食品及び特定保健用食品の場合は届出番号又は許可番号を記載ください） □ 不明		
当該製品の有無※ （摂取した製品が手元に残っているかどうか）	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可 ○ あり　○ なし		

※製品の特定が的確になるよう別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

3. 摂取者および摂取状況に関する情報

＊ 個人情報（氏名・連絡先）について行政への提供を	○ 同意する　○ 同意しない
※同意が得られない場合は、氏名、連絡先は記入せず、備考欄にその理由を可能な範囲で記入すること。	
氏名	連絡先

性別	○ 男　女　○ 不明		
年齢	○ 10歳未満　○ 10歳代　○ 20歳代　○ 30歳代　○ 40歳代　50歳代 ○ 60歳代　○ 70歳代　○ 80歳代　○ 90歳代　○ 100歳以上　不明		
当該製品の入手方法	□ 店頭販売　□ （ネット）通販　□ 訪問販売　□ 個人輸入 □ その他（　　）　□ 不明		
＊ 使用開始日	＿＿＿年＿＿月＿＿日 □ 不明 その他（　　）	＊ 使用中止日	＿＿＿年＿＿月＿＿日 □ 不明 その他（　　）
＊ 1日摂取量	□ 使用方法のとおり □ 少量　（具体的に:　　） □ 過量　（具体的に:　　） □ その他（具体的に:　　） □ 不明　（具体的に:　　）		
＊ 症状発現後の使用状況・症状	□ 中止　→　中止後に症状改善:　□ 有　無　□ 不明 □ 中止後再使用　→　再使用で症状再発:　□ 有　無　□ 不明 □ 減量　→　減量後に症状改善:　□ 有　無　□ 不明 □ 増量　→　増量後に症状悪化:　□ 有　無　□ 不明 □ 継続 □ 不明		
＊ 併用している他の健康食品	○ あり　○ なし　○ 不明		

ある場合	製品名	製造者名
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		

4. 受診情報

＊ 医療機関受診		○ あり ○ なし ○ 不明
＊ 今回の症状のために受診した医療機関（複数ある場合はすべて記載）	医療機関名：	受診日：
	所在地：	
	医療機関名：	受診日：
	所在地：	
その他の医療機関（かかりつけ病院）	医療機関名：	受診日：
	所在地：	

妊娠の有無	○ あり ○ なし ○ 不明
＊ 併用している医薬品の詳細	○ あり ○ なし ○ 不明

ある場合		医薬品名	服用目的
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		
	⑬		
	⑭		
	⑮		

備考欄	＊製品の届出者・申請者が当該報告者と異なる場合は以下について記載ください ①製造者（輸入者）名、②①の住所、③①の電話番号、④販売者名、⑤販売者住所、⑥販売者電話番号 （当該製品の販売量（販売開始後の累計及び当該製品と同ロット品）、医薬品成分等の分析結果と同様の苦情の有無を調査している場合には、こちらに記載ください） （既往歴、当該製品の摂取目的を記載ください） （消費/賞味期限切れ、保存状態の不備等に関する補足情報や、本様式に該当箇所がないものの特記すべきが望ましいと判断される情報等（詳細な症状経過等、死因（死亡事例の場合））あれば、こちらに記載してください。）

5. 行政への届出状況

＊ 届け出の状況	（ 済 ⟶ （ 未済	受診した医師による診断（日付）：

＊（事業者使用欄）

		症状	詳細（診断名等）	重篤度	転帰
複数選択可	主な症状	□ 皮膚症状 □ 消化器症状 □ 肝機能障害 □ 腎機能障害 □ 呼吸器障害 □ 循環器障害 □ 神経障害 □ 血液障害 □ その他	□ 不明 ［　　］	○ 軽微 ○ 軽度 ○ 中等度以上 ○ 死亡	○ 自然治癒 ○ 外来治療で治癒 ○ 入院治療で治癒 ○ 未回復 ○ 不明 ［　　］
	その他の症状	□ 皮膚症状 □ 消化器症状 □ 肝機能障害 □ 腎機能障害 □ 呼吸器障害 □ 循環器障害 □ 神経障害 □ 血液障害 □ その他	□ 不明 ［　　］	○ 軽微 ○ 軽度 ○ 中等度以上 ○ 死亡	○ 自然治癒 ○ 外来治療で治癒 ○ 入院治療で治癒 ○ 未回復 ○ 不明 ［　　］

重篤度の記載については、次の①から④までを参考に記入すること。ただし、入院治療を受けた場合であって、医師が重篤ではないと判断した症例は、②として取り扱い、一方で、入院治療を受けていない場合であって、医師が重篤と判断した症例は、③として取り扱う。

①軽　微：摂取者が、医療機関を受診していない場合
②軽　度：摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合
③中等度以上：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた場合
④死　亡：摂取者が、死亡した場合

医師の意見等

第３号様式中「、届出者」及び「または届出者」を削り、「申請者・届出者情報」を「申請者情報」に、「申請者・届出者住所」を「申請者住所」に、「申請者・届出者氏名」を「申請者氏名」に改め、「栄」の次に「・管栄」を加え、同様式【裏面】中「申請者・届出者」を「申請者情報」に改める。

第４号様式中「届出者に」を「申請者、届出者に」に改め、「申請者・」を削り、

「営業の種類　を」を「営業の種類※届出営業の場合にあっては、営業の形態」に改める。

第５号様式中「営業届（新規、継続）」を「営業届（新規）」に、「（第５５条第１項・第５７条第１項）」を「第５７条第１項」に改め、「申請者または」及び「申請者・」を削り、「栄」の次に「・管栄」を加え、

「

※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。

ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。

を

□ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理

□ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理

」

「

□ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理

□ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理

に、

」

「申請等」を「届出等」に改める。

第６号様式及び第７号様式中「栄」の次に「・管栄」を加える。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市規則第４２号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成５年１２月規則第５１号）の一部を次のように改正する。

第３４号様式備考第３項第５号、第４２号様式備考第２項第５号及び第４３号様式の３注３第５号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規程

甲府市規程第１号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

（甲府市事案決定規程の一部改正）

第１条　甲府市事案決定規程（昭和４８年４月規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３財務に関する事項、⑷公有財産に関する事項の表に次の２号を加える。

⑾　指定管理者と締結する基本協定に関すること。	◎					
⑿　指定管理者と締結する年度協定に関すること。	2,000万円以上		1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満		当該年度に支払う指定管理料の額を基準とする。

別表第２総務部、総務総室、総務の表に次のように加える。

３　統計調査に関する事項					
⑴　基幹統計及び資料の収集、作成、提出、提供、配布等に関すること。				○	

⑵　統計書の編集発行に関すること。				○	
⑶　登録調査員に関すること。				○	

別表第２総務部、総務総室、デジタル推進の表中「デジタル推進」を「ＤＸ推進」に改め、同表第３項を次のように改める。

３　事務管理に関する事項					
⑴　事務改善に関すること。		重　要	一般的	軽　易	
⑵　事務量の測定に関すること。				○	
⑶　帳票の管理に関すること。				○	
⑷　事務手順書の整理に関すること。				○	
４　提案制度に関する事項					
⑴　提案募集に関すること。		採　否		収　集	
⑵　提案審査委員会の庶務に関すること。				○	

別表第２総務部、人事管理室、人材マネジメントの表中第７項及び第８項を削り、第９項を第７項とする。

別表第２企画部、企画総室、自治体連携の表を削る。

別表第２企画部、財政経営室、ＳＤＧｓ推進の表中「ＳＤＧｓ推進」を「連携共創」に改め、同表中第３項を第７項とし、第２項を第６項とし、第１項を第５項とし、同項の前に次の４項を加える。

１　広域行政に関する事項					
⑴　広域行政に関すること。		重　要	一般的	軽　易	
２　自治体連携に関する事項					
⑴　自治体連携に関す		重　要	一般的	軽　易	

ること。					
3　市町村合併に関する事項					
⑴　市町村合併に関すること。		○			
4　移住定住に関する事項					
⑴　移住定住に関すること。		重　要	一般的	軽　易	

別表第２企画部、リニア交通室、リニア政策の表中「リニア政策」を「リニアプロジェクト推進」に改め、同表に次の３項を加える。

2　リニア駅前の整備に関する事項					
⑴　リニア駅前の整備計画に関すること。		重　要	一般的	軽　易	
3　用地取得に関する事項					
⑴　用地取得の事前確認に関すること。	重　要	軽　易			
⑵　土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）による対象事業に関すること。	同　上	同　上			
4　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）に係る税務署との事前協議等に関する事項					
⑴　譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議に関すること。				○	
⑵　証明書等の提出に関すること。				○	

別表第２市民部、市民総室、市民の表第１項第５号中「個人番号カード」の次に「（マイナンバーカード）」を加える。

別表第２市民部、市民総室、人権男女参画の表の次に次のように加える。

協働推進	

項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1　広聴に関する事項					
⑴　市長対話に関すること。		○			
⑵　よっちゃばれ放談会に関すること。		○			
⑶　地域及び地区の対話に関すること。		○			
⑷　陳情、要望等に関すること。		○			
⑸　市民相談に関すること。				○	
⑹　市長への手紙に関すること。		○			
⑺　市政モニターの運営に関すること。				○	
2　施設に関する事項					
⑴　コミュニティ施設の維持管理に関すること。				○	
⑵　南部市民センター附属施設の運営管理に関すること。				○	
3　連絡所に関する事項					
⑴　連絡所の維持管理に関すること。			重要	軽易	
4　コミュニティに関する事項					
⑴　組織の育成に関すること。			重要	一般的	
⑵　施設の整備に関すること。		○			
⑶　自治会等地域各種団体との連絡協調に関すること。				○	
⑷　市民情報の把握に関			重要	一般的	

すること。					
⑸　地縁による団体に関すること。			○		
5　協働の推進に関する事項					
⑴　協働の推進に関すること。		重　要	一般的	軽　易	
6　市民活動補償制度に関する事項					
⑴　事故判定委員会の開催に関すること。		○			
⑵　事故証明及び事故報告に関すること。		重　要		軽　易	
7　地域連携に関する事項					
⑴　市民団体等の交流・連携に関すること。		重　要	一般的	軽　易	
⑵　地域支援拠点の運営に関すること。		同上	同上	同上	
⑶　協働を推進するための支援に関すること。		同上	同上	同上	

別表第２市民部、市民協働室の表を削る。

別表第２福祉部、福祉総室、指導監査の表の次に次のように加える。

健康保険					
項目	決定区分				備　考
	副市長	部長等	室　長	課　長	
1　一般的な事項					
⑴　運営協議会の庶務に関すること。				○	
⑵　宮本診療所及び上九一色診療所の運営に関すること。				○	
⑶　事業月報及び年報に関すること。		○			
2　保険給付に関する事項					
⑴　療養費及び高額療養費の決定に関すること。				○	
⑵　出産一時金、葬祭費				○	

の交付に関すること。					
⑶　移送及び看護の承認に関すること。				○	
⑷　保険給付に係る求償及び返還金に関すること。				○	
⑸　給付費の返納請求に関すること。				○	
⑹　レセプトの整備保管に関すること。				○	
⑺　一部負担金に関すること。				○	
⑻　特定健診・特定保健事業に関すること。				○	
3　国保料の賦課に関する事項					
⑴　被保険者の資格得喪に関すること。				○	
⑵　資格確認書等の交付に関すること。				○	
⑶　保険料の賦課に関すること。		重　要		軽　易	
4　滞納整理に関する事項					
⑴　徴収金の収納手続に関すること。				○	
⑵　徴収の嘱託及び受託に関すること。				○	
⑶　滞納処分に関すること。				差　押	
⑷　徴収猶予に関すること。				○	
5　高齢者医療に関する事項					
⑴　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による保健事業に関すること。			○		

⑵　後期高齢者医療制度に関すること。				○	
⑶　改正前老人保健法による保健事業（医療に限る。）に関すること。			○		

別表第２福祉部、福祉支援室、健康保険の表を次のように改める。

地域包括支援					
項目	決定区分				備　考
	副市長	部長等	室長	課　長	
1　地域支援事業に関する事項					
⑴　地域支援事業に関すること。		重　要	一般的	軽　易	
2　地域包括支援センター運営協議会に関する事項					
⑴　地域包括支援センター運営協議会の運営に関すること。		重　要	一般的	軽　易	

別表第２保健衛生部、保健衛生総室、健康政策の表中第３項及び第４項を削る。

別表第２産業部、産業総室、雇用創生の表中「雇用創生」を「企業立地雇用推進」に改め、同表中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

1　企業立地に関する事項					
⑴　企業誘致に関すること。		重　要	一般的		
⑵　大規模集客施設等に関すること。		同上	同上		
⑶　工業立地法（昭和３４年法律第２４号）に関すること。		同上	同上		

別表第２産業部、産業総室、産業立地の表を削る。

別表第２産業部、農林振興室、林政の表に次のように加える。

6　宅地造成及び特定盛					

土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「盛土規制法」という。）に関する事項					
⑴　盛土規制法に基づく基礎調査の結果の公表に関すること。				○	
⑵　盛土規制法に基づく規制区域の指定に関すること。		○			
⑶　盛土規制法に基づく工事の協議、許可に関すること。		重　要		軽　易	
⑷　盛土規制法に基づく工事の中間、完了、確認検査に関すること。				○	
⑸　盛土規制法に基づく監督処分、改善命令等の決定に関すること。		○			
⑹　前各号に定めるもののほか、盛土規制法に関する事務に関すること。				○	

別表第２まちづくり部、まち整備室、都市整備の表第１項第２号中「（昭和２６年法律第２１９号）」を削り、同表第９項中「（昭和３２年法律第２６号）」を削る。

別表第２市立甲府病院、医療総合研修センターの表の次に次のように加える。

健診センター						
項目	決定区分					備　考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
１　健診センターの運営に関する事項						
⑴　人間ドックに関すること。		重　要			軽　易	
⑵　各種健康診査等		同　上			同　上	

に関すること。						
⑶　職員の健康診査等に関すること。					○	

別表第２病院事務総室、総務の表中第１項第４号を削る。

（甲府市帳票規程の一部改正）

第２条　甲府市帳票規程（昭和４２年８月規程第１０号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「総務部人事管理室人材マネジメント課長」を「総務部総務総室ＤＸ推進課長」に改める。

（甲府市庁舎防火管理規程の一部改正）

第３条　甲府市庁舎防火管理規程（昭和４９年２月規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２中「協働支援課長」を「協働推進課地域連携係長」に改める。

（甲府市情報システム管理規程の一部改正）

第４条　甲府市情報システム管理規程（平成２３年１０月規程第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「デジタル推進課長」を「ＤＸ推進課長」に改める。

（甲府市職員提案制度規程の一部改正）

第５条　甲府市職員提案制度規程（平成２５年１０月規程第３号）の一部を次のように改正する。

第６条中「総務部人事管理室人材マネジメント課長（以下「人材マネジメント課長」を「総務部総務総室ＤＸ推進課長（以下「ＤＸ推進課長」に改める。

第７条、第９条、第１２条及び第１３条中「人材マネジメント課長」を「ＤＸ推進課長」に改める。

別表第１中「総務部人事管理室人材マネジメント課長」を「総務部総務総室ＤＸ推進課長」に改める。

（甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第６条　甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（令和２年３月規程第３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「デジタル推進課長」を「ＤＸ推進課長」に改める。

第６条第６項中「デジタル推進課」を「ＤＸ推進課」に改める。

第７条第２項、第４項及び第５項、第１０条並びに第１５条第１項の表中「デジタル推進課長」を「ＤＸ推進課長」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市規程第２号

甲府市庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程

甲府市庁用自動車等管理規程（昭和４０年１２月規程第６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「第７４条の２第１項」を「第７４条の３第１項」に改める。

第１２条の２第１項中「第９条の１０の表」を「第９条の１１の表」に、「第７４条の２第２項」を「第７４条の３第４項」に改める。

第１４条第１項第２号中「者が」を「者に対し、運転若しくは操縦前後において」に改め、「あるかどうかを」の次に「目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて」を加え、同項第５号を同項第６号とし、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を１年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

第２２条第１項第２号中「バス使用申込（許可）書」を「借上バス使用申込（許可）書」に改める。

第３０条中「給油発註票」を「給油発注票」に改める。

第８号様式から第１１号様式までの様式を次のように改める。

第８号様式（第２２条関係）

自動車・二輪車使用申込（許可）書

名前（車両名）	キー番号	定員	備考

【予約状況の確認】

時間	年　月　日　時　～ 年　月　日　時
目的	
行先経路	
連絡先	
利用人数	
運転者氏名	（有効期限：　年　月　日　種類　免許の条件等　）
利用者氏名	

年　月　日　使用申込・運転命令	
主管部決定欄	運転者氏名
	（有効期限：　年　月　日　種類　免許の条件等）
年　月　日使用許可	距離記載欄
決　定　欄	

車両損傷チェック	出発前	帰庁後
※損傷があった場合は車両係にお伝えください。	（確認者：　）	

第９号様式（第２２条関係）

借上バス使用申込（許可）書

申請日　　年　　月　　日

車両名	
連絡先	
使用日時	年　月　日　時　分　～　　年　月　日　時　分
集合場所	
集合時間	
出発時間	
使用目的	
行先経路	
乗車人員	
利用者氏名	

有料道路使用 予定区間	主管部決定欄
有料駐車場の 使用予定	
担当職員（　　）に運転を命令する。 印	借上の場合　バス業者名 （　　）
決　定　欄	
備考	

第１０号様式（第２８条関係）

1枚目

年度

月分

庁　　用　　自　　動　　車

運 行 前 点 検 及 び 燃 料 消 費 記 録 表

登録番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

車名及び排気量 ＿＿＿＿＿＿＿＿ cc ＿＿＿＿ 年式

所 属 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 部　　運転者 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

＿＿＿＿＿＿＿＿ 課　　内線 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　今月の点検表の提出は、必ず　　までにお願いします。

（今月の点検表の提出をせずに、翌月の燃料券は発券できませんのでご注意ください。）

報告	所管部決定欄	決　定　欄

満タン　ℓ　ℓ＝　運　行　前　点　検　表

燃料消費表						点検箇所	前日の異状箇所	運転席での点検							エンジン、ルームの点検					車の周りからの点検								
	月始走行距離	km						ブレーキ・ペダル	駐車ブレーキ・レバー	燃料装置	空気圧力計	ブレーキ・バルブ	後写鏡	反射鏡	ブレーキのリザーバ・タンク	ラジエターなどの	冷却装置	潤滑装置	ファン・ベルト	灯火装置・方向指示器	タイヤ		反射器	登録番号標又は車両番号標	エア・タンク	携帯品及び備付品	各部給油
	月末走行距離	km																									
	燃料記録																										
日	当日走行距離	補給量	使用量	残量	オイル補給量	点検内容	当該箇所の異状	踏みしろ、ブレーキのき・片ぎき	引きしろ	燃料の量	空気圧の上り具合・空気圧力	排気音	写影		液量	水量	水漏れ	エンジン・オイルの量	張り具合、損傷	点滅具合、汚れ、損傷	摩耗、金属片、石等の異物空気圧、亀裂、損傷、異状	溝の深さ	汚れ、損傷		タンク内の凝水	有無	清掃
1						(注) 空気圧力計、ブレーキ・バルブ、エア・タンク、反射鏡が装着されている場合に点検してください。																						
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											
21																											
22																											
23																											
24																											
25																											
26																											
27																											
28																											
29																											
30																											
31																											
合計	km	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ																						

月分

連絡事項

当月走行距離	km
前月燃料残量	ℓ
当月燃料補給量	ℓ
当月燃料使用量	ℓ
当月燃料残量	ℓ
当月オイル補給量	ℓ
当月1立方当り走行距離	km

日	○印良	△印不良	修理内容及び部品名	市修 外注	着手 時	着手 分	完了 時	完了 分	点検者印 (運転者)	整備 管理者印	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

点検 レ　　修理 △　　調整 A　　給油 L　　清掃 C　　締付 T　　交換 ×

燃料請求表				年　月				(登録番号)				(給油所)		款	項	目
日	○印 請求日に	ガソリン ハイオク	ガソリン レギュラー	軽油	オイル	オイル ディーゼル	オイル 二サイクル	ギヤ・オイル	灯油	水素燃料		両印 車両 担当者	交付 番号	照合済 (給油実績)	備考	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
合　計																

第１１号様式（第２８条関係）

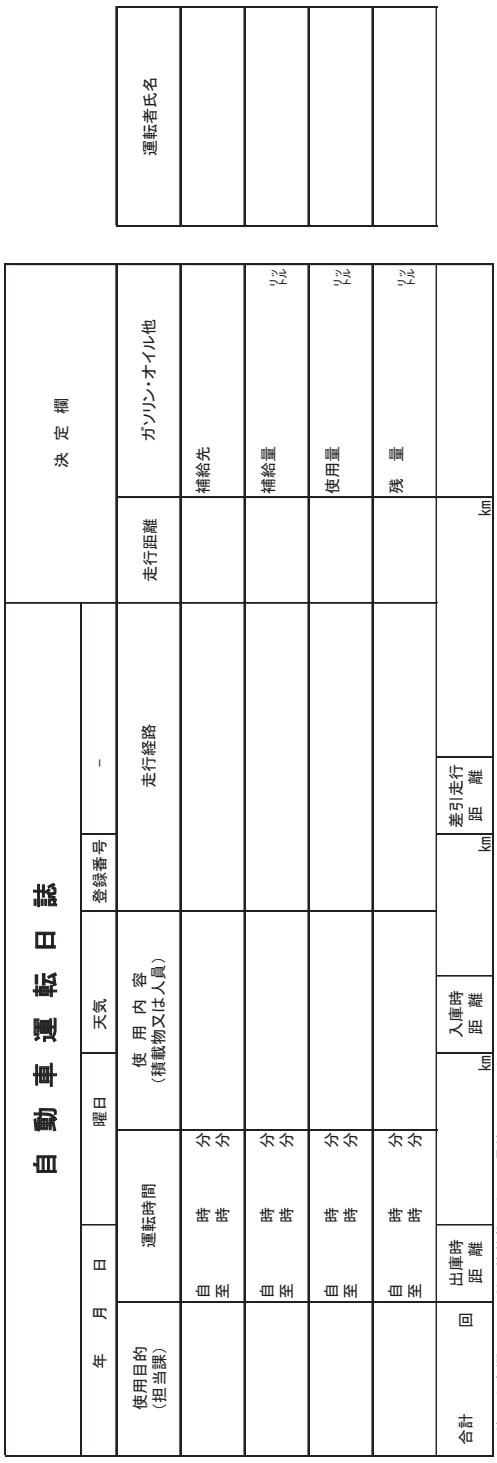

自動車運転日誌

年　月　日	曜日	天気	登録番号	－

使用目的（担当課）	運転時間	使用内容（積載物又は人員）	走行経路	走行距離	ガソリン・オイル他
	自　時　分 至　時　分				補給先
	自　時　分 至　時　分				補給量　リットル
	自　時　分 至　時　分				使用量　リットル
	自　時　分 至　時　分				残　量　リットル
合計　回	出庫時距離　km	入庫時距離　km	差引走行距離	km	

＊　使用内容欄には、用件、積載物、乗用人員等記入のこと。

運転者氏名

第１４号様式を次のように改める。

第１４号様式（第３０条関係）

<table>
<tr><td colspan="4">自 動 車 等 燃 料 請 求 書
給油発注票番号　No.＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>部　　名</td><td>車 両 番 号</td><td colspan="2">請 求 年 月 日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">部　　品</td><td colspan="2">数　　量</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガソリン（ハイオク）</td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガソリン（レギュラー）</td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽油</td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">オイル（ガソリン）</td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">オイル（ディーゼル）</td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2">オイル（２サイクル）</td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">ℓ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所管部決定欄</td><td rowspan="2">決　定　欄</td><td>給油先</td><td></td></tr>
<tr><td>※</td><td></td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第１４条の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

甲府市規程第３号

甲府市統計書発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市統計書発行規程の一部を改正する規程

甲府市統計書発行規程（昭和５２年７月規程第６号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

１　土地・気象

⑴　市の位置・面積

⑵　市域の変遷

⑶　気象

⑷　その他

２　人口

⑴　人口

⑵　世帯

⑶　人口動態

⑷　その他

３　国勢調査≪国勢調査結果報告≫

４　産業

⑴　経済センサス結果

⑵　農林業センサス結果

⑶　その他

５　経済

⑴　金融

⑵　酒類
⑶　消費者物価指数
⑷　家計消費支出
⑸　たばこ
⑹　その他
6　運輸・通信・観光
⑴　旅客自動車運送
⑵　甲府駅乗降客
⑶　自動車保有状況
⑷　郵便
⑸　電話
⑹　テレビ
⑺　観光客状況
⑻　その他
7　ガス・上下水道
⑴　ガス
⑵　上水道
⑶　下水道
⑷　その他
8　保健衛生
⑴　医療機関
⑵　伝染病
⑶　死因別死亡
⑷　環境衛生
⑸　その他
9　福祉
⑴　国民健康保険
⑵　国民年金
⑶　介護保険
⑷　障がい者

⑸　生活保護
⑹　保育所
⑺　その他
１０　教育
⑴　学校
⑵　図書館
⑶　各種施設
⑷　文化財
⑸　その他
１１　労働
⑴　職業紹介
⑵　シルバー人材センター
⑶　労働組合数
⑷　その他
１２　建設・都市開発
⑴　道路・橋りょう・河川
⑵　都市計画
⑶　区画整理
⑷　市営住宅
⑸　住宅・土地統計調査結果
⑹　その他
１３　治安
⑴　犯罪
⑵　裁判
⑶　交通事故
⑷　消防
⑸　その他
１４　選挙
⑴　選挙人名簿登録者
⑵　投票状況

１５　財政

⑴　予算・決算

⑵　市有財産

⑶　市税

１６　行政

⑴　市長等

⑵　市議会

⑶　議長・副議長・市議会議員

⑷　市の組織

⑸　その他

１７　参考資料

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市規程第４号

甲府市辞令式の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市辞令式の一部を改正する規程

甲府市辞令式（昭和２９年７月規程第１０号）の一部を次のように改正する。

第２号様式（別記）第６号中「現職名又は」を削る。

第２号様式（別記）第３０号中「第２６～２９号」を「第２６号から第２９号まで」に改める。

第２号様式（別記）第４６号中「第２条第〇号」を「第５条第〇号」に改める。

第２号様式（別記）第４８号中「第３９、４１、４２号」を「第４４号、第４６号又は第４７号」に改める。

第２号様式（別記）第５５号中「第３９～４９号」を「第４４号から第５４号まで」に改める

第２号様式（別記）第５８号中「現職名又は現補職名」を「現補職名」に改める。

第２号様式（別記）第６９号中「第４条第７項」を「第７条第７項」に改める。

第２号様式（別記）に次のように加える。

９４　育児短時間勤務	育児短時間勤務を承認する 育児短時間勤務の期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする	育児短時間勤務を承認する場合
９５　育児短時間勤務期間延長	育児短時間勤務の期間を〇〇年〇〇月〇〇日まで延長することを承認する	
９６　育児短時間勤	育児短時間勤務の承認を取り消す	

務取消		
９７　修学部分休業	修学部分休業を承認する 修学部分休業の期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする	修学部分休業を承認する場合
９８　修学部分休業取消	修学部分休業の承認を取り消す	
９９　高齢者部分休業	高齢者部分休業を承認する 高齢者部分休業の期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする	高齢者部分休業を承認する場合
１００　高齢者部分休業取消	高齢者部分休業の承認を取り消す	

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

告示

甲府市告示第１０５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７９条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第８５条の規定により公示する。

令和７年３月３日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０５９６９
２	事業所の名称	みち居宅介護支援事業所
３	事業所の所在地	甲府市中村町１３番４号
４	当該事業所の申請者	甲府市中村町１３番４号 合同会社仁安 代表社員　志　村　　仁
５	サービスの種類	居宅介護支援
６	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１０６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和７年３月１７日まで一般の縦覧に供する。

令和７年３月３日

甲府市長　樋　口　雄　一

道路の種類	路　線　名	区　　間	延　長（メートル）	供用廃止の年月日
市　道	連雀本通り線	甲府市城東二丁目２４５番２地先から甲府市城東二丁目２１５番２地先まで	３１．８	令和７年３月３日

甲府市告示第１０７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和７年３月１７日まで一般の縦覧に供する。

令和７年３月３日

甲府市長　樋　口　雄　一

道路の種類	路　線　名	区　　間	延　長（メートル）	供用開始の年月日
市　道	連雀本通り線	甲府市城東二丁目２４５番２地先から甲府市城東二丁目２１５番２地先まで	４１．８	令和７年３月３日

甲府市告示第１０８号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月３日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	令和６年度固定資産税・都市計画税第２期督促状 令和６年度固定資産税・都市計画税第３期督促状 令和６年度固定資産税　償却資産　第３期督促状
２	送達を受けるべき者	別紙のとおり
３	保管場所	甲府市市民部税務管理室収納推進課

甲府市告示第１０９号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条及び第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和７年３月３日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	差押解除通知書　福発第４１４３号
２	送達を受けるべき者	（省略）
３	保管場所	甲府市福祉部福祉支援室健康保険課

甲府市告示第１１０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定により公告する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和７年３月１８日まで一般の縦覧に供する。

令和７年３月４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　道路の占用を制限する区域

路線番号	路　線　名	起　　点	終　　点
１０４２	和戸町竜王線	甲府市朝気一丁目 ９３０番１６地先	甲府市朝気一丁目 ９３０番４地先

２　制限を対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

３　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被の拡大を防止するため。

４　占用の制限の開始の期日

令和７年４月１日

甲府市告示第１１１号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成１２年３月規則第２１号）第１２条の規定により無効である旨を告示する。

令和７年３月４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　書類名　　介護保険被保険者証
２　被保険者番号及び住所並びに氏名　　別紙のとおり

甲府市告示第１１２号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第４項の規定により公示する。

令和７年３月５日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１１３号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月５日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１１４号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月５日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１１５号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月５日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１１６号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月５日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１１７号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和７年３月６日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　農用地利用集積計画の閲覧場所

甲府市丸の内一丁目１８番１号

甲府市産業部農林振興室農政課

２　農用地利用集積計画の閲覧期間

告示の日から２週間

甲府市告示第１１８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第１項の規定により、都市計画を変更するので、同条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	都市計画の種類	甲府都市計画下水道及び笛吹川都市計画下水道の変更
２	都市計画の変更に係る土地の区域	縦覧に供する図書に明示する部分
３	縦覧会場	甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 甲府市丸の内一丁目１８番１号甲府市役所本庁舎７階
４	縦覧期間	令和７年３月１０日から 令和７年３月２４日まで ただし縦覧会場の開場時間は、土・日・祝日を除く 午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
５	意見書の提出先	甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
６	意見書の提出方法	直接持参、郵送など
７	意見書の提出期限	令和７年３月２４日　午後５時１５分
８	都市計画案の概要	案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。

甲府市告示第１１９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称

甲府市中町字横道上３５１番１、３５１番３から３５１番７まで

以上６筆

２　公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上今井町１２１０番地１

株式会社とちの木

代表取締役　小　関　敏　和

甲府市告示第１２０号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成２８年福第１号）第７第２項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第１０の規定により公示する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０４０９５
２	事業所の名称	ケアステーションあさひ甲府
３	事業所の所在地	甲府市中小河原町３４１番地１
４	当該事業所の申請者	東京都港区西新橋一丁目１５番４号 銀泉西新橋ビル８階 株式会社ヴァティー 代表取締役　小　林　孝　幸
５	サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス
６	廃止年月日	令和６年１月３１日

甲府市告示第１２１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第１項に基づく指定地域密着型サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第３の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第７８条の１１の規定により公示する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９９０１０１０２２
２	事業所の名称	とらいあんぐる ＭＹ－ＦＩＴ
３	事業所の所在地	甲府市美咲一丁目２番２３号
４	当該事業所の申請者	甲府市美咲一丁目２番２３号 合同会社ＴＲＩＡＮＧＬＥ　ＭＹ－ＦＩＴ 代表取締役　雨　宮　麻　美
５	サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防通所介護相当サービス
６	指定年月日	令和６年４月１日

甲府市告示第１２２号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第７第２項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第７８条及び同要綱第１０の規定により公示する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０４１５２
２	事業所の名称	デイサービスセンター下小河原３丁目
３	事業所の所在地	甲府市下小河原町２９３番地
４	当該事業所の申請者	甲府市大里町２９４０番地 医療法人　清水医院 理事長　清　水　雅　樹
５	サービスの種類	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防通所介護相当サービス）
６	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１２３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項及び第１１５条の１５第２項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第７８条の１１及び第１１５条の２０の規定により公示する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０２００８
２	事業所の名称	グループホームドリーム
３	事業所の所在地	甲府市川田町３６７番地１
４	当該事業所の申請者	甲府市川田町３６７番地１ ドリームワークス有限会社 代表取締役　河　野　圭　祐
５	サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
６	廃止年月日	令和７年１月３１日

甲府市告示第１２４号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）７８条の２の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第１１５条の１２の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第７８条の１１及び第１１５条の２０の規定により公示する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９９０１０１１１３
２	事業所の名称	グループホームサンクシア
３	事業所の所在地	甲府市川田町３６７番地１
４	当該事業所の申請者	甲斐市大下条１１５７番地 株式会社サンクシア 代表取締役　中　込　雅　仁
５	サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
６	指定年月日	令和７年２月１日

甲府市告示第１２５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称
　甲府市和戸町字藤塚５０９番１、５０９番２及び５０９番８
　以上３筆
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲府市里吉一丁目１０番２０号
　小　島　健　治

甲府市告示第１２６号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月１０日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	配当計算書　市民発第２４１４０号 充当通知書　市民発第２４１４１号
２	送達を受けるべき者	（省略）
３	保管場所	甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係

甲府市告示第１２７号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月１０日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	配当計算書　市民発第２４２０８号 充当通知書　市民発第２４２０９号
２	送達を受けるべき者	（省略）
３	保管場所	甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係

甲府市告示第１２８号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条及び第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和７年３月１１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	差押調書（謄本）　福発第６４２９号
２	送達を受けるべき者	（省略）
３	保管場所	甲府市福祉部福祉支援室健康保険課

甲府市告示第１２９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月１１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称
　甲府市小瀬町字北屋敷５８９番１０、５８９番３６、５９０番２１及び５９０番２７
　以上４筆
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲府市大里町３６３１番地５
　ヴァンフィールＡ１０１号室
　保　坂　輝
　保　坂　麻　由

甲府市告示第１３０号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和７年３月１２日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	施行者の名称	山梨県
２	都市計画事業の種類及び名称	甲府都市計画公園事業　７・４・１号 舞鶴城公園
３	事業計画	
	（１）　事業地	
	ア　収用の部分	変更なし
	イ　使用の部分	なし
	（２）　設計の概要	別添設計の概要を表示する図書のとおり
	（３）　事業施行期間	自　　令和　２年　１月２１日（告示の日） 至　（令和　７年　３月３１日） 　　令和１３年　３月３１日
４	縦覧場所	甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第１３１号

地方自治法第２１９条第２項の規定により、令和７年３月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和７年３月１２日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　令和６年度甲府市一般会計補正予算（第１０号）
２　令和６年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
３　令和６年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
４　令和６年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
５　令和６年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
６　令和６年度甲府市一般会計補正予算（第１１号）

令和７年３月１２日　原案可決

甲府市告示第１３２号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同法第１９条第７項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

令和７年３月１２日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　地域計画案の縦覧

（１）縦覧期間

令和７年３月１３日（木）から令和７年３月２６日（水）まで

（２）縦覧場所及び縦覧時間

甲府市丸の内一丁目１８番１号　甲府市産業部農林振興室農政課

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

甲府市ホームページ（２４時間）

２　意見書の提出

（１）提出先

縦覧場所と同じ

（２）提出期限

令和７年３月２６日（水）午後５時１５分までに必着

甲府市告示第１３３号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月１４日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１３４号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月１４日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１３５号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月１４日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１３６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７９条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第８５条の規定により公示する。

令和７年３月１８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０５９８５
２	事業所の名称	指定居宅介護支援事業所コスモ甲府西
３	事業所の所在地	甲府市徳行三丁目９番３０号　太田ビル２０１
４	当該事業所の申請者	甲府市下向山町１２８０番地１ 社会福祉法人　いきいき倶楽部 理事長　代　長　まり子
５	サービスの種類	居宅介護支援
６	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１３７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月１８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字村東２１９７番１、２１９７番７、２１９７番８、２２１６番３、２２１６番１２、２２２０番１から２２２０番９まで、２２２１番４、２２２１番６の一部及び２２２４番３
以上１７筆及び道

２　公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、消防施設及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町１２１０番地１
株式会社とちの木
代表取締役　小　関　敏　和

甲府市告示第１３８号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第５５条の３の規定により公示する。

令和７年３月１８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　書類名　　生活保護法等指定医療機関廃止届書
２　医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第１３９号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第５５条の３の規定により公示する。

令和７年３月１８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　書類名　　生活保護法等指定医療機関廃止届書
２　医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第１４０号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４１６条第１項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第３項の規定により公示する。

令和７年３月１９日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　縦 覧 期 間　令和７年４月１日から令和７年４月３０日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
２　縦 覧 場 所　甲府市役所本庁舎３階　資産税課

甲府市告示第１４１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項及び第１１５条の５第２項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第７８条及び第１１５条の１０の規定により公示する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０５８８６
２	事業所の名称	エミライズ福祉用具貸与事業所
３	事業所の所在地	甲府市小瀬町６８番地６ 南栄第１０小瀬タウン２号室
４	当該事業所の申請者	甲府市小瀬町６８番地６ 南栄第１０小瀬タウン２号室 Ｅｍｉ　Ｒｉｓｅ株式会社 代表取締役　長　田　友　樹
５	サービスの種類	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
６	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１４２号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第３の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第１０の規定により公示する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７１６０１５９４
２	事業所の名称	訪問介護事業所プードル
３	事業所の所在地	南アルプス市下今諏訪５４番地　三井住宅Ｃ
４	当該事業所の申請者	株式会社　ＩＣＨＩＥ　ＡＳＵ 代表取締役　不　動　美沙紀
５	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問介護相当サービス）
６	指定年月日	令和６年１１月１日

甲府市告示第１４３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第８５条の規定により公示する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０３６８３
２	事業所の名称	つつじが崎けあぷらん
３	事業所の所在地	甲府市岩窪町３５９番地９
４	当該事業所の申請者	甲府市岩窪町３５９番地９ 株式会社おりいぶ 代表取締役　矢　崎　文　子
５	サービスの種類	居宅介護支援
６	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１４４号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第８５条の規定により公示する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０３１４７
２	事業所の名称	フォレスト小瀬居宅介護支援事業所
３	事業所の所在地	甲府市上町１２１１番地２
４	当該事業所の申請者	甲府市上町１２１１番地２ 三幸株式会社 代表取締役　三　木　真理子
５	サービスの種類	居宅介護支援
６	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１４５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７９条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第８５条の規定により公示する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０５９５１
２	事業所の名称	ケアプランまきい
３	事業所の所在地	甲府市上今井町２６０番地５井上ビルＣ
４	当該事業所の申請者	中央市東花輪１６９４番地２ 株式会社まきい福祉サービス 代表取締役　牧　井　　将
５	サービスの種類	居宅介護支援
６	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１４６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称

甲府市千塚三丁目２０３１番２及び２０３１番１３から２０３１番１９まで以上８筆

２　公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目１番８８号

積水ハウス株式会社

代表取締役　仲　井　嘉　浩

甲府市告示第１４７号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条及び第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和７年３月２４日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	差押調書（謄本）　福発第６３４２号
２	送達を受けるべき者	（省略）
３	保管場所	甲府市福祉部福祉支援室健康保険課

甲府市告示第１４８号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により公告し、同条第２項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和７年３月２５日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　縦覧場所

甲府市丸の内一丁目１８番１号

甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第１４９号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第９条の規定により公告する。

令和７年３月２５日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１５０号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成２８年福第１号）第７第２項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第７８条の１１及び同要綱第１０の規定により公示する。

令和７年３月２５日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０１３５６
２	事業所の名称	アルファケア北甲府介護施設
３	事業所の所在地	甲府市山宮町７０３番地１
４	当該事業所の申請者	甲府市南口町２番７号 株式会社アルファケア 代表取締役　寺　田　　潤
５	サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防通所介護相当サービス）
６	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１５１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第３の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第７８条及び同要綱第１０の規定により公示する。

令和７年３月２５日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０５９９３
２	事業所の名称	アルファケア北甲府介護施設
３	事業所の所在地	甲府市山宮町７０３番地１
４	当該事業所の申請者	甲府市南口町２番７号 株式会社　アルファケア 代表取締役　寺　田　　潤
５	サービスの種類	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防通所介護相当サービス）
６	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１５２号

地方自治法第２１９条第２項の規定により、令和７年３月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和７年３月２５日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　令和７年度　甲府市一般会計予算
２　令和７年度　甲府市国民健康保険事業特別会計予算
３　令和７年度　甲府市交通災害共済事業特別会計予算
４　令和７年度　甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
５　令和７年度　甲府市介護保険事業特別会計予算
６　令和７年度　甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
７　令和７年度　甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
８　令和７年度　甲府市地方卸売市場事業会計予算
９　令和７年度　甲府市病院事業会計予算
10　令和７年度　甲府市下水道事業会計予算
11　令和７年度　甲府市水道事業会計予算
12　令和７年度　甲府市農業集落排水事業会計予算
13　令和７年度　甲府市簡易水道等事業会計予算
14　令和７年度　甲府市浄化槽事業会計予算

令和７年３月２５日　原案可決

甲府市告示第１５３号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月２７日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称
　甲府市古府中町字日影２９７８番２及び２９７８番４
　以上２筆
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲府市飯田四丁目７番２４号
　サヴァランショコラⅡ２０３号
　橋　口　朋　浩

甲府市告示第１５４号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び同法第１１５条の２第１項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第７８条及び第１１５条の１０の規定により公示する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９７０１０６００９
２	事業所の名称	はこぶね
３	事業所の所在地	甲府市善光寺三丁目１６番１５号
４	当該事業所の申請者	甲府市善光寺三丁目１６番１５号 合同会社ＨＡＫＯＢＵＮＥ 代表社員　小　林　健　二
５	サービスの種類	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
６	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１５５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称
　甲府市桜井町字大門８５番９、８５番１５、８５番１６、９１番１、９２番１から９２番４まで及び９４番２から９４番４まで
　以上１１筆
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　東京都新宿区西新宿三丁目７番１号
　東京セキスイハイム株式会社
　代表取締役　織　田　潤

甲府市告示第１５６号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同法第１９条第８項の規定により公告する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１５７号

公職選挙法施行令第１１９条の規定により甲府市選挙管理委員会の承認を得て定める個人演説会の施設の設備の程度を次のとおり定める。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

公営の施設の名称	会場面積（㎡）	収容人数（人）	設備の内容				候補者が納付する費用の額	
			演壇	聴衆席	照明	その他	平日	休日
池田市民会館	46	40	1	腰掛	8		無料	
石田悠遊館	160	76	1	腰掛	12			
大国悠遊館	150	50	1	腰掛	20			
里垣悠遊館	128	70	1	腰掛	15			
相川悠遊館	115	50	1	腰掛	15			
湯田悠遊館	119.8	60	1	腰掛	20			
伊勢悠遊館	128	65	1	腰掛	16			
北部悠遊館	135	72	1	腰掛	15			
貢川悠遊館	128	50	1	腰掛	24			
大里悠遊館	128.07	48	1	腰掛	18			
羽黒悠遊館	120.54	60	1	腰掛	16			
朝日悠遊館	97.2	46	1	腰掛	20			
富士川悠遊館	400	100	1	腰掛	20			
玉諸悠遊館	80.35	60	1	腰掛	16			
住吉悠遊館	126	66	1	腰掛	15			

附則

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

２　平成２９年９月２１日告示第４９３号はこれを廃止する。

甲府市告示第１５８号

次の後期高齢者医療保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	令和５年度後期高齢者医療保険料額決定通知書 令和６年度後期高齢者医療保険料額決定通知書 令和６年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書
２	送達を受けるべき者	別紙のとおり
３	保管場所	甲府市福祉部福祉支援室健康保険課

甲府市告示第１５９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字年代３９４番５から３９４番８まで、３９５番１及び３９５番５から３９５番２３まで

以上２４筆及び道

２　公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市池田一丁目５番９号

有限会社グリーンリーフホーム

代表取締役　遠　藤　勇　司

甲府市告示第１６０号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）（以下、障害者総合支援法」という。）第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第５１条の３０第１項第２号の規定により公示する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	事業者名	公益財団法人　住吉偕成会
２	事業者の所在地	甲府市住吉四丁目１０番３２号
３	事業所名	公益財団法人　住吉偕成会　すみよし生活支援センター
４	事業所の所在地	甲府市住吉四丁目７番２７号
５	事業の種類	指定一般相談支援（地域定着支援）
６	指定事業所番号	１９３０１００５２２
７	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１６１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第５１条第２号の規定により公示する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	事業者名	ｈｕｂ株式会社
２	事業者の所在地	神奈川県茅ケ崎市浜須賀１８番５４号
３	事業所名	ＨＵＢライフケア　山梨
４	事業所の所在地	甲府市朝日二丁目５番８号　タカエ朝日ビル４０３
５	事業の種類	重度訪問介護
６	指定事業所番号	１９１０１０３９４２
７	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１６２号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第２１条の５の２５第１号の規定により公示する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	事業者名	合同会社テン・フィールド
２	事業者の所在地	甲府市上石田三丁目７番１７号
３	事業所名	ちあふる
４	事業所の所在地	甲府市上石田三丁目７番１７号
５	事業の種類	居宅訪問型児童発達支援
６	主たる対象者	特定なし
７	指定事業所番号	１９５０１０４１１５
８	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１６３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第５１条の３０第１項第１号の規定により公示する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	事業者名	社会福祉法人　甲府市社会福祉事業団
２	事業者の所在地	甲府市東光寺一丁目１０番２５号
３	事業所名	甲府市障害者センター　相談室あんず
４	事業所の所在地	甲府市東光寺一丁目１０番２５号
５	事業の種類	指定一般相談支援（地域移行、地域定着支援）
６	主たる対象者	特定なし
７	指定事業所番号	１９３０１０４１２８
８	指定年月日	令和７年４月１日

甲府市告示第１６４号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成１２年３月規則第２１号）第１２条の規定により無効である旨を告示する。

令和７年３月２８日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　書類名　　介護保険被保険者証
２　被保険者番号及び住所並びに氏名　　別紙のとおり

甲府市告示第１６５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　　雄　一

１	都市計画の種類	甲府都市計画道路 （３・４・５号上阿原町寿町線）
２	都市計画を定める土地の区域	縦覧に供する図書に明示する部分
３	縦　覧　場　所	甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第１６６号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１０条第１項及び同法第２６条第１項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定したため、宅地造成及び特定盛土等規制法第１０条第４項及び同法第２６条第４項の規定により告示する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　指定の土地の範囲
　甲府市内全域
２　指定年月日
　令和７年４月１日
３　添付資料
　平面図

甲府市告示第１６７号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成２８年福第１号）第７第２項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第７８条の１１及び同要綱第１０の規定により公示する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	介護保険事業所番号	１９９０１００７３５
２	事業所の名称	甲州デイサービスセンターきぼう　甲府西事業所
３	事業所の所在地	甲府市池田一丁目１０番１１号
４	当該事業所の申請者	山梨県笛吹市石和町四日市場２０３１番地 医療法人　銀門会 理事長　中　島　育　昌
５	サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防通所介護相当サービス）
６	廃止年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１６８号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年８月１７日法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	後期高齢者医療保険料　督促状
２	送達を受けるべき者	別紙のとおり
３	保管場所	甲府市市民部税務管理室収納推進課

甲府市告示第１６９号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年８月１７日法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	後期高齢者医療保険料　過誤納金還付通知書
２	送達を受けるべき者	別紙のとおり
３	保管場所	甲府市市民部税務管理室収納推進課

甲府市告示第１７０号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	令和６年度国民健康保険料３期督促状 令和６年度国民健康保険料４期督促状 令和６年度国民健康保険料５期督促状 令和６年度国民健康保険料６期督促状
２	送達を受けるべき者	別紙のとおり
３	保管場所	甲府市市民部税務管理室収納推進課

甲府市告示第１７１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第２項の規定に基づき告示する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　指定納付受託者の名称及び所在地

ＰａｙＰａｙ株式会社　代表取締役　中山一郎

東京都千代田区紀尾井町１番３号

２　指定納付受託者に納付させる歳入

市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、保育料、墓地使用料及び学校給食費

３　指定日

令和７年４月１日

附　則

この告示は令和７年４月１日から施行する。

甲府市告示第１７２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項に規定する公金の収納に関する事務を委託するので、同条第２項の規定により告示する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　委託する者

名　称	所在地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町４丁目６番７号日本橋日銀通りビル５階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南１丁目８番２７号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南９条西５丁目４２１番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町８番地８
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦３丁目１番２１号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地６６５番の１
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番１号イオンタワー１３階
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町３丁目１０番１号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎１丁目１１番２号

２　委託する事務

市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、保育料、墓地使用料及び学校給食費に係る収納の事務

３　委託する日

令和７年４月１日

附　則

この告示は令和７年４月１日から施行する。

甲府市告示第１７３号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　開発区域に含まれる地域の名称
　甲府市増坪町字茶の木８１２番１１
　以上１筆
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲斐市大垈２０９３番地１
　五　味　政　重

甲府市告示第１７４号

子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第５８条の１１の規定により公示する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	サービスの種類	別紙のとおり
２	事業所の名称	別紙のとおり
３	事業所の所在地	別紙のとおり
４	当該事業所の設置者	別紙のとおり
５	確認年月日	令和７年３月３１日

甲府市告示第１７５号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　農用地利用集積計画の閲覧場所

甲府市丸の内一丁目１８番１号

甲府市産業部農林振興室農政課

２　農用地利用集積計画の閲覧期間

告示の日から２週間

甲府市告示第１７６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和７年４月１４日まで一般の縦覧に供する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の年月日
市道	紅梅北通り線	甲府市丸の内一丁目２２２番１地先から甲府市丸の内一丁目２５３番２地先まで	６３．６	令和７年４月１日

甲府市告示第１７７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和７年４月１４日まで一般の縦覧に供する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１７８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和７年４月１４日まで一般の縦覧に供する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市告示第１７９号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１	書類名	令和６年度甲府市国民健康保険料納入通知書（兼更正通知書）
２	送達を受けるべき者	別紙のとおり
３	保管場所	甲府市福祉部福祉支援室健康保険課

甲府市告示第１８０号

地方自治法第２１９条第２項の規定により、専決処分した令和６年度補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和７年３月３１日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　令和６年度甲府市一般会計補正予算（第１２号）
２　令和６年度甲府市水道事業会計補正予算（第１号）

議会局

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月２１日

甲府市議会議長　長　沼　達　彦

甲府市議会規程第１号

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年３月議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同項第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同項第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同項第１０号中「免許証の番号」の次に「又は同法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同項第１１号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同項第１４号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第５条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第８条第８項第１号及び第２号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１０条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第１１条の見出し中「等の通知」を「の際に通知すべき事項」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会

教育長　松　田　昌　樹

甲府市教育委員会規則第１号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成８年３月教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係
	歴史文化財課	文化財係
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係、地域移行係
	国スポ総体課	国スポ総体係

第１１条第１項第１号中「管理係」を「管理資料係」に改め、同項第３号を削る。

別表生涯学習室、スポーツ課の項の次に次のように加える。

国スポ総体課	（１）　国民スポーツ大会に関すること。 （２）　全国高等学校総合体育大会に関すること。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会
教育長　松田　昌樹

甲府市教育委員会規則第２号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（平成３０年２月教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「職務の級」の次に「（承認を要する職務の級へ昇格させる場合にあっては、上位の職務の級）」を加える。

第１７条を次のように改める。

第１７条　削除

第１８条の次に次の１条を加える。

（行政職給料表の８級の職員に相当する職員）

第１８条の２　条例第１２条第３項第２号の規則で定める職員は、商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級である職員とする。

別表第３から別表第５までを次のように改める。

別表第３（第９条関係）

昇格時号給対応表

１　高等学校教育職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	２級	特２級	３級		４級
			２級からの昇格の場合	特２級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
１０	1	1	1	1	1
１１	1	1	1	1	1
１２	1	1	1	1	1
１３	1	1	1	1	1
１４	1	1	1	1	1
１５	1	1	1	1	1
１６	1	1	1	1	1
１７	1	1	1	1	1
１８	1	1	1	1	1
１９	1	1	1	1	1
２０	1	1	1	1	1
２１	1	1	1	1	1

2 2	2	1	1	1	1
2 3	3	1	1	1	1
2 4	4	1	1	1	1
2 5	5	1	1	1	1
2 6	6	1	1	1	1
2 7	7	1	1	1	1
2 8	8	1	1	1	1
2 9	9	1	1	1	1
3 0	1 0	1	1	2	1
3 1	1 1	1	1	3	1
3 2	1 2	1	1	4	1
3 3	1 3	1	1	5	1
3 4	1 4	1	1	6	1
3 5	1 5	1	1	7	1
3 6	1 6	1	1	8	1
3 7	1 7	1	1	9	1
3 8	1 8	2	1	1 0	1
3 9	1 9	3	1	1 1	1
4 0	2 0	4	1	1 2	1
4 1	2 1	5	1	1 3	1
4 2	2 2	6	1	1 4	2
4 3	2 3	7	1	1 5	3
4 4	2 4	8	1	1 6	4
4 5	2 5	9	1	1 7	5
4 6	2 5	1 0	1	1 8	6
4 7	2 6	1 1	1	1 9	7
4 8	2 6	1 2	1	2 0	8
4 9	2 7	1 3	1	2 1	9
5 0	2 7	1 4	1	2 2	9

5 1	2 8	1 5	1	2 3	1 0
5 2	2 8	1 6	1	2 4	1 0
5 3	2 9	1 7	1	2 5	1 1
5 4	2 9	1 8	1	2 6	1 1
5 5	3 0	1 9	1	2 7	1 2
5 6	3 0	2 0	1	2 8	1 2
5 7	3 1	2 1	1	2 9	1 3
5 8	3 1	2 2	1	3 0	1 3
5 9	3 2	2 3	1	3 1	1 4
6 0	3 2	2 4	1	3 2	1 4
6 1	3 3	2 5	1	3 3	1 5
6 2	3 3	2 6	1	3 4	
6 3	3 4	2 7	1	3 5	
6 4	3 4	2 8	1	3 6	
6 5	3 5	2 9	1	3 7	
6 6	3 5	3 0	1	3 8	
6 7	3 6	3 1	1	3 9	
6 8	3 6	3 2	1	4 0	
6 9	3 7	3 3	1	4 1	
7 0	3 7	3 4	1	4 2	
7 1	3 8	3 5	1	4 3	
7 2	3 8	3 6	1	4 4	
7 3	3 9	3 7	1	4 5	
7 4	3 9	3 8	2	4 6	
7 5	4 0	3 9	3	4 7	
7 6	4 0	4 0	4	4 8	
7 7	4 1	4 1	5	4 9	
7 8	4 1	4 2	6	5 0	
7 9	4 2	4 3	7	5 1	

8 0	4 2	4 4	8	5 2	
8 1	4 3	4 5	9	5 2	
8 2	4 3	4 6	1 0	5 2	
8 3	4 4	4 7	1 1	5 3	
8 4	4 4	4 8	1 2	5 3	
8 5	4 5	4 9	1 3	5 3	
8 6	4 5	5 0	1 4	5 4	
8 7	4 6	5 1	1 5	5 4	
8 8	4 6	5 2	1 6	5 4	
8 9	4 7	5 3	1 7	5 5	
9 0	4 7	5 4	1 8	5 5	
9 1	4 8	5 5	1 9	5 5	
9 2	4 8	5 6	2 0	5 6	
9 3	4 9	5 7	2 1	5 6	
9 4	4 9	5 8	2 2	5 6	
9 5	5 0	5 9	2 3	5 7	
9 6	5 0	6 0	2 4	5 7	
9 7	5 1	6 1	2 5	5 7	
9 8	5 1	6 2	2 6	5 7	
9 9	5 2	6 3	2 7	5 7	
1 0 0	5 2	6 4	2 8	5 8	
1 0 1	5 3	6 5	2 9	5 8	
1 0 2	5 3	6 6	3 0	5 8	
1 0 3	5 4	6 7	3 1	5 9	
1 0 4	5 4	6 8	3 2	5 9	
1 0 5	5 5	6 9	3 3	5 9	
1 0 6	5 5	7 0	3 4		
1 0 7	5 6	7 1	3 5		
1 0 8	5 6	7 2	3 6		

1 0 9	5 7	7 3	3 7		
1 1 0	5 7	7 4	3 7		
1 1 1	5 7	7 5	3 8		
1 1 2	5 7	7 6	3 8		
1 1 3	5 8	7 7	3 9		
1 1 4	5 8	7 7	3 9		
1 1 5	5 8	7 8	4 0		
1 1 6	5 8	7 8	4 0		
1 1 7	5 9	7 9	4 1		
1 1 8	5 9	7 9	4 1		
1 1 9	5 9	8 0	4 1		
1 2 0	5 9	8 0	4 1		
1 2 1	6 0	8 0	4 1		
1 2 2	6 0	8 0	4 2		
1 2 3	6 0	8 0	4 2		
1 2 4	6 0	8 0	4 2		
1 2 5	6 1	8 0	4 2		
1 2 6	6 1	8 0	4 2		
1 2 7	6 1	8 0	4 2		
1 2 8	6 1	8 0	4 2		
1 2 9	6 1	8 0	4 2		
1 3 0	6 1	8 0	4 2		
1 3 1	6 2	8 0	4 2		
1 3 2	6 2	8 0	4 2		
1 3 3	6 2	8 0	4 2		
1 3 4	6 2	8 0	4 2		
1 3 5	6 2	8 0	4 2		
1 3 6	6 2	8 0	4 2		
1 3 7	6 3	8 0	4 2		

1 3 8	6 3	8 0	4 2		
1 3 9	6 3	8 0	4 3		
1 4 0	6 3	8 0	4 3		
1 4 1	6 3	8 1	4 3		
1 4 2	6 3	8 1	4 3		
1 4 3	6 4	8 2	4 3		
1 4 4	6 4	8 2	4 4		
1 4 5	6 4	8 3	4 4		
1 4 6	6 4				
1 4 7	6 4				
1 4 8	6 4				
1 4 9	6 5				
1 5 0	6 5				
1 5 1	6 6				
1 5 2	6 6				
1 5 3	6 7				

2　商科専門学校教育職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	5
6	1	1	1	5
7	1	1	1	5
8	1	1	1	5
9	1	1	1	5
10	1	1	1	5
11	1	1	1	5
12	1	1	1	5
13	1	1	1	5
14	2	1	1	5
15	3	1	1	5
16	4	1	1	5
17	5	1	1	5
18	6	1	1	
19	7	1	1	
20	8	1	1	
21	9	1	1	
22	10	1	1	
23	11	1	1	
24	12	1	1	

2 5	1 3	1	1	
2 6	1 4	1	1	
2 7	1 5	1	1	
2 8	1 6	1	1	
2 9	1 7	1	1	
3 0	1 8	1	1	
3 1	1 9	1	1	
3 2	2 0	1	1	
3 3	2 1	1	1	
3 4	2 2	1	1	
3 5	2 3	1	1	
3 6	2 4	1	1	
3 7	2 5	1	1	
3 8	2 5	2	2	
3 9	2 6	3	2	
4 0	2 6	4	2	
4 1	2 7	5	2	
4 2	2 7	6	2	
4 3	2 8	7	2	
4 4	2 8	8	2	
4 5	2 9	9	3	
4 6	2 9	1 0	3	
4 7	2 9	1 1	3	
4 8	2 9	1 2	3	
4 9	3 0	1 3	3	
5 0	3 0	1 4	3	
5 1	3 0	1 5	3	
5 2	3 0	1 6	4	
5 3	3 1	1 7	4	

5 4	3 1	1 8	4	
5 5	3 1	1 9	4	
5 6	3 1	2 0	4	
5 7	3 2	2 1	4	
5 8	3 2	2 2	4	
5 9	3 2	2 3	4	
6 0	3 2	2 4	4	
6 1	3 3	2 5	5	
6 2	3 3	2 6	5	
6 3	3 4	2 7	5	
6 4	3 4	2 8	5	
6 5	3 5	2 9	5	
6 6	3 5	2 9	5	
6 7	3 6	3 0	6	
6 8	3 6	3 0	6	
6 9	3 7	3 1	6	
7 0	3 7	3 1	6	
7 1	3 7	3 2	6	
7 2	3 8	3 2	6	
7 3	3 8	3 3	7	
7 4	3 8	3 4	7	
7 5	3 9	3 5	7	
7 6	3 9	3 6	7	
7 7	3 9	3 7	7	
7 8	4 0	3 8	7	
7 9	4 0	3 9	7	
8 0	4 0	4 0	7	
8 1	4 1	4 1	7	
8 2	4 1	4 2	7	

8 3	4 2	4 3	8	
8 4	4 2	4 4	8	
8 5	4 3	4 5	8	
8 6	4 3	4 6	8	
8 7	4 4	4 7	8	
8 8	4 4	4 8	8	
8 9	4 5	4 9	8	
9 0	4 5	5 0	8	
9 1	4 5	5 1	8	
9 2	4 6	5 2	8	
9 3	4 6	5 3	8	
9 4	4 6	5 3	8	
9 5	4 7	5 4	8	
9 6	4 7	5 4	8	
9 7	4 7	5 5	8	
9 8	4 8	5 5		
9 9	4 8	5 6		
1 0 0	4 8	5 6		
1 0 1	4 9	5 7		
1 0 2	4 9	5 8		
1 0 3	4 9	5 9		
1 0 4	4 9	6 0		
1 0 5	5 0	6 1		
1 0 6	5 0	6 2		
1 0 7	5 0	6 3		
1 0 8	5 0	6 4		
1 0 9	5 1	6 4		
1 1 0	5 1	6 4		
1 1 1	5 1	6 4		

1 1 2	5 1	6 4		
1 1 3	5 2	6 4		
1 1 4	5 2	6 4		
1 1 5	5 2	6 4		
1 1 6	5 2	6 4		
1 1 7	5 3	6 4		
1 1 8	5 3	6 4		
1 1 9	5 3	6 4		
1 2 0	5 3	6 4		
1 2 1	5 3	6 4		
1 2 2	5 3	6 4		
1 2 3	5 4	6 4		
1 2 4	5 4	6 4		
1 2 5	5 4	6 4		
1 2 6	5 4			
1 2 7	5 4			
1 2 8	5 4			
1 2 9	5 5			
1 3 0	5 5			
1 3 1	5 5			
1 3 2	5 5			
1 3 3	5 5			
1 3 4	5 5			
1 3 5	5 6			
1 3 6	5 6			
1 3 7	5 6			
1 3 8	5 6			
1 3 9	5 6			
1 4 0	5 6			

1 4 1	5 7			

別表第４（第１２条関係）

降格時号給対応表

１　高等学校教育職給料表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	１級	２級		特２級	３級
		特２級からの降格の場合	３級からの降格の場合		
１	２１	３７	７３	３６	４１
２	２２	３８	７４	３６	４２
３	２３	３９	７５	３６	４３
４	２４	４０	７６	３７	４４
５	２５	４１	７７	３８	４５
６	２６	４２	７８	３９	４６
７	２７	４３	７９	４０	４７
８	２８	４４	８０	４１	４８
９	２９	４５	８１	４２	５０
１０	３０	４６	８２	４３	５２
１１	３１	４７	８３	４４	５４
１２	３２	４８	８４	４５	５６
１３	３３	４９	８５	４６	５８
１４	３４	５０	８６	４７	６０
１５	３５	５１	８７	４８	６１
１６	３６	５２	８８	４９	６１
１７	３７	５３	８９	５０	６１
１８	３８	５４	９０	５１	６１
１９	３９	５５	９１	５２	６１
２０	４０	５６	９２	５４	６１
２１	４１	５７	９３	５５	６１

2 2	4 2	5 8	9 4	5 6	
2 3	4 3	5 9	9 5	5 7	
2 4	4 4	6 0	9 6	5 8	
2 5	4 6	6 1	9 7	5 9	
2 6	4 8	6 2	9 8	6 0	
2 7	5 0	6 3	9 9	6 1	
2 8	5 2	6 4	1 0 0	6 2	
2 9	5 4	6 5	1 0 1	6 3	
3 0	5 6	6 6	1 0 2	6 4	
3 1	5 8	6 7	1 0 3	6 6	
3 2	6 0	6 8	1 0 4	6 7	
3 3	6 2	6 9	1 0 5	6 8	
3 4	6 4	7 0	1 0 6	6 9	
3 5	6 6	7 1	1 0 7	7 0	
3 6	6 8	7 2	1 0 8	7 1	
3 7	7 0	7 3	1 1 0	7 3	
3 8	7 2	7 4	1 1 2	7 4	
3 9	7 4	7 5	1 1 4	7 6	
4 0	7 6	7 6	1 1 6	7 7	
4 1	7 8	7 7	1 2 1	7 9	
4 2	8 0	7 8	1 3 8	8 0	
4 3	8 2	7 9	1 4 3	8 2	
4 4	8 4	8 0	1 4 5	8 3	
4 5	8 6	8 1	1 4 5	8 3	
4 6	8 8	8 2	1 4 5	8 3	
4 7	9 0	8 3	1 4 5	8 3	
4 8	9 2	8 4	1 4 5	8 3	
4 9	9 4	8 5	1 4 5	8 3	
5 0	9 6	8 6	1 4 5	8 3	

5 1	9 8	8 7	1 4 5	8 3	
5 2	1 0 0	8 8	1 4 5	8 3	
5 3	1 0 2	8 9	1 4 5	8 3	
5 4	1 0 4	9 0	1 4 5	8 3	
5 5	1 0 6	9 1	1 4 5	8 3	
5 6	1 0 8	9 2	1 4 5	8 3	
5 7	1 1 2	9 3	1 4 5	8 3	
5 8	1 1 6	9 4	1 4 5	8 3	
5 9	1 2 0	9 5	1 4 5	8 3	
6 0	1 2 4	9 6	1 4 5	8 3	
6 1	1 3 0	9 7	1 4 5	8 3	
6 2	1 3 6	9 8			
6 3	1 4 2	9 9			
6 4	1 4 8	1 0 0			
6 5	1 5 0	1 0 1			
6 6	1 5 2	1 0 2			
6 7	1 5 3	1 0 3			
6 8	1 5 3	1 0 4			
6 9	1 5 3	1 0 6			
7 0	1 5 3	1 0 8			
7 1	1 5 3	1 1 0			
7 2	1 5 3	1 1 2			
7 3	1 5 3	1 1 4			
7 4	1 5 3	1 1 6			
7 5	1 5 3	1 1 8			
7 6	1 5 3	1 2 0			
7 7	1 5 3	1 2 5			
7 8	1 5 3	1 3 0			
7 9	1 5 3	1 3 5			

8 0	1 5 3	1 4 0			
8 1	1 5 3	1 4 2			
8 2	1 5 3	1 4 4			
8 3	1 5 3	1 4 5			
8 4	1 5 3	1 4 5			
8 5	1 5 3	1 4 5			
8 6	1 5 3	1 4 5			
8 7	1 5 3	1 4 5			
8 8	1 5 3	1 4 5			
8 9	1 5 3	1 4 5			
9 0	1 5 3	1 4 5			
9 1	1 5 3	1 4 5			
9 2	1 5 3	1 4 5			
9 3	1 5 3	1 4 5			
9 4	1 5 3	1 4 5			
9 5	1 5 3	1 4 5			
9 6	1 5 3	1 4 5			
9 7	1 5 3	1 4 5			
9 8	1 5 3	1 4 5			
9 9	1 5 3	1 4 5			
1 0 0	1 5 3	1 4 5			
1 0 1	1 5 3	1 4 5			
1 0 2	1 5 3	1 4 5			
1 0 3	1 5 3	1 4 5			
1 0 4	1 5 3	1 4 5			
1 0 5	1 5 3	1 4 5			
1 0 6	1 5 3				
1 0 7	1 5 3				
1 0 8	1 5 3				

1 0 9	1 5 3				
1 1 0	1 5 3				
1 1 1	1 5 3				
1 1 2	1 5 3				
1 1 3	1 5 3				
1 1 4	1 5 3				
1 1 5	1 5 3				
1 1 6	1 5 3				
1 1 7	1 5 3				
1 1 8	1 5 3				
1 1 9	1 5 3				
1 2 0	1 5 3				
1 2 1	1 5 3				
1 2 2	1 5 3				
1 2 3	1 5 3				
1 2 4	1 5 3				
1 2 5	1 5 3				
1 2 6	1 5 3				
1 2 7	1 5 3				
1 2 8	1 5 3				
1 2 9	1 5 3				
1 3 0	1 5 3				
1 3 1	1 5 3				
1 3 2	1 5 3				
1 3 3	1 5 3				
1 3 4	1 5 3				
1 3 5	1 5 3				
1 3 6	1 5 3				
1 3 7	1 5 3				

1 3 8	1 5 3				
1 3 9	1 5 3				
1 4 0	1 5 3				
1 4 1	1 5 3				
1 4 2	1 5 3				
1 4 3	1 5 3				
1 4 4	1 5 3				
1 4 5	1 5 3				

２　商科専門学校教育職給料表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
1	１３	３７	３７	1
2	１４	３８	４４	2
3	１４	３９	５１	3
4	１５	４０	６０	4
5	１６	４１	６６	１７
6	１８	４２	７２	１７
7	１９	４３	８２	１７
8	２０	４４	９７	１７
9	２１	４５	９７	１７
１０	２２	４６	９７	
１１	２３	４７	９７	
１２	２４	４８	９７	
１３	２５	４９	９７	
１４	２６	５０	９７	
１５	２７	５１	９７	
１６	２８	５２	９７	
１７	２９	５３	９７	
１８	３０	５４		
１９	３１	５５		
２０	３２	５６		
２１	３３	５７		
２２	３４	５８		
２３	３５	５９		
２４	３６	６０		
２５	３８	６１		

2 6	4 0	6 2		
2 7	4 2	6 3		
2 8	4 4	6 4		
2 9	4 8	6 6		
3 0	5 2	6 8		
3 1	5 6	7 0		
3 2	6 0	7 2		
3 3	6 2	7 3		
3 4	6 4	7 4		
3 5	6 6	7 5		
3 6	6 8	7 6		
3 7	7 1	7 7		
3 8	7 4	7 8		
3 9	7 7	7 9		
4 0	8 0	8 0		
4 1	8 2	8 1		
4 2	8 4	8 2		
4 3	8 6	8 3		
4 4	8 8	8 4		
4 5	9 1	8 5		
4 6	9 4	8 6		
4 7	9 7	8 7		
4 8	1 0 0	8 8		
4 9	1 0 4	8 9		
5 0	1 0 8	9 0		
5 1	1 1 2	9 1		
5 2	1 1 6	9 2		
5 3	1 2 2	9 4		
5 4	1 2 8	9 6		

5 5	1 3 4	9 8		
5 6	1 4 0	1 0 0		
5 7	1 4 1	1 0 1		
5 8	1 4 1	1 0 2		
5 9	1 4 1	1 0 3		
6 0	1 4 1	1 0 4		
6 1	1 4 1	1 0 5		
6 2	1 4 1	1 0 6		
6 3	1 4 1	1 0 7		
6 4	1 4 1	1 2 5		
6 5	1 4 1	1 2 5		
6 6	1 4 1	1 2 5		
6 7	1 4 1	1 2 5		
6 8	1 4 1	1 2 5		
6 9	1 4 1	1 2 5		
7 0	1 4 1	1 2 5		
7 1	1 4 1	1 2 5		
7 2	1 4 1	1 2 5		
7 3	1 4 1	1 2 5		
7 4	1 4 1	1 2 5		
7 5	1 4 1	1 2 5		
7 6	1 4 1	1 2 5		
7 7	1 4 1	1 2 5		
7 8	1 4 1	1 2 5		
7 9	1 4 1	1 2 5		
8 0	1 4 1	1 2 5		
8 1	1 4 1	1 2 5		
8 2	1 4 1	1 2 5		
8 3	1 4 1	1 2 5		

8 4	1 4 1	1 2 5		
8 5	1 4 1	1 2 5		
8 6	1 4 1	1 2 5		
8 7	1 4 1	1 2 5		
8 8	1 4 1	1 2 5		
8 9	1 4 1	1 2 5		
9 0	1 4 1	1 2 5		
9 1	1 4 1	1 2 5		
9 2	1 4 1	1 2 5		
9 3	1 4 1	1 2 5		
9 4	1 4 1	1 2 5		
9 5	1 4 1	1 2 5		
9 6	1 4 1	1 2 5		
9 7	1 4 1	1 2 5		
9 8	1 4 1			
9 9	1 4 1			
1 0 0	1 4 1			
1 0 1	1 4 1			
1 0 2	1 4 1			
1 0 3	1 4 1			
1 0 4	1 4 1			
1 0 5	1 4 1			
1 0 6	1 4 1			
1 0 7	1 4 1			
1 0 8	1 4 1			
1 0 9	1 4 1			
1 1 0	1 4 1			
1 1 1	1 4 1			
1 1 2	1 4 1			

1 1 3	1 4 1			
1 1 4	1 4 1			
1 1 5	1 4 1			
1 1 6	1 4 1			
1 1 7	1 4 1			
1 1 8	1 4 1			
1 1 9	1 4 1			
1 2 0	1 4 1			
1 2 1	1 4 1			
1 2 2	1 4 1			
1 2 3	1 4 1			
1 2 4	1 4 1			
1 2 5	1 4 1			

別表第５（第１８条関係）

昇給号給数表

１　行政職給料表７級以下相当職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	８以上	6	４（高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの又は商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるものにあっては３）	２	０
	２以上	１	０	０	０

備考

１　この表は、第１８条の２に規定する職員以外の職員に適用する。

２　この表に定める上段の号給数は条例第１２条第３項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

２　行政職給料表８級以上相当職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E

昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考　この表は、第１８条の２に規定する職員に適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

２　令和７年４月１日（以下、「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則第９条又は第１２条の規定を適用する。

（雑則）

３　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会
教育長　松田　昌樹

甲府市教育委員会規則第３号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成７年３月３１日教委規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条の次に次の１条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第４条の２　第２条の規定は、育児短時間勤務職員等（条例第３条第２項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）には適用しない。

第７条に次の１項を加える。

３　条例第９条第２項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第７条の２の２中「第９条の２第１項の」の次に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

条例第９条の２第１項のその他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第１８号）第２条の２に定める児童とする。

第７条の４第１項第４号を次のように改める。

⑷　条例第９条の２第１項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が、民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこ

と（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

第７条の４第１項に次の１号を加える。

⑸　第１号、第２号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第９条の２第１項に規定する職員に該当しなくなった場合

第７条の７第１項に次の２号を加える。

⑷　特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

⑸　第１号、第２号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第９条の２第２項又は第３項に規定する職員に該当しなくなった場合

第７条の８中「第７条の４第１項第４号及び第７条の７第２項第２号」を「第７条の４第１項第３号から第５号まで、第７条の７第１項第３号から第５号まで及び同条第２項第２号」に、「同条第１項及び第３項」を「同条第１項から第３項まで」に改め、「職員が要介護者」の次に「（条例第１６条第１項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」を加え、「、同項第３号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「から第３号まで」を「又は第２号」に改め、「、「育児」とあるのは「介護」と」を削る。

第９条第１項中「２０日に」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を、「第３条第２項」の次に「又は第３項」を、「定められた」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加え、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員の」の次に「採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該」を加える。

第９条の２第１項及び第４項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

第１１条第１項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第３項第１号中「及び第３号」を

「から第４号まで」に改め、同項に次の１号を加える。

⑷　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等　次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア　育児休業法第１０条第１項第１号　３時間５５分

イ　育児休業法第１０条第１項第２号　４時間５５分

ウ　育児休業法第１０条第１項第３号又は第４号　７時間４５分

第２４条の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第１項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることその他の疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと」を「、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出席停止若しくは同法第２０条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第２４条の２第１項中「１５の項」を「１６の項」に、「条例第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第２５条第２項中「９月」を「１０月」に改める。

第３０条第１項中「であって職員と同居しているもの」を「（第２号に掲げる者にあっては職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第１号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同条第４項中「４時間の」を「４時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該４時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない」に改める。

第３０条の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第３０条の２　前条第１項の規定は、職員が介護時間を受けることができる要介護者について準用する。

２　介護時間の単位は、３０分とする。

３　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業、第２２条の規定による育児休暇又は甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３２号）第２条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業、当該育児休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第３４条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第１６条第１項」の次に「又は第１６条の２第１項」を加える。

第３８条第１項中「期間等」を「条例第１６条第１項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）」に改め、同条第２項中「条例第１６条第２項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「１回の指定期間」に、「２週間」を「原則として２週間」に改め、同条に次の３項を加える。

３　職員は、第１項の規定による申出に基づき指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。

４　任命権者は、第１項の規定により職員が申し出た指定を希望する期間（以下「申出の期間」という。）又は指定した指定期間の末日の翌日から前項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が明らかに介護休暇を承認できない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

５　指定期間の通算は、暦に従って計算し、１月に満たない期間は、３０日をもって１月とする。

第３８条の次に次の１条を加える。

（介護時間の請求）

第３８条の２　介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、教育委員会に請求しなければならない。

第４０条第１項中「第３８条第１項」の次に「第３８条の２」を加え、同条第２項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会
教育長　松田　昌樹

甲府市教育委員会規則第４号

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則（令和２年３月教委規則第４号）の一部を次のように改正する。

第９条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会

教育長　松　田　昌　樹

甲府市教育委員会規則第５号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成２年９月教委規則第１１号）の一部を次のように改正する。

別表（第７条関係）を次のように改める。

設備器具利用料金

分類	品名	単位	利用料金
舞台設備	音響反射板	1式	8,240円
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	12,100円
	平台	1台	100円
	山台	1台	220円
	めくり台	1台	100円
	演台（花台を含む。）	1式	1,200円
	司会者台	1台	540円
	指揮者台	1台	100円
	指揮者譜面台	1個	100円
	譜面台	1個	100円
	屏風	1双	2,420円
	松羽目	1式	2,420円
	緋毛せん	1枚	320円
	リノリウム	1式	7,140円
	地ガスリ	1枚	3,300円

	紗幕		1枚	3,300円
	高座用座布団		1枚	320円
照明設備	調光機設備		1式	3,300円
	反射板ライト		1列	980円
	ボーダーライト		1列	980円
	フットライト		1式	1,200円
	アッパーホリゾントライト		1式	2,200円
	ロアーホリゾントライト		1式	2,200円
	サスペンションライト		1列	2,960円
	トーメンタルライト		1台	220円
	フロントサイドライト		1列	660円
	シーリングライト		1式	4,400円
	ピンスポットライト		1台	2,200円
	可動スポットライト	1.5キロワット	1台	320円
		1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台	100円
	ストリップライト		1台	220円
	効果用照明器具		1台	1,320円
	カラーフィルター		1枚	150円
音響設備	拡声基本設備		1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン		1本	540円
	ダイナミックマイクロホン		1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン		1本	1,760円
	三点吊マイク装置		1式	2,420円
	効果用スピーカー		1台	540円
	ステレオオーディオレコーダー（CD／SD／USB）		1台	1,760円
	効果用音響器具		1台	1,200円
	ダイレクトボックス		1台	320円
映写	液晶プロジェクター		1台	1,760円

設備	テレビモニター		1台	1,100円
	DVDプレーヤー		1式	1,760円
	映写スクリーン		1式	1,200円
	移動用スクリーン		1式	540円
楽器	フルコンサートピアノ（外国製）		1台	12,100円
	フルコンサートピアノ（日本製）		1台	4,840円
	セミコンサートピアノ（日本製）		1台	2,420円
	アップライトピアノ		1台	1,200円
	大太鼓		1式	1,100円
その他	持込器具使用電源	1キロワット未満	1口	100円
		1キロワット以上2キロワット未満	1口	220円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	1口	320円
	電動椅子		1式	6,600円
	仮設舞台		1式	11,000円
	看板枠		1式	5,500円

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会

教育長　松　田　昌　樹

甲府市教育委員会規程第１号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和４８年４月教委規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２スポーツの表の次に次のように加える。

国スポ総体				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
１　国民スポーツ大会に関する事項				
（１）　国民スポーツ大会に関すること。	重要	一般的	軽易	
２　全国高等学校総合体育大会に関する事項				
（１）　全国高等学校総合体育大会に関すること。	重要	一般的	軽易	

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市教育委員会告示第１６号

次の公印を改刻し登録したので、甲府市教育委員会公印規則第１３条の規定により、これを告示する。

令和７年３月３１日

甲府市教育委員会
教育長　松　田　昌　樹

１　改刻した公印

（１）種別　　専用公印
（２）名称　　学校長印
（３）ひな形　１６
（４）書体　　てん書
（５）寸法　　方２１ｍｍ
（６）印材　　木
（７）用途　　学校長名をもってする文書
（８）個数　　１個

廃止した印影	改刻した印影

２　公印の登録日　令和７年４月１日

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第２号

地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の１／５０の数並びに地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の１／３の数並びに市町村合併の特例に関する法律第４条第１１項及び第５条第１５項の規定する選挙権を有する者の総数の１／６の数は、次のとおりである。

令和７年３月３日

甲府市選挙管理委員会
委員長　志　村　文　武

１	１／５０の数	３，０４３人
２	１／３の数	５０，７０９人
３	１／６の数	２５，３５５人
４	選挙人名簿登録者数	１５２，１２５人

甲府市選挙管理委員会告示第３号

甲府市選挙管理委員会委員長志村文武氏から令和７年３月３１日をもって委員長を退職したい旨の願いがあり、地方自治法第１８５条第１項の規定によりこれを承認し、また、委員に欠員が生じるため、同法第１８２条第３項の規定により令和７年４月１日付けで第１順位であった次の補充員を委員に補欠する。

令和７年３月３１日

甲府市選挙管理委員会
委員長職務代理者　三　井　和　子

１　退職者

住　　所	氏　　名
甲府市伊勢	志　村　文　武

２　補欠者

住　　所	氏　　名
甲府市飯田	石　川　甚　徳

【任期：令和７年４月１日から令和１０年３月２２日】

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

甲府市公平委員会

委員長　山　口　一　男

甲府市公平委員会規則第１号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和４１年９月公平委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「事務効率係長」を「人事給与制度改革係長、ＤＸ推進係長」に、「政策係長」を「政策課政策係長」に改め、「、行政改革係長」を削り、同部病院の項中「医療総合研修センター長」の次に「、健診センター長」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第３号

農業委員会等に関する法律第２７条第１項の規定に基づく甲府市農業委員会３月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第２条の規定により、令和７年３月２８日午後２時００分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和７年３月２１日

甲府市農業委員会会長　柿　嶋　　敦

付議すべき事項

１　農地法に基づく申請・届出等について
２　農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
３　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
４　令和７年度活動基本目標等について
５　令和７年度最適化活動の目標について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第１号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程

（甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正）

第１条　甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程（平成１７年３月管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表総務課の係欄中「、管財契約係」を「業務効率係、管財契約係」に改め、同表給排水課の係欄中「、普及係」を削り、同表水道課の係欄中「水道第一係、水道第二係、水道第三係」を「水道更新係、水道整備係」に、同表下水道課の係欄中「整備係、維持第一係、維持第二係、維持第三係」を「下水道更新係、下水道整備係、管路維持係」に改める。

別表（第３条関係）業務部、業務総室、総務課の項同表第３２号から第５２号までを２号ずつ繰り下げ、第３１号の次に次の２号を加える。

３２　ＤＸ推進に関すること。

３３　情報施策システムの管理運用に関すること。

同表業務部、業務総室、経営企画課の項第９号及び第１０号を削り、第１１号から第１４号までを２号ずつ繰り上げる。

同表業務部、営業管理室、営業課の項第２号中「（湧水含む。）の賦課及び」を「の

賦課・徴収及び」に、第４号「指定納付受託に関すること」を「指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に関すること。」に、第９号「下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の未収金の徴収、徴収猶予、滞納処分（差押え）及び納付指導に関すること。」を「水道料金及び下水道使用料の滞納整理に関すること。」に、第１０号「前項以外の未収金の徴収及び給水の停止に関すること。」を「給水の停止に関すること。」に改め、第１２号「督促状の発布に関すること。」を削り、第１３号から第１８号までを１号ずつ繰り上げる。

同表業務部、営業管理室、給排水課の項第２号「給水装置工事の加入金及び手数料の賦課に関すること。」を「給水装置工事の加入金・手数料の賦課及び精算に関すること。」に改める。

第３号「給水装置工事の設計審査及び精算に関すること。」を削り、第４号から第１７号までを１号ずつ繰り上げる。

第１７号に次の１号を加える。

１７　排水設備等設置工事資金融資あっせん及び利子補給に関すること。

同表工務部、工務総室、計画課の項第３号中「工事」を削り、第５号から第６号を１号ずつ繰り下げる。

第５号に次の１号を加える。

５　経営会議広域連携検討部会に関すること。

第７号中「受益者負担金の賦課に関すること。」を「下水道事業受益者負担金に関すること。」に改め、第７号から第８号までを１号ずつ繰り下げる。

第９号中「上水道施設の図面整備、保管及び地図情報管理システムの運用に関すること。」を「地図情報管理システム及び施設情報管理システムに関すること。」に、第１１号「部内の庶務に関すること。」を「部内の総合調整及び庶務に関すること。」に改め、「第９号」を「第１１号」に「第１０号」を「第１２号」に「第１１号」を「第１３号」に改め、第１０号に次の１号を加える。

１０　上水道管路の完成図書の保管に関すること。

同表工務部、水道管理室、水道課の項第４号中「送水、配水管理に関すること。」を「送水管路、配水管路の維持管理に関すること。」に改める。

同表工務部、水道管理室、浄水課の項第３号中「維持管理に関すること。」の次に「（導水、送水、配水施設に係る土木、管工事は除く）」を加える。

（甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正）

第２条　甲府市上下水道局事案決定規程（昭和４８年８月管理規程第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第２（第４条関係）業務部、業務総室、総務課の表第２項の「第１３号」と「第１４号」を削る。

別表第２（第４条関係）業務部、業務総室、総務課の表第３項から第８項までを１項ずつ繰り下げ、第３項に次の１項を加える。

３　業務効率・情報に関する事項				
（１）　組織管理、職員の定数管理及び局内の流動措置の運用に関すること。	○			
（２）　経営会議業務改善部会に関すること。		○		
（３）　ＤＸ推進に関すること。	重要	一般	軽易	
（４）　情報システム適用業務の企画及び調整に関すること。	重要	一般	軽易	
（５）　情報システムの総括管理及び運用に関すること。	重要	一般	軽易	
（６）　情報の電子化及び情報通信技術の活用に関すること。	重要	一般	軽易	

業務部、業務総室、経営企画課の表第２項を削り、「第３項」を「第２項」に「第４項」を「第３項」に改める。

業務部、営業管理室、営業課の表第１項第２号中「水道料金及び下水道使用料（湧水含む。）の賦課及び更正に関すること。」を「水道料金及び下水道使用料の賦課・徴収及び更正に関すること。」に、第４号「口座振替及び指定納付受託に関すること。」を「口座振替・指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に関すること。」に改める。

業務部、営業管理室、給排水課の表第１項第５号「給水装置工事の加入金及び手数料等の賦課に関すること。」を「給水装置工事の加入金・手数料等の賦課及び精算に関すること。」に改める。

工務部、工務総室、計画課の表第１項第５号中「工事」を削り、第１０号「受益者負担金の賦課に関すること。」を「下水道事業受益者負担金に関すること。」に、第２項第１号中「上下水道施設の図面整備及び」を「上水道管路の完成図書の」に、第２号「地図情報管理システムの運用に関すること。」を「地図情報管理システム及び施設情報管理システムの運用に関すること。」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第２号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和４５年４月管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第４３条中「令第２２条の４」を削る。

第５０条中「令第２２条の５」を「令第２２条の４」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第３号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和４５年４月管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第１３条関係）水道事業勘定科目表　収益勘定の表中

「

水道事業収益	営業外収益	受取利息及び配当金	配当金
		他会計補助金	一般会計補助金

」

を「

水道事業収益	営業外収益	受取利息及び配当金	配当金
		国庫補助金	国庫補助金
		他会計補助金	一般会計補助金

」

に改める。

別表第１（第１３条関係）水道事業勘定科目表　費用勘定の表中

「

水道事業費用	営業費用	総係費	負担金 貸倒引当金繰入額

」

を「

水道事業費用	営業費用	総係費	負担金 貸倒損失 貸倒引当金繰入額

」

に改める。

別表第２（第１３条関係）下水道事業勘定科目表　収益勘定の表中

「

下水道事業収益	営業外収益	受取利息 国庫補助金	有価証券利息 特別債利子国庫補助金

」

を「

下水道事業収益	営業外収益	受取利息 国庫補助金	有価証券利息 国庫補助金

			特別債利子国庫補助金

」

に改める。

別表第２（第１３条関係）下水道事業勘定科目表　費用勘定の表中

「

下水道事業費用	営業費用	総係費	公課費 貸倒引当金繰入額

」

を「

下水道事業費用	営業費用	総係費	公課費 貸倒損失 貸倒引当金繰入額

」

に改める。

別表第３（第１３条関係）下水道事業予算科目表　収益的収入の表中

「

下水道事業収益	営業外収益	受取利息 国庫補助金	有価証券利息 特別債利子国庫補助金

」

を「

下水道事業収益	営業外収益	受取利息 国庫補助金	有価証券利息 国庫補助金 特別債利子国庫補助金

」

に改める。

別表第３（第１３条関係）下水道事業予算科目表　収益的支出の表中

「

下水道事業費用	営業費用	総係費	公課費 貸倒引当金繰入額

」

を「

下水道事業費用	営業費用	総係費	公課費 貸倒損失 貸倒引当金繰入額

」

に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第４号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和３３年管理規程第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成７年３月管理規程第４号。以下「勤務時間規程」という。）第２条第２項」を「勤務時間規程第２条第３項」に改める。

「第２条の２」を「第２条の３」に改め、第２条の２に次の１項を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第２条の２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、育児短時間勤務（同条の規定による短時間勤務を含む。）をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成７年３月管理規程第４号。以下「勤務時間規程」という。）第２条第２項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第３条第４項中「地方公務員」を削る。

第１０条第２項中「生計のみち」を「生計の途」に、「受けていることを」を「受けている者で、」に、「管理者が承認した者には」を「管理者が認めた者に」に改める。

第１２条第１項中「届出なければならない。」を「届け出なければならない。」に、同項第２号中「第１０条第１項第２号」を「扶養親族たる子」に、同条第２項中「届出なければならない。」を「届け出なければならない。」に改める。

第１４条の２中「１００分の６」を「１００分の５」に改める。

第１５条中「１００分の１２２．５を乗じて得た額」を「１００分の１２２．５」に、「管理者が別に」を「第１５条の５に」に、「（第１５条の５において「特定幹部職員」という。）」を「（以下「特定幹部職員」という。）」に、「１００分の１０２．５を乗じて得た額）に」を「１００分の１０２．５）を乗じて得た額に」改め、同条第３項中「、若しくは失職し」を削り、「職員が受けるべき給料」を「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第２条の２に規定する数で除して得た額）」に、同条第４項中「給料の月額及びこれら」を「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第２条の２に規定する数で除して得た額）及びこれ」に改める。

第１５条の２第１号中「第２条」を「第５条」に、同条第４号中「法第５５条の２第１項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）第６条第１項」に、同条第５号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に、「第５条の２第１項」を「第５条の３第１項」に改める。

第１５条の３第１号中「、若しくは失職し」、同条第２号中「又は失職」及び同条第３号中「以下同じ。」を削る。

第１５条の５中「規定で」を削る。

第１５条の６第２項に次の２号を加える。

⑹　育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（勤務時間規程第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。第１６条の４第２項第１１号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の２分の１の期間

⑺　修学部分休業（法第２６条の２第１項に規定する修学部分休業に相当するものをいう。以下同じ。）又は高齢者部分休業（法第２６条の３第１項に規定する高齢者部分休業に相当するものをいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その２分の１の期間

第１６条第２項中「給料の月額及びこれら」を「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第２条の２に規定する数で除して得た額）及びこれ」に、同条第４項中「「条例第１２条」とし、」を「「条例第１２条」と、」に、「同条第１項中」を「同条第１号中」に改める。

第１６条の２第３号中「第５条の２第２項」を「第５条の３第２項」に改める。

第１６条の４第２項第７号中「第７条の７第１項」を「第７条の８第１項」に、同項第１０号中「育児休業法第１９条第１項の規定による部分休業の承認を受けて」を「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業に相当するものをいう。）の承認を受けて」に改め、同項第１１号を第１３号とし、第１０号の次に次の２号を加える。

⑾　育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

⑿　修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第１９条中「７．７５を乗じたもの（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を、「勤務時間規程第２条第２項」の次に「又は第３項」を加える。

第２０条第２項第１号中「第３１条」の次に「第１項」を加え、同号ア中「労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条第１項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）」を「３８時間４５分」に、同号イ中「法定労働時間」を「３８時間４５分」に、「交代勤務職員について」を「交替勤務職員（以下「交替勤務職員」という。）について」に、同項第２号中「交代勤務職員」を「交替勤務職員」に、「法定労働時間」を「３８時間４５分」に、同条第３項及び第４項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第５項中「１か月」を「１箇月」に、同条第６項中「第７条の７第１項」を「第７条の８第１項」に、「第１項に規定する割合」を「第１項に規定する当該各号に定める割合」に、同条第７項中「とあるは」を「とあるのは」に改める。

第２１条第１項中「国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）等」を「第３１条に規定する祝日法による休日等」に、「第３１条」を「第３１条第１項」に、同条第２項中「第７条の７第１項」を「第７条の８第１項」に改める。

第２２条中「第３１条」を「第３１条第１項」に改める。

第２８条の２中「当り」を「当たり」に改める。

第３０条第５項中「（昭和３８年４月条例第１２号）」を削り、「第２条」を「第５条」に改める。

第３１条第１項中「第７条の７第１項」を「第７条の８第１項」に、「当り」を「当たり」に改める。

第３２条第１項第４号中「その管理者」を「その他管理者」に改める。

別表第２備考２中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附則第１９項中「地方公務員法」を「法」に改める。

附則第２５項を第２６項に改め、第２４項の次に次の１項を加える。

２５　育児短時間勤務職員等に対する附則第１７項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間規程第２条第２項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第５号

甲府市上下水道局職員育児休業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局職員育児休業規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員育児休業規程（平成１４年管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「及び第７号」を「から第８号まで」に改める。

第５条第１項中「甲府市職員退職手当支給条例（昭和２５年１０月条例第３１号」の次に「。以下「退職手当支給条例」という。」を加え、同条第２項中「甲府市職員退職手当支給条例」を「退職手当支給条例」に改める。

第７条を第８条とし１条ずつ繰り下げる。

第６条第１項中「部分休業(育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」の次に「に相当するもの」を、「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条２項中「第１６条の２の規定による介護時間又は第１８条の規定による育児休暇の承認を受けて」を「第１６条の２の規定による介護時間、同規程第１８条の規定による育児休暇又は地方公務員法第２６条の３第１項に規定する高齢者部分休業に相当する休業の承認を受けて」に、「当該介護時間又は育児休暇の承認を受けて」を「当該介護時間、当該育児休暇又は当該高齢者部分休業に相当する休業の承認を受けて」に改め、同条３項に次の１項を加え、同条を第７条とする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条

の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第５条の次に次の１条を加える。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第６条　退職手当支給条例第６条の４第１項及び第７条第４項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務（同法第１７条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第６条の４第１項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

２　育児短時間勤務をした期間についての退職手当支給条例第７条第４項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の３分の１に相当する月数」とする。

３　育児短時間勤務の期間中の退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第６号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成７年管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同条第２項から第４項まで１項ずつ繰り下げ、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の１週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

第３条中「ただし管理者は」の次に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし」を、同条第２項中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短

時間勤務等の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第４条第２項中「４週間ごとの期間につき８日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）」を「４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従ったもので８日以上、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）」に、同条第３項中「職務の特殊性により」を「職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」に、「４週間ごとの期間につき８日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）」を「４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）」に、「１日以上の割合で週休日」を「１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」に改める。

第５条第３項中「６時間を越え８時間」を「６時間を超え７時間４５分」に、同項２号中「第６条の２」を「第６条の３」に改める。

第７条の２第２項中「勤務を命ずることができる。」の次に「ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として、甲府市上下水道局当直員勤務規程第３条第１項に規定する当直勤務時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第２３条の許可に適合するように当該勤務を命ずることができない場合に限り、当該断続的な勤務を命ずることができる。」を、同条第２項中「勤務を命ずることができる。」の次に「ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。」を加える。

第７条の３第１項中「以下「深夜」という。」を「以下同じ。」に、同条第３項中「深夜勤務制限請求書」を「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」に、同条第９項中「育児又は介護の」を「育児・介護の」に改める。

第７条の４中「第７条の２」を「第７条の３」に改める。

第７条の５第１項中「第７条の２」を「第７条の３」に、同条第２項中「第７条の４」を「第７条の５」に、「時間外勤務制限請求書（第１号様式の２）」を「深夜勤務・時間外勤務制限請求書」に、「第７条の４」を「第７条の５」に、同条第７項第５号中「第７条の３第１項又は第７条の４」を「第７条の５又は第７条の６第１項」に、同条第８項２号中「第７条の４」を「第７条の５」に、「第７条の５」を「第７条の６」に、同条第９項中「育児又は」を「育児・」に改め、「（第１号様式の３）」を削る。

第７条の６中「第７条の３」を「第７条の４」に、「第７条の５」を「第７条の６」に、「以下「深夜」という。」を「以下同じ。」に、「同条第８項中」を「同条第８項第１号中」に、「次の各号」を「前項各号」に改める。

第７条の８第３項中「半日又は１日」を「４時間又は７時間４５分」に改め、同条第４項を削り、同条第５項中「第７条の７」を「第７条の８」に改め、同条第７項中「第７条の７」を「第７条の８」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第５項から第８項までを１項ずつ繰り上げる。

第７条の８を第７条の９とし、第７条の２から第７条の７までを１条ずつ繰り下げ、第７条の次に次の１条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第７条の２　第４条第２項及び第３項の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第８条の２中「第７条の７」を「第７条の８」に改める。

第９条中「第７条の２」を「第７条の３」に改める。

第１０条第１項１号中「２０日（定年前再任用短時間勤務職員」を「２０日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）」に、「２０日に定年前再任用短時間勤務職員」を「２０日に短時間勤務職員等」に、「第２条第２項の規定」を「第２条第２項又は第３項の規定」に、「定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間」を「短時間勤務職員等の勤務時間（以下「短時間勤務職員等の勤務時間」という。）」に、「付与されるべき」を「付与すべき」に、同項第２号、同項第３号及び同条第６項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に、同条第８項第１号中「次号及び第３号」を「次号から第４号まで」に、同条第１２項中「年次有給休暇の付与を受けようとする」

を「年次有給休暇を取得しようとする」に改め、同条第４号の次に次の１号を加える。

⑷　育児休業法第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等　次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア　育児休業法第１０条第１項第１号　３時間５５分

イ　育児休業法第１０条第１項第２号　４時間５５分

ウ　育児休業法第１０条第１項第３号又は第４号　７時間４５分

第１１条の５第１項中「第１２条の２及び」を「第１２条、」に、「第１６条第１項において同じ。」を「第１６条第１項及び表第２において同じ。」に、同条第２項中「２日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、勤務日ごとの勤務時間の時間数に２を乗じて得た時間（１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない者にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が別に定める時間）」を「２日（短時間勤務職員等にあっては、１５時間３０分に短時間勤務職員等の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た時間数）」に、同条第３項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

第１２条の２第１項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に、「第２条第２項の規定に基づき定められた」を「短時間勤務職員等の」に、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

第１２条の３中「（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、３８時間４５分に第２条第２項の規定に基づき定められた勤務時間を３８時間４５分で除して得た数の時間）」を「短時間勤務職員等にあっては、３８時間４５分（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、７７時間３０分）に短時間勤務職員等の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た数の時間）」に、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

１２条の４中「（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、３８時間４５分に第２条第２項の規定に基づき定められた勤務時間を３８時間４５分で除して得た数の時間）」を「短時間勤務職員等にあっては、３８時間４５分（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、７７時間３０分）に短

時間勤務職員等の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た数の時間）」に、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

第１５条の２第１項第１号中「被害地」を「被災地」に、同条第２号中「身体障害者療養施設」を「障害者支援施設」に改める。

第１６条第１項中「越えない」を「超えない」に改め、同条第７項、同条第１２項及び同条第１３項中「（第６号様式）」を削る。

第１６条の２第６項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）」を「育児休業法」に、「第１９条第１項の規定による部分休業」を「第１９条第１項に規定する部分休業に相当する休業」に改め、同条第１０項中「（第７号様式）」を削る。

第１８条第１項中「１日２回それぞれ１時間以内の」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第１項に次の２号を加える。

⑴　次号に掲げる職員以外の職員　１日２回それぞれ１時間以内の期間

⑵　短時間勤務職員等　１日の勤務時間が４時間以下の場合は１日１回３０分以内の期間、４時間を超える場合は１日２回それぞれ３０分以内の期間

第１９条見出し中「臨時職員に対する特例」を「臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員に対する特例」に、同条第１項中「臨時に任用する職員」を「地方公務員法第２２条の３第４項の規定により臨時的に任用された職員」に改め、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間その他勤務の条件は、この規程の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、管理者が別に定める。

第２０条の２中「第１１条の３まで及び第１１条の５から」を「第１１条の５まで及び第１２条の２から」に改める。

別表第２（第１１条の２関係）中「第７条の３、第７条の４、第７条の５」を「第７条の４、第７条の６」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第７号

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程（昭和４２年管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「係わる」を「係る」に改め、同条第３項中「別表第２の手当の額欄に定める額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、その額に甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成７年３月管理規程第４号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。））」を加え、同条第４項中「（平成７年３月管理規程第４号）」を削り、「第２条第２項」を「第２条第３項」に、「勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」に改める。

第５条見出し中「（代理職員等）」を「（代理職員等の手当）」に、同条中「手当の支給を受ける管理職が欠員の場合、又はその管理職を占める職員が休職されている場合にその役職を行う職員には兼任の場合を除きその管理職についてその手当」を「手当の支給を受ける役職が欠員の場合又はその役職を占める職員が休職にされ

ている場合に、その役職について事務取扱として発令され、長期にわたりその役職の職務を行う職員には、兼任の場合を除き、その役職について定める手当」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第８号

甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和５５年管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「企業職員で常時勤務を要する者」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて当該育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

第３条第５項中「（平成７年３月管理規程第４号）」を削り、「第２条第２項」を「第２条第３項」に、同条第６項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　育児短時間勤務職員等に支給する月額手当の額は、第１項の支給額欄に掲げる額に、甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成７年３月管理規程第４号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第４条第１項及び第２項中「手当」を「月額手当」に、同条第３項中「月を単位として定められている手当の対象となる業務以外の手当の対象となる業務」を「第３条第１項の表中、月額手当の対象となる業務以外の業務」に、「所属部長等に報告」を「部長に報告」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第９号

企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の通勤手当支給に関する規定（昭和３３年１０月管理規定第１２号）の一部を次のように改正する。

第４条の２中「第１項」を削る。

第５条第１項第１号ただし書を削り、同項第２号「定める額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は」を加え、「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）」に、同項第３号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第４号中「（１箇月当たりの運賃等相当額及び第２号又は前号に定める額の合計額が５万５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、第２項中「第９条の３」を「第１３条の２」に改め、同条第２項を第３項とし、第２項の次に次の１項を加える。

２　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号及び第３号に定める額の合計

額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第７条中「第３項」を「第５項」に改める。

第８条第１項中「次項」の次に「及び第８条の３第２号」を加え、同項第１号中「第５条第２項」を「第５条第３項」に、「少い」を「少ない」に改め、同項第２号中「２５回」を「２１回」に改める。

第８条の２中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第８条の３中「第５条第４号」を「第５条第１項第４号」に改め、同条第１項第１号中「（同項第１号に規定する１箇月当たりの運賃等相当額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第２号又は第３号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長
い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第２号中「、１箇月当たりの運賃等相当額」を「、運賃相当額をその支給単位機関の月数で除して得た額」に改める。

第９条中「第２号に規定する」を「第２号の」に改める。

第９条の２第１項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条及び」を「この条、第１１条」に改め、「支給単位期間」の次に「等」を加える。

同条第４項を次のように改める。

４　通勤手当は、１箇月当たりの運賃等相当額等（第７条の３第３号に掲げる職員に係るものを除く。）及び第５条第１項第２号又は第３号に定める額（第８条の３第３号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第１３条第１項第２号において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５万円を超えるときにおける通勤手当とし、その期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第１３条第１項第１号中「第１項」を削り、同項第３号中「地方公務員法（昭和

２５年法律第２６１号。以下「法」という。）」を「法」に、「第２条」を「第５条」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２号の規定により育児休業をし、」を「育児休業法第２条の規定により育児休業をし、法第２６条の５第１項の規定による自己啓発等休業の承認を受け、法第２６条の６第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認を受け、」に改め、同条第２項第１号中「運賃等相当額等（第８条の３第１号に掲げる職員にあっては、１箇月当たりの運賃等相当額及び第５条第１項第２号又は第３号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が５５，０００円」を「通勤手当算出基礎が１５万円」に、「運賃等相当額等が５５，０００円」を「通勤手当算出基礎額が１５万円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　１箇月当たりの通勤手当算出基礎が１５万円を超えていた場合１５万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

第１３条の２第１項中「第５条第２項」を「第５条第３項」に、同条第２項中「同号」を「前条第１号」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第１３条の３第２項中「第２条」を「第５条」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、「育児休業をし、」の次に「法第２６条の５第１項の規定による自己啓発等休業の承認を受け、法第２６条の６第１項(同条第４項において準用する場合を含む。)の規定による配偶者同行休業の承認を受け、」を加える。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員に支給されている通勤手当のうち、交通機関等及び条例第５条第１項第２号又は第３号に規定する自動車等に係る通勤手当（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間

等（この規則による改正前の企業職員の通勤手当支給に関する規則（以下「改正前の通勤手当支給に関する規則」という。）第９条の２第１項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものであって、改正前の通勤手当支給に関する規則第５条第１項第１号の規定による１箇月当たりの運賃等相当額（以下「改正前の１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び改正前の通勤手当支給に関する規則第５条第１項第２号又は第３号に規定する額（以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が５５，０００円を超える場合のものに限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（１円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を１箇月とする通勤手当として支給する。

⑴　改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が１５万円以下の場合　改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から５５，０００円を減じて得た額

⑵　改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が１５万円を超える場合　１５万円から５５，０００円を減じて得た額

甲府市上下水道局管理規程第１０号

甲府市上下水道局職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成１８年管理規定第８号）の一部を次のように改正する。

別表第４から別表第５までを次のように改める。

別表第４（第９条関係）

昇格時号給対応表

企業職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5

30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	

65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				
87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				

100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

別表第４の２（第１０条関係）

企業職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	33	22	22	10	14	18	17
3	33	23	23	11	15	19	21
4	34	24	24	12	16	20	28
5	35	25	25	13	17	22	45
6	36	26	26	14	18	24	45
7	38	27	27	15	19	26	45
8	39	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45
10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	37	37	25	29	73	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	

30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		

65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			
77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			
83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			
86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					

100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

別表第５（第１３条関係）

昇給号給数表

昇給区分／職員の区分	S	A	B	C	D
給与規定第３条第６項に規定する職員以外の職員の昇給の号給数	８以上	6	4	2	0
給与規定第３条第６項第１号に規定する職員の昇給の号給	２以上	1	0	0	0
給与規程第３条第６項第２号に規定する職員の昇給の号給	2	1	0	0	0

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

２　令和７年４月１日（以下、「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の甲府市上下水道局職員初任給、昇給等の基準に関する規程第９条又は第１０条の規定を適用する。

３　この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局管理規程第１１号

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第１７項の規定による給料月額に関する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第１７項の規定による給料月額に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第１７項の規定による給料月額に関する規程（令和５年管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２５項」を「第２６項」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第１２号

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第１９項等の規定による給料に関する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第１９項等の規定による給料に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第１９項等の規定による給料に関する規程（令和５年管理規程第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２５項」を「第２６項」に改める。

第２条第１項第９号中「給料月額をいう。」を「給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項又は第１７条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成７年３月管理規程第４号）第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。」に改める。

第３条第１号ウをエとし、同条第１号イの次に次のウを加える。

ウ　異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

第４条第３項中「又は第２号」を「から第３号まで」に、「第４号」を「第５号」に改め、同条第１項中第４号を５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に１００分の７０を乗じて得た額

第６条第１項中、「異動日後に第１号又は」を「異動日後に第１号、第３号」に、「第３号」を「第４号」に改め、「当該各号に定める額（」の次に「第３号アに掲げる職員以外の職員にあっては、」を加え、同項第１号及び第２号中「第３号」を「第４号」に、同条第３項中「又は第２号」を「から第３号まで」に、「第４号」を「第５号」に改め、同条第１項中第４号を５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、

そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

第７条第４項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

第８条第４項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第１３号

甲府市上下水道局職員の修学部分休業に関する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局職員の修学部分休業に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、職員の修学部分休業（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の２第１項に規定する修学部分休業に相当するものをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　職員の修学部分休業に関する取扱いについては、すべて甲府市職員の修学部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３１号）及び甲府市職員の修学部分休業に関する条例施行規則(令和７年３月規則第１０号)を準用する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第１４号

甲府市上下水道局職員の高齢者部分休業に関する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長　功刀　辰也

甲府市上下水道局職員の高齢者部分休業に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、職員の高齢者部分休業（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の３第１項に規定する高齢者部分休業に相当するものをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　職員の高齢者部分休業に関する取扱いについては、すべて甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和６年１２月条例第３２号）及び甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則(令和７年３月規則第１１号)を準用する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部活動規程第１号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市災害対策本部長
甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和３９年８月災害対策本部規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１総務部、総務総室の項中「デジタル推進班（デジタル推進課長）」を「ＤＸ推進班（ＤＸ推進課長）」に改める。

別表第１企画部、企画総室の項を次のように改める。

企画総室（企画総室長）	総務班（総務課長）	１　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 ２　部内の庶務に関すること。 ３　各部との連絡に関すること。 ４　受援（部内）に関すること。
	総合計画班（総合計画課長）	部内各班への応援に関すること。
	政策班（政策課長）	
	地域デザイン班（地域デザイン課長）	

別表第１企画部、財政経営室の項中「ＳＤＧｓ推進班（ＳＤＧｓ推進課長）」

を「連携共創班（連携共創課長）」に改める。

別表第１企画部、リニア交通室の項中「リニア政策班（リニア政策課長）」を「リニアプロジェクト推進班（リニアプロジェクト推進課長）」に改め、「リニアまちづくり推進担当課長班（リニアまちづくり推進担当課長）」を削る。

別表第１市民部、市民総室の項を次のように改める。

市民総室（市民総室長）	総務班（総務課長）	１　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 ２　部内の庶務に関すること。 ３　部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 ４　受援（部内）に関すること。
	市民班（市民課長）	１　避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 ２　避難者及び被災者の収容に関すること。 ３　炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 ４　避難状況の本部への報告に関すること。 ５　安否情報の提供。
	中道支所班（中道支所長）	１　支所内自衛消防隊に関すること。 ２　市民班への応援に関すること。
	上九一色出張所班（上九一色出張所長）	１　出張所内自衛消防隊の活動に関すること。 ２　市民班への応援に関すること。
	人権男女参画班（人権男女参画課長）	１　総務班への応援に関すること。 ２　避難所における男女共同参画の視点からの配慮に関すること。
	協働推進班（協働推進課長）	１　地域内の情報収集及び伝達に関すること。 ２　被災者の要望及び陳情の受付に関すること。 ３　災害ボランティアの支援に関すること。

別表第１福祉部の項を次のように改める。

福祉部（福祉	福祉総室（福祉総室	総務班（総務課	１　部内の活動の調整及び連絡に関すること。

部長）	長）	長）	2　部内の庶務に関すること。 3　部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4　社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5　社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。 6　福祉避難所の開設に関すること。 7　食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関すること。 8　義援金の受付及び配分計画に関すること。 9　受援（部内）に関すること。
		指導監査班（指導監査課長）	部内各班への応援に関すること。
		健康保険班（健康保険課長）	部内各班への応援に関すること。
	福祉支援室（福祉支援室長）	生活福祉班（生活福祉課長）	部内各班への応援に関すること。
		障がい福祉班（障がい福祉課長）	1　避難行動要支援者等に関すること。 2　福祉避難所の開設に関すること。
		長寿介護班（長寿介護課長）	
		地域包括支援班（地域包括支援課長）	部内各班への応援に関すること。

	会計室（会計室長）	会計班（会計室長）	1　部内各班への応援に関すること。 2　義援金の受け入れに関すること。

別表第１保健衛生部の項を次のように改める。

保健衛生部（保健衛生部長）	保健衛生総室（保健衛生総室長）	総務班（総務課長）	1　市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関すること。 2　県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関すること。 3　市三師会等関係団体との調整に関すること。 4　ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＨＥＡＴ、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。 5　市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。 6　災害医療情報等の広報、周知に関すること。 7　その他、災害関係機関等との調整・渉外に関すること。 8　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 9　部内の庶務に関すること。 １０　各部との連絡に関すること。 １１　受援（部内）に関すること。
		健康政策班（健康政策課長）	1　感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。 2　感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。 3　医療救護所の運営に関すること。 4　医療救護班の指揮に関すること。 5　その他、災害時の対人保健に関するこ

			と。
		地域保健班（地域保健課長）	1　医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。 2　避難所の保健医療ニーズ調査等に関すること。 3　巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。 4　医療救護所の運営に関すること。 5　医療救護班の指揮に関すること 6　その他、災害時の対人保健に関すること。
	生活衛生室（生活衛生室長）	精神保健班（精神保健課長）	1　災害時の精神保健医療活動に関すること。 2　医療救護所の運営に関すること。 3　医療救護班の指揮に関すること。 4　その他、災害時の対人保健に関すること。
		母子健康班（母子健康課長）	1　医務感染症班の指示による医療機関への訪問調査に関すること。 2　医療救護所の運営に関すること。 3　医療救護班の指揮に関すること。 4　地域保健班の応援に関すること。 5　その他、災害時の対人保健に関すること。
		医務感染症班（医務感染症課長）	1　医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関すること。 2　ＥＭＩＳを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。 3　医療スタッフ等の派遣要請に関すること。 4　透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。 5　医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 6　医療救護所の設置に関すること。 7　感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関

			すること。 8　その他災害医療関係の確保・調整に関すること。
		衛生薬務班（衛生薬務課長）	1　医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。 2　食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。 3　災害による遺体の処理に関すること。 4　特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。（動物園を除く） 5　その他災害時の対人保健に関すること。

別表第１子ども未来部、子ども未来総室、「総務班（総務課長）」に次のように第５号を加える。

５　福祉避難所の開設に関すること。

別表第１子ども未来部、子ども未来総室、「子ども保育班（子ども保育課長）」に次のように第４号を加える。

４　部内各班の応援に関すること。

別表第１子ども未来部、子ども未来総室、「母子保健班（母子保健課長）」の第２号を削る。

別表第１産業部、産業総室の項を次のように改める。

産業総室（産業総室長）	総務班（総務課長）	1　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2　部内の庶務に関すること。 3　部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状況の取りまとめに関すること。 4　受援（部内）に関すること。
	ふるさと納税班（ふるさと納税課長）	部内各班への応援に関すること。

	企業立地雇用推進班（企業立地雇用推進課長）	部内各班への応援に関すること。

別表第１市立甲府病院、病院事務総室の項中に、「健診センター班（健診センター長）」を次のように加える。

健診センター班（健診センター長）	診療班への応援に関すること。

別表第１教育部、生涯学習室の項中に、「国スポ総体班（国スポ総体課長）」を次のように加える。

国スポ総体班（国スポ総体課長）	部内各班への応援に関すること。

別表第２第三配備の項中「⑤「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は警戒宣言が発表されたとき」に改める。

別表第２（別紙その２）総務部の項中「デジタル推進課」を「ＤＸ推進課」に改め、同表市民部の項中「市民協働室」を削る。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部活動規程第１号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

甲府市地震災害警戒本部長
甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和５４年１１月地震災害警戒本部規程第１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたときの」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表又は警戒宣言が発令されたときの」に改める。

第１０条中「南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発令等」を「南海トラフ地震臨時情報の発表及び警戒宣言」に改める。

別表第１総務部、総務総室の項中「デジタル推進班（デジタル推進課長）」を「ＤＸ推進班（ＤＸ推進課長）」に改める。

別表第１企画部、企画総室の項を次のように改める。

企画総室（企画総室長）	総務班（総務課長）	１　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 ２　部内の庶務に関すること。 ３　各部との連絡に関すること。 ４　受援（部内）に関すること。
	総合計画班（総合計画課長）	部内各班への応援に関すること。

	政策班 （政策課長）	
	地域デザイン班 （地域デザイン課長）	

別表第１企画部、財政経営室の項中「ＳＤＧｓ推進班（ＳＤＧｓ推進課長）」を「連携共創班（連携共創課長）」に改める。

別表第１企画部、リニア交通室の項中「リニア政策班（リニア政策課長）」を「リニアプロジェクト推進班（リニアプロジェクト推進課長）」に改め、「リニアまちづくり推進担当課長班（リニアまちづくり推進担当課長）」を削る。

別表第１市民部、市民総室の項を次のように改める。

市民総室 （市民総室長）	総務班 （総務課長）	１　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 ２　部内の庶務に関すること。 ３　部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 ４　受援（部内）に関すること。
	市民班 （市民課長）	１　避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 ２　避難者及び被災者の収容に関すること。 ３　炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 ４　避難状況の本部への報告に関すること。 ５　安否情報の提供。
	中道支所班 （中道支所長）	１　支所内自衛消防隊に関すること。 ２　市民班への応援に関すること。
	上九一色出張所班 （上九一色出張所長）	１　出張所内自衛消防隊の活動に関すること。 ２　市民班への応援に関すること。

	人権男女参画班（人権男女参画課長）	1　総務班への応援に関すること。 2　避難所における男女共同参画の視点からの配慮に関すること。
	協働推進班（協働推進課長）	1　地域内の情報収集及び伝達に関すること。 2　被災者の要望及び陳情の受付に関すること。 3　災害ボランティアの支援に関すること。

別表第１福祉部の項を次のように改める。

福祉部（福祉部長）	福祉総室（福祉総室長）	総務班（総務課長）	1　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2　部内の庶務に関すること。 3　部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4　社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5　社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。 6　福祉避難所の開設に関すること。 7　食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関すること。 8　義援金の受付及び配分計画に関すること。 9　受援（部内）に関すること。
		指導監査班（指導監査課長）	部内各班への応援に関すること。
		健康保険班（健康保険課長）	部内各班への応援に関すること。
	福祉支援室（福祉支援室長）	生活福祉班（生活福祉課長）	部内各班への応援に関すること。

		障がい福祉班（障がい福祉課長）	1　避難行動要支援者等に関すること。 2　福祉避難所の開設に関すること。
		長寿介護班（長寿介護課長）	
		地域包括支援班（地域包括支援課長）	部内各班への応援に関すること。
	会計室（会計室長）	会計班（会計室長）	1　部内各班への応援に関すること。 2　義援金の受け入れに関すること。

別表第１保健衛生部の項を次のように改める。

保健衛生部（保健衛生部長）	保健衛生総室（保健衛生総室長）	総務班（総務課長）	1　市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関すること。 2　県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関すること。 3　市三師会等関係団体との調整に関すること。 4　ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＨＥＡＴ、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。 5　市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。 6　災害医療情報等の広報、周知に関すること。 7　その他、災害関係機関等との調整・渉外に関すること。

			8　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 9　部内の庶務に関すること。 １０　各部との連絡に関すること。 １１　受援（部内）に関すること。
		健康政策班（健康政策課長）	1　感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。 2　感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。 3　医療救護所の運営に関すること。 4　医療救護班の指揮に関すること。 5　その他、災害時の対人保健に関すること。
		地域保健班（地域保健課長）	1　医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。 2　避難所の保健医療ニーズ調査等に関すること。 3　巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。 4　医療救護所の運営に関すること。 5　医療救護班の指揮に関すること 6　その他、災害時の対人保健に関すること。
	生活衛生室（生活衛生室長）	精神保健班（精神保健課長）	1　災害時の精神保健医療活動に関すること。 2　医療救護所の運営に関すること。 3　医療救護班の指揮に関すること。 4　その他、災害時の対人保健に関すること。
		母子健康班（母子健康課長）	1　医務感染症班の指示による医療機関への訪問調査に関すること。 2　医療救護所の運営に関すること。 3　医療救護班の指揮に関すること。 4　地域保健班の応援に関すること。 5　その他、災害時の対人保健に関すること。

		医務感染症班 （医務感染症課長）	1　医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関すること。 2　ＥＭＩＳを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。 3　医療スタッフ等の派遣要請に関すること。 4　透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。 5　医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 6　医療救護所の設置に関すること。 7　感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。 8　その他災害医療関係の確保・調整に関すること。
		衛生薬務班 （衛生薬務課長）	1　医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。 2　食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。 3　災害による遺体の処理に関すること。 4　特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。（動物園を除く） 5　その他災害時の対人保健に関すること。

別表第１子ども未来部、子ども未来総室、「総務班（総務課長）」に次のように第５号を加える。

５　福祉避難所の開設に関すること。

別表第１子ども未来部、子ども未来総室、「子ども保育班（子ども保育課長）」に次のように第４号を加える。

４　部内各班の応援に関すること。

別表第１子ども未来部、子ども未来総室、「母子保健班（母子保健課長）」の第２号を削る。

別表第１産業部、産業総室の項を次のように改める。

産業総室 （産業総室長）	総務班 （総務課長）	1　部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2　部内の庶務に関すること。 3　部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状況の取りまとめに関すること。 4　受援（部内）に関すること。
	ふるさと納税班 （ふるさと納税課長）	部内各班への応援に関すること。
	企業立地雇用推進班 （企業立地雇用推進課長）	部内各班への応援に関すること。

別表第１市立甲府病院、病院事務総室の項中に、「健診センター班（健診センター長）」を次のように加える。

健診センター班 （健診センター長）	診療班への応援に関すること。

別表第１教育部、生涯学習室の項中に、「国スポ総体班（国スポ総体課長）」を次のように加える。

国スポ総体班 （国スポ総体課長）	部内各班への応援に関すること。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

任免辞令

（市長事務部局）

市長直轄組織　　危機管理室危機管理担当　　課長　　一瀬　博司

退職を承認する

以　上　　発　令　日　令和　７年　３月２０日

長田　英機

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市長直轄組織危機管理室危機管理担当課長を命ずる

以　上　　発　令　日　令和　７年　３月２１日

清水　孝貢

甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する

以　上　　発　令　日　令和　７年　３月２４日

総務部	人事管理室人材マネジメント課	課長補佐	深澤　篤
総務部	契約管財室管財課	主事	内藤　勲
市民部	市民総室総務課	主任	石原　智巳
市民部	市民総室市民課	主任	小林　典子
市民部	市民協働室協働推進課	課長補佐	内田　計也
市民部	税務管理室収納推進課	課長補佐	千野　一也
市民部	税務管理室収納推進課	課長補佐	土屋　光秋
福祉部	福祉総室総務課	作業主任	望月　利彦
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	課長補佐	星野　雅臣
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	作業主任	宮澤　美幸
環境部	環境総室環境保全課	課長補佐	坂本　竜也
産業部	農林振興室林政課	課長補佐	永関　昌樹
まちづくり部		部長	石原　修
まちづくり部	まち整備室道路河川課	統括主任	清水　洋
まちづくり部	まち整備室建築営繕課	課長補佐	佐野　晃通
市立甲府病院		副院長	飯野　弥
市立甲府病院	放射線部	技師長補佐	土橋　永
市立甲府病院	薬剤部	薬剤部長補佐	入倉　芳仁
市立甲府病院	看護部	主任	坂本　満永

（各通）

甲府市職員の定年等に関する条例第２条の規定により定年退職とする

以　上　　発　令　日　　令和　７年　３月３１日

市長直轄組織	市長室情報発信課	主事	遠藤　夏美
総務部	総務総室総務課	係長	古屋　金正
福祉部	福祉支援室障がい福祉課	技師	髙橋　淳子
福祉部	福祉支援室長寿介護課	主事	堤　真歩
保健衛生部	保健衛生総室地域保健課	技師	小尾　聖也
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	木川　絵美
まちづくり部	まち整備室地籍調査課	主事	渡邊　昭喜啓

（各通）

任期付採用の任期の満了により令和　７年３月３１日限り退職とする

以　上　　発　令　日　　令和　７年　３月３１日

総務部	人事管理室職員課	係長	伊藤　圭
総務部	人事管理室人材マネジメント課	主事	渡部　泰子
市民部	市民総室市民課	主事	神澤　千春
市民部	税務管理室収納推進課	主任	有泉　暁子
福祉部	福祉支援室生活福祉課	主事	村松　香奈子
福祉部	福祉支援室障がい福祉課	主任	平井　慶
保健衛生部	保健衛生総室地域保健課	技師	横川　美奈子
保健衛生部	生活衛生室医務感染症課	課長	長澤　直紀
保健衛生部	生活衛生室衛生薬務課	課長補佐	向山　雅史
子ども未来部	子ども未来総室子ども応援課	係長	関　勇人
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	主任	井坂　優美
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	係長	藤巻　順子
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	大嶋　琴美
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	技師	大塩　理沙
環境部	環境総室ごみ収集課	技能主任	宮川　健
産業部	農林振興室就農支援課	技師	中村　傑
まちづくり部	まち整備室都市整備課	技師	保坂　勇飛
まちづくり部	まち整備室道路河川課	技師	大屋　遼
市立甲府病院	診療部	医長	井手　秀一郎
市立甲府病院	診療部	医師	谷本　裕太
市立甲府病院	診療部	医師	前島　優
市立甲府病院	診療部	科部長	角田　元
市立甲府病院	診療部	医師	保坂　俊貴
市立甲府病院	診療部	科長	池上　みのり

市立甲府病院	診療部	技師	小池　悠花
市立甲府病院	看護部	主任	金子　愛子
市立甲府病院	看護部	技師	清水　太陽
市立甲府病院	看護部	主任	一瀬　結花
市立甲府病院	看護部	主任	石山　貴穂
市立甲府病院	看護部	技師	白倉　由吏安
市立甲府病院	看護部	主任	飯島　秀美
市立甲府病院	看護部	副看護師長	小尾　貴子
市立甲府病院	看護部	主任	田中　江里香

（各通）
退職を承認する

以　上　　発　令　日　　令和７年　３月３１日

（議会局）

議会局	議会総室政策調査課	課長補佐	佐藤　学

甲府市職員の定年等に関する条例第２条の規定により定年退職とする

以　上　　発　令　日　　令和　７年　３月３１日

（教育委員会）

教育部	教育総室総務課	主任	伊藤　奈々子
教育部	教育総室甲府商科専門学校事務局	課長補佐	清水　和仁
教育部	生涯学習室歴史文化財課	係長	林部　光

（各通）
退職を承認する

以　上　　発　令　日　　令和　７年　３月３１日

（上下水道局）

業務部	業務総室総務課	課長補佐	上田　和正
業務部	営業管理室営業課	課長補佐	長田　和平

（各通）
甲府市職員の定年等に関する条例第２条の規定により定年退職とする

以　上　　発　令　日　　令和７年３月３１日

業務部	業務総室経営企画課	課長補佐	五味　一男
工務部	水道管理室水道課	係長	大沢　浩一

（各通）
退職を承認する

以　上　　発　令　日　　令和７年３月３１日